

平成26年第5回佐渡市議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月19日（木曜日）

議事日程（第3号）

平成26年6月19日（木）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者	原田道夫君	総務課長	計良孝晴君
総合政策課長	渡辺竜五君	行政改革課長	本間聡君
世界遺産推進課長	安藤信義君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	計良隆弘君	交通政策課長	渡邊裕次君
市民生活課長	村川一博君	税務課長	川上達也君

環境対策長	名	畑	匡	章	君	社会福祉	鍵	谷	繁	樹	君
高齢福祉	後	藤	友	二	君	農林水産	山	本	雅	明	君
観光振興	濱	野	利	夫	君	産業振興	市	橋	秀	紀	君
建設課長	金	田	一	則	君	下水道	和	倉	永	久	君
学校教育	吉	田		泉	君	社会教育	大	橋	幸	喜	君
両津病院	小	路		昭	君	選挙管理	小	林	泰	英	君
監査委員	菊	地		誠	君	農務委員	長		敏	宏	君
消防長	深	野	俊	之	君	危機管理	坂	田	和	三	君
契約管理	伊	藤	浩	二	君	庁舎整備	鈴	木	一	郎	君
国営かんばい	北	嶋	富	夫	君						
推進主幹											

事務局職員出席者

事務局長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議事調査係	齋	藤	壮	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

平成26年第5回（6月）定例会 一般質問通告表（6月19日）

順	質 問 事 項	質 問 者
5	1 佐渡に急がれる社会資本整備の緊急課題について ○ 中央公論6月号に発表された「日本創成会議」の消滅する市町村896リストを迎え撃つ行政の心構えについて ① 空港・海上交通で対応すべき当面の諸課題について ② 医療・福祉の分野に対する対策について 2 トキの森物産館問題で表面化した主要施策の弱点について (1) 島民と共に行政を進める視点から見た弱点について (2) 芽出し・橋渡しについて、内部の体制強化なくして成果は期待できない (3) 総合戦略の欠落した渉外活動は、補給なき作戦の弱点をもつ 3 総合戦略の要について それぞれの課の具体的な戦略が行政の基本方針にそって進められているかの点検なくして行政の成果はない 4 国保会計の内容について	加 賀 博 昭
6	1 国営かんがい排水事業と国府川左岸土地改良区の水不足問題について (1) 水不足の原因は何か (2) ローテーションを組んでも水が配給できない原因は何か (3) かんがい排水事業の計画に問題はなかったのか 2 両津病院の病棟縮小の原因は何か 職員数が不足するために補助金が減額されている実態はないか 3 時間外労働・勤務時間確立について (1) 窓口対応者の勤務時間について (2) 年休・育児休暇を取りにくくしている実態はないか (3) 保育園の時間外労働について 4 単身世帯の増加と孤立・貧困・要介護の実態及び自治体への期待について (1) 単身世帯の増加をどう予測しているか (2) 単身世帯の増加が社会にもたらす影響について ① 経済的貧困者の増大 ② 介護需要の高まり ③ 社会から孤立する人の増加 (3) 単身世帯増加への対応について ① 地域づくり ② 社会保障の機能強化 ③ トランポリン型社会保障	大 森 幸 平
7	1 将来ビジョンと合併10年目以降の佐渡市づくりについて	中 川 直 美

順	質 問 事 項	質 問 者
7	(1) 市の最上位計画と称する将来ビジョンは、平成31年度の佐渡市のあるべき姿を示すとしているが、目指すべき佐渡市像とは何か。また、合併10年の大きな節目を迎えた今、総合計画的な市民とのまちづくり計画を策定すべきではないか (2) 新庁舎建設等基本構想について ① 建設することを前提にしているが、市民の理解は得られたと考えているのか ② 防災機能はどのようになるか。また、支所等の地域活性化・発展の拠点としての機能はどうか ③ 地方交付税においても支所等のあり方が明確にされてきたが、これをどう活かすのか (3) 財政計画について 合併特例期間の後半に入り、借金が大きく膨らむことになるが、今後の財政見通しをどのように捉えているか (4) 行政改革の指針（計画）について 具体的な進め方は 2 高齢者が安心して暮らせる地域づくりについて (1) 医療・介護総合法案は、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の追出しをさらに強化する大改悪であるが、これにどのように対応するのか (2) 改悪される介護保険等にも対応する第6期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画は、どのようなものを柱とするのか 3 いのちと健康を守る国民健康保険について (1) 年金引下げや消費税増税など深刻さが増している中で、「国民健康保険税の負担が高すぎる」との市民の声があるが、国民健康保険税の引下げを行うべきではないか (2) 低所得層など国民健康保険税の支払いが困難な方に対しては、保険税減免の対応をすべきではないか 4 市民の期待に応える教育行政について (1) 国の教育委員会制度改革について、市長及び教育長の見解を求める (2) 今後の教育行政改革計画と地域に果たす教育行政の役割をどう考えているのか	中 川 直 美
8	1 教育行政について (1) 新教育長の教育についての見解を伺う	荒 井 眞 理

順	質 問 事 項	質 問 者
8	(2) 図書館整備計画の現状について (3) 小・中学校後期統廃合計画について 2 個人情報にかかる本人通知制度について 3 子宮頸がんワクチン接種について 4 補助金等交付チェックリストの運用について (1) これで適切な交付のチェックになるのか (2) 不正再発防止のために過去の事例が検証され、チェックリストに反映されているか 5 特定非営利活動促進法による報告、検査の仕方並びに県緊急雇用事業について (1) NPO法人の平成23年度、平成24年度の報告、計算書の検査について (2) 平成23年度の佐渡観光総合情報発信事業のプロポーザルによる業者選定の経過について	荒 井 眞 理

午前10時00分 開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いします。

加賀博昭君の一般質問を許します。

加賀博昭君。

〔22番 加賀博昭君登壇〕

○22番（加賀博昭君） おはようございます。加賀博昭でございます。テレビをごらんの皆さん、お変わりありませんか。きょうの質問は、第1は佐渡に急がれる社会資本整備の緊急課題についてでございます。主に空港問題についてでございます。2点目は、トキの森物産館問題と行政の弱点について質問します。3点目は、総合戦略のかなめについて質問します。4点目は、国民健康保険の本算定について質問します。

使う資料は4枚です。1枚目が金北の峰に向けた佐渡空港滑走路890メートルを定めた昭和46年6月の運輸省告示第191号の資料であります。昭和46年は、私にとっては記念すべき年でございます。36歳で市議会議員に初当選したのが昭和46年で、現在79歳になりましたから、実に43年の歳月が流れております。私の43年の歴史は、市議会議員としては全国的にも誇れる実績を残しております。かなり前に今の総理大臣のお父さん、安倍晋太郎さんと吾潟の農地問題でやった、今も懐かしい、そのときはもっと頭にふさふさと毛が生えておりました。さすがに80歳に近くなると頭が薄くなっております。そこで、その全国的にも誇れる最近の顕著な例を簡単に申し上げます。第1に、平成9年8月完成の佐渡クリーンセンターの談合事件を見事にあぶり出し、天下の川崎重工に一泡吹かせた事件であります。私が指摘して15年、東京高裁は平成23年10月14日、平成21年ワ第450号事件の判決で佐渡市に4億5,704万4,140円を支払えと命じました。第2は、大川の灰溶融メルティングセンター倒産事件で新潟鐵工の小杉丈夫管財人に渡りをつけて、倒産した会社から4億5,000万円の工事を行わせた陰の陣頭指揮者は私でございます。誰もうそだというのはおりません。第3は、地方財政健全化法に基づき、本来入らない総務省が赤字の続く両津病院を潰すか建て直すかと迫ってきたとき、両津病院の31床をすこやか両津に譲渡して見事に黒字に転換し、総務省に130床を99床にして看護基準の改善で一気に7,000万円の増収は見事であると全国に紹介させた戦略を塚本部長、佐藤高齢福祉課長に示して成功させた裏わざ師は私であります。

このように抜群の成果を上げた私にもできなかったのが佐渡空港2,000メートルのP I調査であり、残念ですが行政区分の違いで県営空港のために涙をのんでいるものであります。そこで加賀資料ナンバー1を見てください。東大客員教授の増田寛也先生を座長とする日本創成会議の人口減少問題検討会議が発表した2040年、26年後の話でございますが、出産適齢女性20歳から39歳が50%以上減少する人口1万人以上の896自治体の衰退する中に佐渡市も入っております。これは、人口問題をやろうとしておるのではない。現在空港2,000メートルを必要とする13離島の中に人口問題で特異な評価を受けているのが徳之島、子宝島と言われて一家に3人子供がおります。それは、人口2万4,400人の島に2,000メートルの滑走路の空港

を持ち、本土から若い嫁さんを迎え入れて、さらに行政が手厚い施策を行ったからであります。佐渡の場合は、その空の道がないわけでありまして。これでは、座して死を待つようなものでございます。空港は工事を始めて10年かかると言われております。今それをやらなければ佐渡は沈没をする。そこで、だめな県会議員に任せておけないから、一般社団法人佐渡空港2,000メートルを応援する市民の会を立ち上げ、安いものではないのです。36万ぐらいかかる。6月16日、大安吉日に登記を完了して全島民の意思を結集する大署名活動、あっと驚くタメゴロウ作戦を口火にして大運動を展開しようとしております。この組織の代表は加賀博昭でございます。皆さんには挨拶状の写しを渡してあります。私の健康状態は新潟市民病院外科副部長桑原先生、両津病院に2年間いた先生でございますが、今偉くなって、この人の執刀で臓器3カ所を切除したが、わずか7日間で退院してまいりました。東京の蓮見先生の先進医療、樹状細胞投与の治療で完全に回復いたしました。それは、私の体が、お医者さんが言うのですが、50歳代だと、こうお医者さんが言ってくれるのですが、1つはやっぱり私の生命力なのです。そこで、これから陣頭指揮に入りますが、この行動は地権者同意はいま一步と議会ごとの説明で進まない佐渡市と佐渡新航空路開設促進協議会の知恵のない存在にも活を入れる行動になるわけでございますが、島民が行政の怠慢に業を煮やして立ち上がったということでございますが、行政はこういう行動を市民にさせるとのことについて反省するところはないかお聞きします。

次に、海上交通について質問します。ときわ丸を行政が買って佐渡汽船に与えました。それで運賃を軽減するわけですが、一例を挙げるならジェットフォイルの往復切符1万540円を8,540円にします。これとは別に島発あさトクきっぷは往復7,360円で、安くした金額よりは1,180円の差がございます。この際、佐渡島民には全便この金額にすれば片道3,680円になります。あさトク料金というのは、ときわ丸就航前から佐渡汽船が利用客をふやす対策として独自に計画したもので、大きく利益を上げております。きょう皆さんテレビ見ましたか。朝7時20分発は満席になっております。私が県会議員なら、知事に進言して、佐渡汽船にも交渉して、県の株式40%の強みを発揮して島民は全便片道3,000円の交渉をするが、今の県会議員には期待するほうが無理かもしれません。しかし、佐渡市としてはそれだけの気概を持って交渉に当たるべきであると思うが、意見を聞きたい。

ついでに申し上げますが、佐渡選出の県会議員、まことに申しわけないが、ほとんど仕事をしていない。昨日議論された佐渡中等教育学校の低学年生の給食問題も、これは県会議員の仕事でございます。給食というのは、小学校の生徒は1日284円、中学校は330円くらいでございます。お母さん方は1日これだけのお金を出して子供に給食を与えたいと思うのに、県がわけのわからぬことを言うてこれを妨害しておるわけでございます。そのために満足な給食が与えられない。私今ここに佐渡食育川柳コンクールの募集要項というのを持っておる。県は学校の給食はお金を出さないが、佐渡地域において食育関係機関、団体の連携を図って、そして食育推進運動を始めておる。そのくせ給食に対するお金は出さない。そして、こんな宣伝までやる。県のやっておることはちぐはぐだ。それなら県会議員が一言物を言わなければならぬのではないのか、私はこう思う。私は、佐藤県議が25年3月29日に発行した第12号、ここには市民から給食問題で県議のところへ要望書が来ておるといことがその記事の中にあります。しかし、それに対して対応した、行動したという記録はございません。そのかわりに加賀博昭議員に物申すというのが書いてあるのでございます。これに対して全面反論をしたのが市政会市政報告第6号でございます。佐藤県議をトップ

当選させた旧畑野町大久保の清七郎の佐藤久雄でございますという中面を質問資料ナンバー５、この裏でございます。カラーでございます。これを皆さんのところに資料として差し上げておりますが、失礼けれども、このビラが佐藤さんをトップ当選させたというふうに評価を受けておりますが、加賀博昭企画の自慢のリーフレットでございます。それは、おおさど丸事件、空港を持たない佐渡の弱点の資料としてきょうは差し上げてある。もうちょっとさかのぼるならば、厚生連佐渡総合病院建築に佐渡市は30億円を出しました。土地もただで出しました。県に何とか金出してもらえぬかという話をしたが、出してくれない。その県は、毎年自分が傘下におさめておる15の県立病院の赤字に毎年100億円を補助しているが、佐渡総合病院、50年に1度建てる病院にはびた一文出さない。これが実態でございます。県会議員は何をしているか、こんなときこそ県会議員が威力を発揮しなければならぬのではないか。

次に、資料ナンバー２と３を見てください。佐渡の医療の実態を病床数で示したものでございます。佐渡総合病院建築前は、基準病床は251床が不足しておりました。政府はいろいろ嫌らしい手を使って基準病床数を減らすわけですが、それでも現在194床不足しております。そこで、資料ナンバー４を見てください。県が発表した佐渡北方沖地震と津波の浸水想定でございます。県内14カ所のうち佐渡が3カ所を占めております。津波の高さも3.9メートルから7.3メートルと断トツでございます。両津病院の高台移築はもはや議論をする余地はない、直ちに決定をして移すべきである。

次に、トキの森物産館問題で表面化した行政の弱点について指摘したい。トキの森物産館事件は、専従業者を出し抜いて両津TMO社が佐渡しまーとと運営契約を進めたことで専従業者の一部が反発して表面化した事件のように見られておりますが、実は違います。市長の島内産品の売り込みを目指す拙速行為が根底にあるものでございます。さらに救いがたいのは、市長と議員が結託してこの事業を進めた疑いが持たれていることでございます。具体的に説明すると、この事業は両津TMO社と佐渡しまーと社が契約したもので、市は一切関係はないと説明しておりますが、平成26年２月１日に佐渡市長甲斐元也と両津TMO社が取り交わした覚書により、それは真っ赤なうそであることが判明しました。これを修復する道は、議員の株主名義を変更することだと指摘しておいたが、その後どうなったのかお尋ねをしたい。

次に、このようなボカ行為が表面化するのには市長の芽出し、橋渡しの行動が実は市全体の総合戦略を欠いておるから猪突猛進型の渉外活動になってしまっておる。このままでは、日を追うごとに矛盾が大きくなると思われるので、ご注意を申し上げておるわけでございます。急ぐべきは、地場産品を売り込む方針を甲斐市政の方針とするならば、それぞれの課が具体的な戦略の中で肉づけをしなかったら成功はしないと申し上げておる。この部分は大いに論争してみたい。私は、具体的なものをいっぱい持っておりますので、２回目以降にそれを明らかにして質問します。

最後に、国民健康保険の本算定について質問します。国は、平成29年をめどに国保を広域移行させたいとして、26年度本算定はそれへの助走期間である、25年度の実績では、保険給付費で約48億円、後期高齢者支援金で9億1,300万円、介護納付金で4億2,000万円、締めて61億円、これに対して保険税で14億5,000万円、国県支出金で42億3,000万円、合計で56億8,000万円、不足する4億2,000万円を一般会計から1億8,500万円入れて、あとは値上げをしたものでございます。ことしの本算定はどうなっているのかお聞きして、第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、加賀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。多種多様なご質問であったわけでございますので、答弁漏れがありましたら後ほどご指摘をいただきたいと思います。

まず、人口問題の研究所の資料に基づきました有識者、この資料というものが出されているわけございまして、私どもはこのままでいくと佐渡だけではなくて日本全体がおかしくなるよ、したがって今のうちから市民全員でこれを危機感を共有して一つの対策を打たなければならないという警鐘であるというふうに考えているところであります。しかしながら、人口問題というのは今やらなければならないという大きな問題でございまして、特に人口減少につきましては出生率の低下とか、あるいは一極集中、都市への人口流出など、これが加速しているということが大きな要因でありますけれども、特に離島、佐渡におきましては本土との交通手段の問題がある。したがって、社会資本整備は極めて重要であるというふうに考えているところであります。私自身も全国離島振興協議会におきまして離島の保全、振興に関する措置、そういうことについて今議論をされているわけでありまして、先般6月の16日の日に議長のお許しをいただき、国土交通省におきます国土審議会において私も出席をさせていただきました。その際に申し上げましたのは、離島の活性化のために国土交通省は15の項目にわたっていろいろと幅広い手だてをやっているわけでありまして、しかしながらその中で一番核となるのはいわゆる人、物の輸送である、このことを申し上げて、何としてもこのことについてはぜひお願いをしたいという要望を申し上げたわけでありまして。さらに、その際には会長の自民党の細田先生のほうからもこのことは重要であるので、何としてもせめてJR並みの料金に持っていかなければならない、このことについて努力をしろという言葉が最後の閉会の言葉としてあったわけでありまして。したがって、私自身もこれからも交通のものにつきましては一生懸命取り組んでいかなければならない、これが佐渡の活性化の成否を握っているものだというふうに考えているところであります。

そういう意味で2,000メートル化ということはどうしてもやっていかなければならないわけでありまして、今地権者との交渉もやっているわけでありまして、本当の意味で大詰めの段階まで今来ているわけでございます。同意取得については、そういう形で本当に詰めの段階まで来ているということだけ申し上げたいと思っております。さらに、この2,000メートル化を実現するために佐渡新航空路開設促進協議会というものが実はあるわけでございます。この佐渡新航空路開設促進協議会については、2,000メートルを実現、このことに賛同する市内20団体が加入をしているわけでありまして、私自身としては今後より一層機運というものを盛り上げていかなければならない。したがって、積極的に市民に働きかけると同時に、島外の団体にも加入を呼びかけていくような、そういう積極性が必要であるというふうに認識をいたしております。

また、ジェットフォイルの運賃についてもご指摘がございました。ときわ丸建造における島民還元策として島発ジェットフォイルについて往復割引の拡充等の取り組みを今進めているわけでございます。しかしながら、これからはいわゆる生活航路として、しかもジェットフォイルの重要性ということもあるわけでありまして、運賃の低廉化ということを今までも要請はいたしておりますが、輸送量の拡大を図るた

めにも、あるいは人口の減少を少しでも抑えるためにも引き続き強く要請してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、両津病院の問題でございます。これはもうご案内のとおりでございますして、両津病院のいわゆる役割というのは非常に大きいわけでありまして。このことは私自身も認識いたしておりますして、がゆえに耐震診断等も行ったわけでございます。耐震の改修工事が必要であるという判定をいただいたわけでございます。さらに、それについては入院をしておられる患者さんのこと等も考えながら、さらには防災、利便性、こういう観点から新築移転、いわゆる移転ということも含めて今協議をいたしているところでございます。隣接している特養の問題とか老健の問題もあるわけでありまして、一体的に解決をしていかなければならないというふうに考えております。

次に、トキの森公園の物産館についてのご指摘がございました。同公園で、これは交流人口の拡大を目指すということで、以前から議会のほうともお話をさせていただいております。議会のほうでは、私どもは公設というような形で当初考えていたわけでありまして、そうではない、いわゆる役人がこういうことをやってもだめなので、民活、民の力をかりてやるべきと、こういうご指示をいただいたわけでございます。そういう意味で民間活力による物産販売というものを模索をしてみたいわけでありまして。一方、昨年両津商工会が事務局となっておりますところの両津TMOから物産館を設置をし、佐渡産にこだわった商品の販売を行いたい旨の提案があり、私ども進めているいわゆる地産地消、これをやっていかなければならぬわけでありまして、まさにその方向とマッチをしたということで、期間限定で社会実験的な部分があるわけでありまして、商品開発を主眼として実施をいたしたところであります。なお、株式会社両津TMOがこの物産館を株式会社のしまーとと連携を結びながら運営管理を委託しているということでございまして、私どもとしてはこの株式会社しまーとについて民間の活力を生かして、これからも市の活性化に尽力をいただきたい、活躍をいただきたいということを期待をしているところであります。しかしながら、市民などに対して誤解を招いたようなことがあった、このことは事実でもございますし、またこれからもそういうことがないように今後業務を遂行するに当たりまして、連携に密にしながら指導監督を徹底してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、政策の実践でありますけれども、どうも一人で先走っているというようなお話もございました。結果として先走っているかどうかわかりませんが、しかし市長自らが先頭になってやっぱりやるということは必要だと思っております。そういう意味では、これからもこれは続けてやっていきたいと思っております。ただ、私自身がこういう方向でいくよということについては、今回の将来ビジョンの中にも明快にうたっているわけでありまして、その都度その都度こういうものはどうだ、ああいうものはどうだというアイデア等々を提案をさせていただき、それについて総合政策課を通じて庁議の場で協議、そしてできるものを指示をいたしているところであります。しかしながら、情報の共有とか、あるいは協力体制の一部徹底しないということはございます。これは事実でございます。そういう意味では反省はしておりますけれども、しかし初めからパーフェクトというのはなかなかあり得ない。したがって、私自身が先頭に立って、ぜひ職員からそれを見てもらってついてきていただきたいなと思っているわけでありまして。そういう意味では、今ほど申し上げましたけれども、総合政策課というものを核としながら施策の徹底を図ってまいると同時に、市だけではだめだ、あるいはもちろん市役所の中も縦割りだけではだめな

わけでありますので、いわゆるチーム佐渡というものを立ち上げながら今連携を進めているところでございます。いずれにいたしましても、こういう組織体制、いろんなことを考えたとしても、やっぱり一人一人の意識活性化のために今何をしなければならないのか、このことを一人一人が気づくということが大事であるわけでありますので、粘り強く進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、国民健康保険事業についてでございます。高齢化の進行などに伴う医療費あるいは後期高齢者支援金、あるいは介護の納付金等の支出が年々増加をしているということでございまして、被保険者の税負担というものも増加をしているのが現状でございます。このため、市といたしましては平成24年度、25年度、一般会計からの法定外繰入も実施をしながら、少しでも軽減できるように対応しているところでございます。平成26年度におきましても医療費などの支出は増加する見込みであるということでございます。そういう中で被保険者の保険税負担の軽減のために一般会計からの繰入れを行いたいというふうに考えております。これは、いわゆる27年度の方角に向けまして、一度にぐっと上がるというようなことではなくて平準化をするというこの基本的なスタンスに立ちまして今進めているわけございまして、29年度には都道府県化というようなことも今進められているようでございまして、この7月には国が中間取りまとめを行うという予定でございます。したがって、そういうものを総合的に勘案をしながら、これから国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。毎回地権者との関係はいい方向にっておりますと言うておるけれども、ちっとも進んだ跡が見えない。そこで聞く。平成22年2月3日で県知事に約束したのが佐交第44号、4年4カ月たってこの後どれだけかかるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

確かに三、四年たっているという経緯がございますけれども、現在最後の詰めのところ差しかかっております。早期に同意をとりたいということで頑張っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 頑張るのはいいのだ。どういう動きをしてきて、今どこまでいっておるかというところを専門家にわかるように説明しろ。素人にわかるように言うといろいろ問題があると思うから。どうぞ。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

詳細については、ちょっと差し控えさせていただきますけれども、関係者の皆さんから真摯に我々の説

明を聞いていただき、この後の生活の再建という部分もございますので、十分我々としても生活について配慮しながら進めていきますということでいろいろと深みの入った議論をさせていただいております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それはいいのだ。問題はこの人たちにどこかへ移ってもらわなければならない。そうすると、この人たちが好むところの土地を提示しなければならないが、それはしましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

住居の移転を伴う方もいらっしゃいます。その方につきましては、我々としては今の生活状況とさほど差異のないところでいろんな提案は差し上げております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 提案をするというからには、その土地を買わなければならない。それから、ここへ移ってもらえるかということを言わなければならぬ。それは、一体土地を持っておる地権者とはどの辺のところまで話をしておるのか。買い取ったのかどうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

代替地等については、新たな土地の取得に関してはそれなりに予算も伴うものでありますので、まだそこまでは至っておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） まず、ろくなことはやっていないということだけはわかりました。

次に、佐渡新航空路開設促進協議会は大体1億円ぐらいの金を使っておる。私の記録で残っておるのは8,400万です。一体どういうことをやって、この後どうしようと思っておるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

佐渡新航空路開設促進協議会につきましては、60年の4月に設立をされまして、現在20団体加盟しております。今ご指摘のとおり、設立時から25年度までの予算としましては8,400万円ほど支出をしております。主な活動の内容としましては、島民の世論喚起ということで定期的に機関紙の「飛翔」というものを発行しておりますし、空の日、トライアスロンやいろんな人の集まるイベント等におきまして新空港の必要性のPR並びに県や県議会等に対しての要望活動を実施しております。近年のところでいきますと、平成20年10月2日ですが、佐渡・羽田のデモフライトの実施、あるいは21年には全島の署名活動等を実施してきております。確かに島民の盛り上がりという部分についてまだこれからの部分が多分にありますけれ

ども、今後の方向性としましては先ほど市長の答弁にもありましたとおり、会員の拡充、それから2,000メートル化に応援をいただける方々について広く募りまして、島外も含めて機運の醸成を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 幾らたってもだめだから、36万円の金をかけて社団法人を私は設立した。そして、短期間ですけれども、あっと驚くタメゴロウ作戦でこれから佐渡全島に2,000メートル署名運動を展開いたします。私たち数名でもこれぐらいのことをやるのです。その点について学ぶ点があるかどうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 十分参考にさせていただきますし、私ども事務局をやっております佐渡新航空路開設促進協議会としましても今後島外を含めて広く活動をしていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） きょう資料でご挨拶とお願いというのを皆さんに渡してある。その後ろのほうにこう書いてある。同封の返信用封筒に入れてポストに入れてくれ、その力で知事と県議会を動かします。行政が進めている齋藤甲子郎会長の佐渡新航空路開設促進協議会とも連携して大きな運動にしていきたいと思います、こう言っている。このことについて賛成ができて、私どもと一緒にやりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

議員のほうの代表を務められます市民の会、こちらのほう、2,000メートル化を応援していくという立場でありますので、私どもの佐渡新航空路開設促進協議会としましてもそれぞれの立場で島民の機運を高めていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 次に、あなたたちの空港に対する感覚について聞きたい。先ほど申し上げました佐藤県議県政報告、これの12号、これを見ると彼はこう言うておるのです。佐渡空港の主体的取り組み、佐渡市の固有の責務であると、こう言うておるのだが、これについて抗議しましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

県議のほうからは、2月県会におきまして交通政策基本法について質問をされるということを事前にお聞きをしました。それで、この県政報告が出されてからは交通政策局長の県の執行部側の答弁しか私確認していませんでした。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） きのう俺が言うただろう。これ聞くぞと。佐藤久雄県政報告第12号の今私の指摘したところを見て答えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） この県政報告が出ましてから県議の質問の条項については一字一句確認しておりませんでした。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） こんなことだから、県がP I やらぬのだ。佐渡の責任だと言っておるのだ。そうではないだろう。佐渡空港は県営空港だろう。それだったら県の責任でやらなければならないのだと県議は言わなければならない。それを責任は佐渡だと、こう言っておるわけだ。これについて県会議員、それはうそだよということは言わなければならないと思うが、今そう思っているか、それとも今でも黙っておこうと思っておるか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 佐渡空港は県営空港であります。したがって、県が主体的に進める中で私どもの佐渡市に対して的確な指導助言をしていただきたいという立場で進めていきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） しっかりやりなさい。きのう災害が発生したときに佐渡に物資が運べない。きょう私が出したこの資料の一番後ろを見てください。私は、先般土肥弘昌佐渡分屯基地司令、この人は2等空佐だから昔の軍隊で言うと中佐だ。この人が加賀さん、あなたたち政治家がしっかりせぬから、仕方がないからいつ災害が発生するかわからぬから、私どもが自衛隊の分屯基地にあの大きなヘリコプターがおりれるヘリポートをつくりましたと、こう言っている。これ聞いたときに私は残念で涙が出た。今私の指摘を聞いてどう思いますか、市長。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今この小さな資料を見ておりますが、自前のヘリポートを平成25年8月に完成させましたというのがあって、大変ありがたいことであるし、きのうの答弁でも申し上げましたけれども、佐渡は離島でございますから、佐渡市民を一刻も早く逃がす、さらには物資を佐渡に持ってくるということでございますので、今の空港も活用し、自衛隊のこれも活用すると、こういうことで幅広くやっていくべきだと思っておりますので、大変ありがたいことだと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　そこに病院部長の小路君がおるけれども、彼が私に両津病院の上を大きなヘリコプターが飛んでいく、あれはどこへ行くのだろうかというのがここなのだ。ここへおりている。いいですか。こればかりやっておるわけにいかぬから、次に行く。私は、社団法人佐渡空港2,000メートルを応援する市民の会を設立しました。やむにやまれずであります。何で設立したかわかりますか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君）　ご説明いたします。

私どもの行政あるいは佐渡新航空路開設促進協議会の動きが鈍いということではないかと思えます。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　その一点は正しい。しかし、もう一つあるのだ。これをやらないとこの運動ができないという事情があるのだが、わかりますか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君）　申しわけありません。わかりません。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　この大事なことを答弁できなくてどうするのだ。答弁誰でもいいから、我と思う者は答弁しなさい。

○議長（根岸勇雄君）　答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君）　ご挨拶とお願いという文面を今見させていただいております。ここの中で市民の会というものを立ち上げて、2,000メートル化を実現をするということでご努力をいただくということになりますが、やっぱり私はここの中で今読んでみますと、宮澤内閣の閣議決定によってこういうものができているのにいまだにできていない、そういう意味では何とかしなければならないという意味でこれをおやりになったというふうにとっているところであります。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　さすがに市長は勘がいいのだ。もう一つ勘を働かさなければならない。これが出るとこれが違反文書かどうかということで大騒ぎになる。はっきり私が申し上げておくのだが、公職選挙法との関係があるのだが、どなたかお答えできますか。選挙管理委員会事務局長来ておるか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小林泰英君）　ご説明します。

公人の署名活動ということは、公職選挙法の中ではできないというふうに規定をされておりますが、た

だしできない条件として選挙に関し投票を得もしくは得しめ、または得しめない目的を持って署名活動することということです、選挙にかかわらない署名活動であれば可能であるというふうに理解しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そういうところ。いいですか。この後わあわあざわつくのがおと思う。そのために私が本会議でちゃんと説明しておく。公職選挙法第182条……だと思ふな。間違いない。公職選挙法の第182条第2項、ここにあるのだ。今課長が答弁したのが。私は自動車のところへ佐渡空港2,000メートルを応援する市民の会加賀博昭とこうやっている。あれは普通ならできない。しかし、私が登記してあるからできる。わかりますか。そのとおりだと思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小林選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小林泰英君） ご説明いたします。

はっきりそれができるかできないかということでございますが、議員であるとそういう氏名の掲示というのは好ましくない内容だと思いますが、今現在行っている法人としての活動ということでありますので、絶対問題ないかというところは県のほうに確認をしないと何とも答えられないところであるというふうに現在の私の状況では判断をしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） わけのわからぬことを言うなら改めて厳しく言わなければならない。公職選挙法第138条の2だ。条文出して読んで答弁しなさい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小林選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小林泰英君） ご説明いたします。

公職選挙法第138条の2、何人も選挙に関し、投票を得、もしくは得しめ、または得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることができない、このように規定されております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、事前に事が起こってはならないからと私が定款をやったが、あの定款ならできるという解釈を教えておいたのだが、お答えください。条文を言うて答えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小林選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小林泰英君） 定款のほうでは、社団法人でございます。社団法人については規制がございませんので、可能かというふうに考えます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 定款第4条、当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。佐渡空港2,000メートルに関する広報活動、書いてあるではないか。なぜこれを読まないのだ。私が読んだからもうそれでいいが、このことで間違いないか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小林選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小林泰英君） 今お話しのは市民の会の定款かということでございます。その中に目的として、当法人は佐渡空港2,000メートルを応援して、佐渡市民に普及させることを目的とするというふうに記載されております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 次は順序からいくと病院か。では、病院やろう。先ほど私が言うた。両津病院はすぐれたことをやったという総務省の評価を受けておる。その中で収入を上げたということについて一項を設けて評価しておるが、お答えください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） お答えいたします。

病床を減らしまして、看護基準を上げたということが紹介されております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そのとおり。それで7,000万だ。去年と同じだけ患者が、去年と同じ患者しかないのでにこし7,000万増収になったのだ。それを総務省は評価したのだ。その悪知恵を働かせたのは私なのだ。そういうことだ。さて、悪知恵はいいように使えば悪知恵ではないのだ。そこで聞くが、両津病院、相川病院を含めて近く2億の赤字が出ると私は見ているがどうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） そこまではいっていないというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 両津病院99床のうち使っておる病床は幾つですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） この4月から99床のうち39床休みまして、今現在60床で動いております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 病院というのは、高級ホテル並みなのだ。何にもしないで一晩泊めると2万円入る

のだ。間違いないか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） お答えします。

25年度の平均ですと2万4,000円から2万5,000円ということになります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 60床に減った病床掛ける、2万5,000円掛ける300、そうすると数字は幾らになる。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） そういう今の計算式ではないですが、病床が減ったことによる減収は1億四、五千万くらいかなというふうに想定しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

○22番（加賀博昭君） おまえは1億4,000万、俺は1億8,000万、市長よく聞いておいてください。1億8,000万なら赤字になる。そこで聞きたい。先般4月の16日に市長が職員の宣誓を受けて、それが新聞に載った。女性職員と男性職員が宣誓をした。ところが、それがこう言っておるのだ。チーム佐渡というのをつくって、そのうちの人材チームは看護師対策だと、そしてこれから学校回りをしたり、佐渡出身の看護師に来てもらうような運動をやるのだと言っておるが、私はこれはばかばかしい運動だと思うが、市長はどう思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私はばかばかしいとは思っておらないのですが、やっぱり医療関係も行政も全て含めて、一緒になって訪問をして、何とかお願いをするというスタンスが必要だと思っております。こんなことを言うのはおかしいですが、私も糸魚川の振興局時代に産婦人科のお医者さんが糸魚川総合病院になくて、富山大学まで行って頭を下げて2人連れてきたということもある。やっぱりそういうところへフェース・ツー・フェースでやるということも必要だと思っています。ただ、それだけで終わるのはうまくない。例えば今チーム佐渡でなくて、人口問題の中でも検討していますけれども、早期に看護師さんがやめられるわけです。それをどうやって食いとめる、どこに問題があるのかという分析をしなくてはならぬだろう。もう一つは、おやめになった看護師さんであってもそれぞれいろんな事情があるけれども、その事情が解消された場合にその方々とどうシェアをしていくのかという、こういう対策もやっていかなければならない。私自身、私の親戚にもそういう人がいるものですから、その辺のことを今検討してくれということをやった。いろんなことを考えていかなければならないと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それは普通の答弁。悪知恵のある私はちょっと違う。この記事で見ると、佐渡総合病院では1年間に20人看護師がやめる。その補充がつかないで困っておるのだと、こう言っている。その

連中が集まって今のような相談をしたって看護師が確保できるわけがない。そこで、私がこれから悪知恵の提案をするから聞いておいてほしい。こうやってやらなければならない。これから看護学校へ行くやつを、あるいは看護学校で優秀なやつを面接をして市役所職員に採用してしまいなさい。おまえは市役所職員として看護学校へ行っておる。看護師の資格を取ったら、やっぱり市役所職員として市で働く。こういう生きた政策を打たなければだめだと思うが、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これも人口問題につながるわけでございますけれども、単なる看護師対策ということだけではなくて、つまり若い女性をどう確保するのか、佐渡から出る女性をどうやって確保するのかということが大事であります。したがって、市の職員にするかしないかというのはちょっとまだそれにした場合にどういう問題があるかということをお自身分析はしておりません。しかしながら、つまり佐渡市役所の中で資格を取ることができないわけありますから、どこかの学校へ通わせなければならぬという問題がある。そういうときに本当に市役所の職員でいいのかどうかということも含めながら考えますが、しかしそれは看護師だけではなくてほかの部署においてもそういう女性採用ということこれから考えていかなければならないということで、今実は人口対策のプロジェクトチームで考えております。その中にそういうことも含めましてご助言をいただいたことに対しては感謝を申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 全くくだらぬ答弁である。というのは、実行をあらしめる、私社会保険労務士なのです。だから、労働法についても精通しておる。労働基準法においても精通している。しかも、あなたたちは奨学金というのを出している。しかし、奨学金を借りて勉強したからといって看護師になったらそれをひもつきで縛っておくということはいけません。そのひもをつけるのは市役所職員に採用してしまうということだ。おまえは市役所職員として看護学校へ行って勉強しているのだと、そして早速資格を取って一丁前になって戻ってこい、今度ひもがつくのです。私の話を聞いて、ある市の幹部が、いや、やっぱり加賀というやつは頭いいなと、こう言うたそうですが、こういう本当に聞いてわかるでしょう。漠然とやったって看護師になったらよそへ行くよと、こうなるのだ。これでは幾ら金貸したって、何かにやったってだめなのだ。これは、私がきょう一般質問で言うたからといって、あなたすぐわかったというわけにいかぬ。内部でよくあなたのスタッフと検討しなければならない。しかし、そういうことをやらないとだめなのだということを申し上げておく。間違いない。

そこで、こればかりやっていると時間がない。次に移るが、トキの森に行く。私は、トキの森で冒頭に申し上げた。何で覚書があるのだ、こう質問したらそれについて答えていない。答えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えします。

覚書については、環境省との指導とか公園内の利用についてTMOと覚書をいたしました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　ここのところは問題なのだ。いいか。TMO社と佐渡しままーとが契約を結んでおるのだ。それにもかかわらず、どうしてTMO社と佐渡市長が覚書を締結しなければならないのか。とんでもないことが書いてあるではないか、この覚書には。なぜこういうものが必要になったか詳細に説明しなさい。俺はわかっているけれども、聞いている人がわからない。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君）　ご説明いたします。

前段にこの物産館がトキの森公園に設置されるということで、環境省と佐渡市とでお互いに協議をさせていただいております。ふれあいプラザがありまして、それからトキ保護センターがございます。トキというのは非常に臆病な鳥なものですから、設置に関して工事とかが行われた場合、音とか物とか人とかによって非常に混乱を起こすということで、その辺の工事につきましては慎重になっていただきたいというようなことで協議をさせていただいております。

それから、飲食物等が発生した場合、こういったときにカラスですとか天敵のものとかが寄ってくるというような可能性も高いということで、飲食物の管理、ごみの処理の徹底というようなことで確認をさせていただいて、確認書をお互いに取り交わしております。その後これを受けて、TMO社のほうにこういったことがあるので注意をしていただきたいというようなことでの覚書を締結をさせていただいたという流れになっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　いいですか。これは、迷惑千万なのは佐渡しままーと。佐渡しままーとを抜きにしてやったのではないの。それはどうなのですか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君）　TMOからの提案があり、佐渡市のほうで検討してオーケーを出したというところで、TMOと覚書を結びました。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　佐渡しままーととTMO社がやっておるのに何で市長とTMO社が月に1回物産館、物産販売所のことで協議しなければならない、そう書いてあるが、何でそういうことが起こるのか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君）　ご説明いたします。

まず、この物産館の設置につきましては、5年をめどとしたパイロット事業といいますか、社会実験的な意味合いも込めて設置をさせていただいております。いろいろと社会情勢の変化等もございますので、

そういった中で設置をして営業を続ける、その中でいろいろと問題等が起こることも想定されておりますので、それがなくなような形で進めていこうということで覚書の中にそういう協議を行うということを入れさせていただいております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいかげんなこと言うな。いいか。善管注意義務というのが9にある。乙、甲で言うとかぬから言う。TMO社は物産販売所の設置及び運営がトキの森公園の活性化に資するべく、市長とよく協議をしながら物産販売所の適切な運営に努めるとなっている。これは、TMO社と佐渡しままーとのことではないのか。それを抜きにして、どうしてTMO社と市長が協議をするのだ。TMO社というのは、1年120万で佐渡しままーとに物産販売所を貸した、そして経営は佐渡しままーとがやらなければならない。そのことをどうして市長が横から行ってああでもない、こうでもないとやらなければならないのだ。そういう覚書をどうして締結したのだ。話が逆だろう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

このトキの森公園の敷地につきましては、白山神社の所有でございます。それを佐渡市が借りて運営、それから管理をトキの森公園という形でしております。今回のTMO社が設置しました物産館の敷地につきまして、白山神社との賃貸で契約となっておりますけれども、佐渡市が運営するトキの森公園の所有地ということで、ひいては白山神社内というところで善管注意義務を設けて覚書のほうに入れさせていただいております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そうなると、TMO社と市長と、それから請け負って委託を受けてその事業の経営に当たっておる佐渡しままーとが話し合いをしなければならないが、佐渡しままーとは覚書とか契約書を締結しておるのか。見たことがないが、見せてほしい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

TMOがしままーとに対して運営委託をしているものであります。

以上です。

○22番（加賀博昭君） だから、そのことを聞いている。答弁になっていない。ちゃんと答弁しなさいと言うてください、議長。佐渡しままーとはどうなればいいのか。関係ない市長とTMOがやって、佐渡しままーと……

○議長（根岸勇雄君） 説明してください。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） TMOについては、もともと産業の基盤をつくるというところで会社の方

針に従ってトキの森公園のほうにああいう施設をつくらせていただきました。そして、物産販売については販売能力のある佐渡しままーとのほうにお願いするという形で、佐渡市は土地の関係とかありまして、TMOに土地の中身について覚書をしましたが、販売委託についてはTMOから佐渡しままーとのほうに委託で運営をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 一般の商取引がわかっていないではないか。私がTMO社で、君が佐渡しままーとだとすると、僕はあなたに俺が建てた物産館を1年間120万で貸すと。それ以外に今度は横からここにおるあんちゃんが出てきて、おまえと俺と覚書を締結しなければならないってどう関係があると聞いているのです。何でそんなばかなことをしなければならないようになったのだと聞いておる。

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。私が農林水産課長のときにやっていた仕事ですので、経緯のほうをご説明させていただきます。

まず、TMOさんとお話があったのは、当初官設民営という形であそこで20万人来るところを佐渡の物産及び商品開発、新しい佐渡産の商品開発を含めてやりたいということをいろいろ考えておったのですが、なかなか民営では難しいということで進んでいなかったところ、TMOさんのほうから我々は販売という力はないのですが、地域の振興、いわゆる商業の振興のために設置者として我々が設置していくと、そういう形であそこの中での販売をそういう形で、当初佐渡しままーとさんというところでは我々は判断しておりませんでした。その中でまずは設置していきたいと、設置をして5年間というパイロット事業というご説明をいたしました。トキの関係で本当に続けられるかどうかもちよっとはっきりしていない中で、まず5年間あそこでの事業のものがあるところを考えまして、設置義務者としてTMOさんと我々と公園の管理についてこの中で覚書を交わしたというものでございます。ですから、設置義務者の中で販売についてはその後佐渡しままーとさんとやらせるということを後で聞いたような状況でございます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私のほうから答え言うといかがなものかと思うのだけれども、言いましょう。高野市長の時代にあそこで官設官営でもってやろうとした、議会に怒られてやめた、そこは皆さんわかってい

る。その後民営ならいいだろうということで、市長がTMO社を使って、そして佐渡しままーとと運営契約を結んだ。ここはこれでいい。ところが、1月の10日に環境省がクレームをつけてきている。それは、トキは非常に微妙な鳥だから、こういうことをやってはならぬ、カラスを集めてはならぬというようなことになってきたものだから、急遽後出しじゃんけんだけれども、TMOと佐渡市長が覚書を締結したのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

それにつきましては、TMOさんからもと先ほど申し上げたとおり、あそこでの物産は非常にリスクを伴うということで、回収できない可能性もあるという中でTMOさんのほうで設置義務者としてやりますというお話でいただいたのが一番先でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 時間がないから言えないが、TMO社の定款を見ますとかなり仕事ができることになっておるのだが、なぜTMO社がやらなかったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

当時の話では、基本的に物産販売自体を直にやるのはTMOのスタッフでは難しいという話を私は聞いた記憶がございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） TMO社が難しいと言っているのならTMO社にやらせられないわけではないか。それをどうしてやらせたのだ。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 物を設置するということで、そこをリードしていきたいというTMOさんのお話もありましたので、そこはTMOさんのご判断に販売委託についてはお任せするという事で考えておりましたので、まず物をTMOさん中心に設置をして、その設置した中で運営のほうの対策を考えていくと、それはできますということで話を伺っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 株式会社TMO社が市長に提案した提案書というものの、これが平成25年10月22日なのだ。ここに佐渡しままーとの定款を私は見ておる。ところが、この定款の最後の一番大事なところに、株式会社佐渡しままーと設立のための定款を作成し、発起人が次に記名、押印するとなっている。その日が25年の10月17日。そうすると、この提案書を出したときは佐渡しままーとはまだ未登記の段階だと、私

はそう思うのかわかりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 今議員おっしゃった時系列は議員おっしゃるとおりでございますので、ご提案いただいたときには佐渡しままーと自体は設立されていなかったというふうに記憶しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これ契約というのは非常に大事なのだ。だから、契約と事業というのは非常に大事なのだ。それを相手の会社ができておらぬうちにできておらぬ会社と契約書を締結するというのは、契約のイロハがわからない。場合によると刑事責任になる。だから、私がきょうあなたたちに朝来て、特別に私の社団法人佐渡空港2,000メートルを応援する市民の会の定款を渡した。定款と登記の関係を渡した。今渡辺課長はギブアップをして、佐渡しままーとができぬうちに契約したと、こう白状したのだが、こういうことはいいと思いますか、悪いと思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

これにつきましては、我々はちょっとTMOさんのほうに議会のあれもありましたので、民と民でやってほしいということで、我々もそういう部分で関与が足りなかったという点でいろいろ業務的に問題があったとご指摘については大変申しわけないというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そこで、今私が最後に読んだ発起人が次に記名、押印すると、それが25年の10月17日でとても登記は間に合わない、その中に、これは事実でございますから言わざるを得ない。祝優雄君が梅津1570番地ということで筆頭株主、2番目となっている、そういうもろもろの間違いを清算するためにここのところを話をして市民の誤解のないような措置をせよと私が言うたが、交渉したか。

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

答弁を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） 議員が議員の立場でその対応がいいかどうかということについては、これは議員さん本人の対応だと思いますので、私らはそれをよしあしということは特別議員さんにお話はしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　そこで、平成26年5月27日に最高裁が市会議員の2親等規制合憲という判決を出したのだ。どういうことかという、議員の2親等は行政とのかかわり合いで契約してはならぬというのは正しいという、つまりどういうことを言うておるかという、議員の公正さと議会の信頼を保つために議員がかかわる2親等以内に公共等についての契約はしてならないと。私の説明が間違いかどうか、これは答弁をいただかぬとわからぬのでお尋ねするが、今私が言うた判決は間違いないか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君）　ご説明いたします。

議員おっしゃるものは、広島県のある市の……

○22番（加賀博昭君）　広島県府中市。

○総合政策課長（渡辺竜五君）　そうです。府中市の政治倫理条例が最高裁で正しいか、その条例が適切かどうかということで争われた裁判だというふうに考えております。これにつきましては、議員政治倫理条例は市議本人や配偶者だけでなく、2親等以内の親族が経営する会社についても市との請負契約などを辞退するように定めているという、この市の議員政治倫理条例は違憲とは言えないという形で判断が出たものというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　私優しい言葉で言うておるけれども、先ほどから佐渡しままーとの会社設立前に契約するなど、いろいろ紛らわしいことをしておる。これは、市民が聞いているからおかしいではないかと、こういうことを言い出すに決まっておる。ならば急いで、やっぱり名誉ある議員なのだから、名誉ある市長なのだから、よく膝詰めでお話をして、可能な限り市民からあれこれ批判を受けたくないような形での調整が必要なのではないかと思うがいかがか。

○議長（根岸勇雄君）　答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君）　今いろんなお話を聞きましたけれども、私といたしましてはいわゆる地産地消のものをどうやって、しかもあれだけの大勢の人たちが来るところでどうやっていったらいいかという大きな方向に沿ってTMOと話をしたというところまで私は把握をしているわけで、あとはTMOと佐渡しままーとの間でいろいろと商交渉といいますか、そういうことがあるわけでございますので、私としてはまずTMOさんがやるというところまで把握をいたしていたわけです。ただし、その後いろんな点が出てきたということもご指摘を受けましたので、私自身ももう一回精査をしながら、どこに問題があるのか、その辺はもう一度精査をして、勉強をして、今後このようなことがないように努力をしてまいりたいと思っています。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　市長がこれから検討するというのだから、これほど深追いをしないのです。別に誰

かを攻撃するためにやっているのではない。しかし、少なくともあなたに提案書というのが出てきて、TMO社から佐渡しままーとをこういう形で契約して使うがよろしいかと、こう言うておる。あなたはこれに判こを押した、よろしいと判こを押した。その限りでは、あなたは俺はTMOと話したので、佐渡しままーとのことは知りませんわというわけにはいかぬ。そういう事情があるので、もう一回そういうことを含めて、けんかせいというのではないのです。検討してはどうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今私ご答弁申し上げたとおりでございまして、もう一度そのところは精査をして、どこに間違いがあるのかということ把握をしてまいりたいと思っていますし、それを教訓として今後二度とこういうことのないように頑張っていきたいと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あと2分ちょっとしかないが、一番大事な国保の本算定はどうなったのか答弁を求めます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明申し上げます。

平成26年度の国民健康保険の本算定の状況でございますが、本定例会におきまして税率改定等について追加提案する予定でございますが、冒頭市長も申し上げましたとおり、医療費、後期高齢者支援金、介護納付金等、それぞれ伸びを見ているところでございます。また、歳入面では歳入の大きな割合であります前期高齢者交付金、それから前年度の繰越金は若干昨年度よりは増額しておるところではございますが、国民健康保険財政調整基金も底をついた状況でございます。基金等の繰入れが考えられない限り、財源不足ということになりますので、今年度も国民健康保険税は引き上げる方向でと考えております。ただし、平成24年度から行っております法定外繰入により保険税の負担の軽減を図ることも考えておりますが、詳しい数字は申し上げられませんが、昨年度の引き上げ幅よりは若干抑えられるかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あしたあたり提案をすることになるのだから、深追いはするつもりはない。このことだけはちょっと教えてほしい。昨年一般会計繰入金というのは、私が先ほど1億8,500万ぐらい入れたのだと、こう言った。ことはどのぐらい入れる予定なのか。

もう一点。昨年の1人当たりの国保税と今度の国保税ではどのぐらいの差があるか、お答えください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） お答えします。

本年度の法定外繰入は6,000万円を予定しておるところでございます。

それから、引き上げ額は先ほど私1万1,000円より若干下回るといことで、8,000円前後といことで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、昨年並みの繰入金を入れるとどうなりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明申し上げます。

昨年の1億8,500万円を丸々入れた場合は、正確には申し上げられませんが、据え置きもしくは若干の引き上げでとどまるかと思ひます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 本来6月議会に本算定を提案するといことは、我々が一般質問ができるまでに本当は提案しなければならぬ。しかし、あしたの提案で俺が全部ひっくり返してしまうといのはいかなものかと思ひから、大体方向づけはわかつた。私が市民厚生常任委員長でござひますので、今の答弁は私は重視をしたい。つまりことしの6,000万、去年並みの1億8,500万円ならば国民健康保険税は上げなくてもいいとい答えがほぼ出るのではないかといふに私は承知をしておりますが、これから委員会においてしっかりと審査をするといことを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（根岸勇雄君） 以上で加賀博昭君の一般質問は終わりました。

ここで昼食休憩といたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大森幸平君の一般質問を許します。

大森幸平君。

〔6番 大森幸平君登壇〕

○6番（大森幸平君） 無会派の大森幸平です。通告に従ひ、一般質問を行います。

1つ目、国営かんがい排水事業と国府川左岸土地改良区の水不足について。平成20年時点の市の資料によると、この事業は総事業費、いわゆる国の国営分で740億円、市負担分が28億7,000万、これに伴う附帯事業の県営分、県営かんがい排水事業の総事業費が41.4億円、市の負担が8億2,000万円というのが事業内容で、さらに個人の田んぼまで水を引くには団体営と言われる事業も行わなくては水は使えません。農

家負担は維持管理費の70%が佐渡市の負担で、残り30%、旧自治体によっては10%が受益者負担となっています。このように莫大な事業を使い、国営かんがい排水事業は昨年竣工式を行い、今年度から本格的運用を始めました。

1つ、今年度は各所で水が出ないとの苦情が続出しました。その原因はどこにあったのか説明を求めます。

2つ、3日に1回のブロックローテーションにしても水が出ない箇所が出た原因は何だったのか質問いたします。

3番目は、かん排事業の計画に問題はなかったのか。実態と合わない給水計画、国営ダムからの本格的な放流は4月28日からであります。2つ目が3月20日から3月31日、あぜ塗りや苗代期にこの期間に水を要する農家もあります。それから、4月1日から5月15日、後期代かき、田植え期、佐渡では春の乾田耕起は行わず、水耕起を行います。4月上旬より荒代作業、水耕起が行われる普通期同様の取水量が必要です。農家の拡大に伴い、代かき作業は早まる傾向にあります。近年の農家の規模拡大や営農指導により、代かき時期は分散化し、田植えも遅くなる傾向にあり、極端な取水量の増加はなく、普通期と余り変わりません。佐渡の実情に合った給水計画にしてもらわないと国、県、佐渡市で莫大な費用をかけた事業は何のためにあったのかと指摘せざるを得ません。

4点目、国府川左岸土地改良区は節水対策として、6月6日より個人による給水をさせないで水かけ人による3日に1回のブロックローテーションを行っています。パイプライン化による給水の利点はあるのでしょうか。このまま雨が降らないと国営ダムからの年間割り当て150万トンで7月4日には使い果たし、小倉ダムの水も7月16日ころには貯水が1%未満となり、規定量の水以外もらえないとするとことしの米の収穫はできないことになりかねない。佐渡市としてこれをどう対応するのか、見解を求めます。この原稿を書いた時点はこうだったのですが、先般60ミリぐらいの雨が降りまして、8月頭ぐらいまで水はどうかもつという状況であるそうであります。平成28年3月31日で水の利権が切れるので、改定のチャンスであります。佐渡市としても佐渡の実情に合う中身になるよう、土地改良区と一体となり、佐渡地域振興局に働きかけをすべきと考えるが、どうでしょうか。

2つ目、両津病院の病棟縮小の原因は何なのでしょう。現在看護師は何人いますか。佐渡市将来ビジョンによる目標数は何人ですか。2年続けて単年度決算は黒字であったが、今年度の見込みはどうなりますでしょうか。

3番目、時間外労働及び勤務時間の確立について。職員の勤務時間は何時から何時までですか。

窓口は何時から何時まで開いていますか。

17時30分まで勤める人の勤務時間は何時から何時になりますか。

実態は多くの人が8時30分から17時30分まで勤務しているのではないのでしょうか。それをあなた方は黙認しているではありませんか。

5番目、職員の減少により職場の実態は厳しいものがある。年休や育児休暇等がとりにくい実態は生じておりませんか。

6番目、保育園の園長さんの中には私たちは時間外労働はできないと思っている人がいるようです。実態はどうなっているのでしょうか。

大きな4番目、単身世帯の増加と孤立、貧困、要介護、その実態と自治体への期待。2014年6月14日、政府が経済運営の指針となる骨太方針の素案をまとめた。脱デフレの足取りを確かなものとし、持続的な経済成長を図るため、確実に実現していかなければならない最重要政策です。企業の活性化につながる法人税の実効税率の引き下げについて、平成27年度から数年で20%台にすると明記し、人口減少対策に本腰を入れることも打ち出しています。いずれも経済の活力維持に欠かせないもので、評価はできるのです。忘れてならないのは、経済成長と両立させるべき財政健全化への取り組みであります。成長で税収をふやし、財政再建につなげる、それをさらなる成長に結びつけるという好循環の実現こそ安倍晋三政権の責務と言えます。国と地方の基礎的財政収支を32年度までに黒字化するとした国際公約を維持し、その具体的な道筋を早期に明示するよう検討することを盛り込んだ効果的な収支改善をぜひ講じてもらいたいと思います。もはや黒字化目標を掲げるだけでは意味がない。4月に8%の消費税増税を予定どおり実施した意義はある程度評価はできます。だが、内閣府の試算では来年10月に消費税を10%に再引き上げしても32年度の収支は約12兆円の赤字が残るとしています。しかも、約10年で団塊の世代は75歳以上の後期高齢者となる。医療や介護の給付増は確実に財政収支上の重い負担となります。収支の黒字化は財政健全化の第一歩にすぎず、先送りするゆとりはありません。20年秋のリーマンショック以降、膨張したままの歳出の削減は欠かせません。景気回復で税収がふえたからといってばらまきに走ることは許されない。社会保障を含め、聖域なき見直しを掲げたのは当然であると言えます。骨太方針には経済財政諮問会議で半年ごとに財政健全化の進捗状況を確認することが盛り込まれた。政権が一体となって取り組み、政策の遅れが生じれば直ちに対応するということが重要であります。その一方で労働者に対する政策は、第1に労働者派遣法を改悪し、人をかえれば期限に制限なく派遣社員に仕事をさせることができるようにする。第2に、地域限定社員制度の導入により進出企業が撤退するとき限定社員は解雇することができる。第3に、解雇の金銭解決を制度化することにより不当解雇を受けた労働者が裁判所に訴え、解雇無効という判決を受けたとしても企業はお金を支払えば解雇することができるようにする。第4に、ホワイトカラー・エグゼンプションの導入により一定以上の年収の労働者が労働時間ルールの対象外となります。これらの政策が実施されれば年収200万円以下の労働者がさらにふえることは明確であります。

こういった背景を加味しながらこの後論議をしたい点について述べます。単身世帯が増加すると言われているが、佐渡市の実態と今後の推移をどう予想しているか。

2番目、単身世帯の増加が社会にもたらす影響として、1つ、経済貧困者の増大、介護需要の高まり、地域社会から孤立する人の増加、以上3点について佐渡市の現状説明を求めます。

3番目は、単身世帯増加への対応についてであります。地域づくりについて。①、地域包括ケアシステムの5つの要素、医療、看護、介護、保健、予防、住まい、生活支援サービスを活用した地域づくりが鍵であると言われています。佐渡市の取り組み状況はどうなっているのでしょうか。

②が生活困窮者自立支援法、2015年4月実施予定による佐渡市の取り組み状況の説明を求めます。社会保障の機能強化について。日本の社会支出、対GDP比の規模は主要先進国の中では低い水準であると言われています。消費税を3%引き上げのお金は社会保障に全額充てるということであつたが、実態はどうなっているのか疑問であります。社会保障の効率化、重点化が必要であります。

3番目、トランポリン型社会保障。第1に、働くことが何よりの生活防衛であり、貧困から抜け出す確

実な方法という点であります。グローバリゼーションが進む中で単純労働は労働のコストの低い発展途上国に移る傾向が見られ、機械による代替も進んでいます。こうした中で失業を防ぎ、生活防衛をするにはスキルをつけて就労の可能性を高めることが最善の方法と考えられております。

第2に、職業訓練を強化することは経済の担い手を育成し、経済成長にもつながる点であります。人的資本形成への支援はコストではなく投資と捉えられます。

第3に、福祉依存者の減少に寄与し、長期的には財政負担の軽減につながるという点であります。例えば失業者が就職訓練によって就職できれば失業手当給付を削減することができるとともに、納税者に返っていくことになるという考え方があります。こういった考え方に立って政策を進めていくことが大切と考えますが、市長の見解を求めます。

これをもちまして演壇からの質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、大森議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の水不足への対応ということでございます。これは、水不足というのは自然に対応した補完的のものとして水不足の事業というものをやっているわけでありまして。特に慣行水利との関係等々から、やっぱり地域の実態に合ったような水利、水をどうするかということが必要なわけでありまして。いわゆる全国画一的なようなことではうまくない。それから、もう一つは生産者にとってみては今までのやり方とは違う方向で皆で協力をやっていくということが必要だと思っています。その前段の部分の水利権等については、国のほうに先般も私自身出向いていきまして要請をいたしたところでございます。その意味におきまして、具体的な対応等については国営かんばい推進主幹に説明をさせます。

次に、両津病院の問題であります。議員ご承知のとおりでございますけれども、この4月から2つある病棟のうち1病棟を休床としたところでございます。前年度退職者の看護師数に見合う看護師の補充ができなかったというのが要因でございます。看護師の不足につきましては、全国的な問題でもあるわけでありまして、しかし特に佐渡の場合はこれは大きな課題でありますので、何とかしていかなければならないわけでありまして、今のところ募集をしてもなかなか必要数が確保できないというような実態であります。何度も今までもご説明、ご答弁を申し上げているところでありますけれども、単なるこれを行政だけで看護師の確保というのはできないわけでありまして。どうも今までの流れを見ていると病院関係者についても看護師が足りない、看護師が足りないと言っているのだけれども、それだけの努力もしていないような、そういうことからするとやっぱりうまくない。佐渡市全体が動いて、みんなで動かなければならないということでチーム佐渡として今取り組みを現に始めているところでございます。その中でどういう方法があるのかというのは既存の取り組みだけではなくて、いわゆる本当に前例にとらわれない中でこれを対策をとっていかねばならないわけでありまして、いわゆる看護師の早期退職をどうやって募集をしていったらいいのか、あるいは早期に退職された看護師さんをどうやって再度またお願いをするのかというようなことも含めましてやる。それから、先ほども議員のほうから貴重なご意見もいただきましたので、それらも参考にしながら積極的にこれを進めてまいりたいというふうに考えているところでございま

す。職員数の目標等がございましたが、これにつきましては両津病院管理部長に説明をさせます。

次に、時間外の問題であります。私どもは窓口対応者を含めまして職員の勤務時間や休暇などについては適切な人事管理を行っているつもりであります。その詳細については、総務課長に説明をさせます。

保育園の職員について、今お聞きしますとなかなか時間外勤務というのはとれないのだというようなお話がございましたが、決してそんなことはございませんで、佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項により、時間外勤務が必要な場合は園長の命令によりこれができるということになっているわけでありますので、もしもこれを知らないというのだったら全く問題外、所管課におきましては園長会議等の場でこういうようなことについていろんな悩みもあると思いますので、そういうものも含めましてこういう園長会議の場等で説明もいたしているわけでありまして、適正なる労働をやったときに適正なる対価をもらうというのは当然のことでありますから、その辺はしっかりやるように今後とも指導してまいりたいというふうに考えております。

それから、いろいろと国の施策、経済問題、いろんな問題が今山積をしております、特にグローバルなこういう時代になってきますと1つの施策だけで物事の解決というのはできないわけでありまして。経済対策とか福祉対策とかいろんなものをかみ合わせた中で、今までのようにあれもこれもというわけではなくて、順番をつけてあれかこれかという施策をやっていかざるを得ない、そういうふうに考えているわけでありまして、このことについては市民の方々にもいろんな場面を捉まえてご理解をいただかなければならない。もう一つは、きのうの観光協会の問題ではございませんけれども、佐渡市の行政ができる範囲というのは限られているわけです。したがって、いろんな関係機関、団体が一緒になってやっていくという体制をとらない限り、いつまでも行政におんぶにだっこという姿勢ではこれからの行政運営はできないわけでありまして、その辺はしっかりとこれから詰めていきたいなと思っております。

個々具体的なご質問がありましたので、ちょっと長くなりますが、その部分だけご説明を申し上げます。平成25年度における生活保護世帯の中で単身世帯の割合は7割を超えているというのが今の現状でございます。さらに、その単身世帯のうち高齢者世帯は62.9%を占めてございます。また、単身世帯のうち若者を含むその他世帯も近年増加傾向にあるわけでございますので、今後の動向ということでございますが、いわゆる国勢調査の増減率等をもとに、あくまでも予測であります。予測をいたしますと、増加の傾向で推移するという見込みでございます。こうした単身世帯につきましては、どうしても地域社会とのつながりが希薄になりがち、いわゆる孤立化しやすくなるということでございます。それが即生活困窮のところに結びついていくということにもなるわけでありまして。私どもといたしましては、現行の制度によりまして、雇用保険を受給できない求職者に対しては職業訓練の受講により給付金を支給する求職者支援制度、あるいは生活保護受給者を含めた生活困窮者を対象に就労自立の促進に向けた就労支援をハローワークと連携をとりながら実施をいたしているところであります。25年の8月には15歳から39歳までのニート、ひきこもり、働くことに悩みを抱えている若者の就労支援ということも取り組んだわけでありまして。いわゆるサポステという形で行っているところでございます。いずれにいたしましても、こういう形の中で関係機関、団体と連携をとりながら進めてまいらなければならないなというふうに考えております。

一方、高齢者のみの世帯、ひとり暮らし高齢者への孤立防止については、地域の見守りと共助のつながりがとにかく重要であります。どうしても地域で見守るということが必要であるということでございます。

市といたしましては、地域で安心して暮らせるまちづくりに向けまして、今社会福祉協議会あるいは市役所あるいは大学、さらには私どもは郵便局等との連携も包括協定も結ばせていただいたわけでありまして、佐渡に住んでいるといえますか、佐渡にそういう場所がある人全てが全体で地域の高齢者のみ世帯あるいはひとり暮らしの方々の見守りということをやっているかなければならないと思っていますし、もう一つは他の市町村においてもそれぞれ大変ご苦労をして、いろんな優良事例もあるわけでございますので、その辺のところも勉強しながら進めてまいりたいと思っております。先ほども申し上げましたように、地域全体がその人たちをサポートする、面倒を見るというそのスタンスがない限り、これはいつまでたってもこの問題というのは解決しないわけでございますので、そういう点で私どももいろんな市民の方々とともに、あるいは関係機関、団体とも密接な連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 補足説明を許します。

北嶋国営かんぱい推進主幹。

○国営かんぱい推進主幹（北嶋富夫君） ご説明いたします。

水不足問題についてですが、一番の要因はことしの雨が少なかったことが挙げられます。具体的には相川の降雨記録によりますと、5月までの累計の雨量は458ミリ、これは平年比近傍5カ年の平均値との比較ですが、84%となっております。これを月ごとの雨量を見ていきますと、1月が106ミリ、平年比87%、2月が67ミリ、平年比66%、3月が少し多くて170ミリ、平年比141%、4月が33ミリ、平年比29%、5月が82ミリ、平年比92%となっております。このことから2月の雪が少なかったこと、それにより山に水の蓄えが少なかったこと、それから4月の一番水が必要な時期に雨が少なかったことがわかります。さらに、土地改良区への聞き取りによりますと、春の耕作時期に晴天続きで乾燥注意報が頻繁に出ていたと、このような状況であって田んぼの水持ちが少なく、ふだんよりも大量の用水が必要だったこと、それと一部の田んぼでかけ流しや水漏れ等もあったと聞いております。これらのことが重なって原因となったと考えます。

ブロックローテーションをしても水が配れなかったというご質問ですが、ブロックローテーションをしても渇水時にはそのブロック内での水配りルールの徹底と節水対策の徹底が必要となります。当地区では、役員協議の上、6月6日から水かけ員を配置し、用水の配水管理の徹底をして現在のところ何とか用水は行き届いているということでございます。

3番、6番の質問、ちょっとまとめになるのですが、市長答弁でもありましたとおり、佐渡の稲作の営農実態と水利権の取水期間との不整合があることは認識しております。現在平成27年度末の水利権更新に当たり、水利権を持っている農林水産省へ営農実態に沿った取水期間の変更について県と一緒に要望しているところであります。先般窓口である農林水産省信濃川水系土地改良調査管理事務所へ要請をしましてまいったところでございます。

パイプラインの利点とはということですが、これは一般的に漏水はないため、節水効果があるということになっております。ただし、適正な使用が前提であります。

最後に、今後とも降雨がなく、小倉ダムからの当地への配分用水を全て使い切った場合、その時点で小

倉ダムに余裕があるならば水利権取得者である農林水産省及び水利権の許可をする新潟県に対し、佐渡市としても緊急避難的な対応をお願いしてまいります。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 補足説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 両津病院の看護師数についてご説明いたします。

本年4月1日の時点で正職員37名です。将来ビジョンにおける看護師数の確保目標ですが、これも両津病院に関してですが、99床の病床を80％程度利用するためには48名ほど必要ということで、これを目標としております。今年度の単年度決算についてですが、加賀議員からご質問あったとおり、このまま1病棟のみ年度末までの運営ということになりますと1億4,000万前後の収入減につながりますので、大変厳しい状況になると予想しております。

○議長（根岸勇雄君） 補足説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

勤務時間についてであります。人事院勧告に基づきまして、平成21年4月から1日8時間の勤務時間を7時間45分に改定したわけでありまして。住民サービスの低下にならないように、現在も8時30分から5時15分と、8時45分から5時30分までの2つのシフトを組んで勤務時間の割り振りを振って実施しているところでありまして。したがって、窓口におきましても8時30分から5時30分まで開いているということから、15分間の勤務時間の延長はしていません。

次に、休暇や育児休暇等の取得についてでございますが、限られた人員の中で効率よく業務を執行するということでございますし、また係内におきましても良好なコミュニケーションを形成し、働きやすい職場づくりを目指し、監督のもと職員が皆で考えることが休暇や育児休暇の取得向上につながるものと考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） まず、1番の問題からやりますが、雨不足で確かに水が足りなかったというのは、これは事実は事実なのです。しかし、そういったことも加味しながらかん排事業というのは行われて、安定的に水が来るものだというのが、これは基本的な考え方だと思うのです。しかし、今年度の実態を見ると確かに雨が少ないとはいいつつも水が来るところは来るが、来ぬところは来なかったということなのです。その大きな原因は何なのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

北嶋国営かんばい推進主幹。

○国営かんばい推進主幹（北嶋富夫君） お答えいたします。

水の出るところ、出ないところがあったというご質問ですが、当地区は全地区の田んぼへパイプラインでかんがいをしております。当地区の計画としては、ファームポンドごとに3ブロックに分けております。

その中をさらに3つに分けて、全部の田んぼに3日間で水が行き渡るという計画となっております。ブロックの中の1日分を考えますと、その中の田んぼについても高低があります。低いところは割と水が出やすいのですが、仮にそこで大きく口をあけてしまうと一番高いところには水が出にくい状態になると、これは構造上そういうものだと思います。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 構造上そうなっておるということではありますが、それを平均的に出るには栓の開き方はどういうふうに工夫すればいいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

北嶋国営かんばい推進主幹。

○国営かんばい推進主幹（北嶋富夫君） お答えいたします。

当地区のパイプラインの田んぼの水とり口ですが、自動給水が最初から入っております。自動給水でありますと、水の出し過ぎということはありませんので、順番は低いほうからという感じになりますが、順々に水が満たされていくという考えになっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 自動給水だから、どういうことに器具を使えば今のように水が出るのですか。実際出なかったのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

北嶋国営かんばい推進主幹。

○国営かんばい推進主幹（北嶋富夫君） お答えいたします。

ことしの渇水、特にこういう時期については中のみんなの水だという共有意識が必要だと思います。自動給水栓を使わない人もおったと聞いております。みんなの意識が1つになることが必要だと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私地域振興局へ行って聞いてきたのですが、そういう説明だと農家の人はわからぬです。要するに給水栓を3分の1しか上げるなということなのです。3分の1上げておけばある程度水が水圧がかかって全部のところへ出ます。ところが、水の条件のいいところの人がおって、水持ちが悪いので開きっ放しでどんどん、どんどん水しているとその上のところはほとんど水出ないのです。これが実態なのです。そういう実態があった。そして、排水口から水がどんどん、どんどん出ているところもあったのもこれは事実なのです。だから、みんなで水を使う気持ちになれというのはそれは当然のことですけれども、そこら辺についての意識をさせる啓蒙というのは自動給水栓をつければ自動的に水がとまるという、そういう説明しか地元ではなかったのです。だから、水はどんどん来るものだと思っておったのです。ところが、実際問題水が少なくなればこういうことになるというのは早くからやっている地域の人はみんな

知っていることなのです。はっきり言うと、だけれども、知らぬ人たちもおったというのが今回の現象の大きな原因の一つになるのだらうというふうに私自身は捉えております。私自身は、条件のいい田んぼというのは持っていません。山の中で田んぼをつくっていますので、そういう自動給水なんていうのは知りませんが、実態はそうなのだそうであります。しかし、自動給水というのも風が強いと波があっただと自動給水をするところに水がたまるようになれば水はとまるのだけれども、風でどンドン、どンドン流されて排水のほうへ流れていくと自動給水でとまるまで水がいかぬのです。それは、風吹かれるのですからそうなるのは当然なのです。そういったこともやはり一つの原因であったというふうに聞いています。これが大きな原因なのだとするのであるならば、やっぱり構造上そういうものは3日に1遍しか水は来ないのだということが徹底されておらなかったというのは、私は一つの原因であったというふうに思っています。しかし、そういったところがきちんと説明をされておらなかったというのもまた事実だというふうに思います。それで、実態をよく知っている人がここにおります。ちょっと質問したいと思います。総務課長、あなたのところの田んぼは今どうなっていますか。水は出ましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

私の田んぼも俗称畑沖というところにありまして、パイプラインの給水区域であります。場所によりましては水が出るところもありますし、場所によっては出ないところもあります。私の田んぼは、一部かれたところもございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 遠慮してしゃべらぬようですが、あなたのところの田んぼ今草ぼうぼうでしょう。

それは、除草剤振ったって水が来ないのだもの。草がとまるわけがないです。そんな状態でしょう。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

お見込みのとおり、除草剤が効かないところは草が生えております。それは取らなければ後の収穫に影響すると考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 今のが本音のはずなのです。だから、水の来ない田んぼは今現在そういうぐあいに草ぼうぼうになったり、いろんな現象が出ていることは、これは事実ですから、収穫にもかなり影響する人も出てくるのでしょう。しかし、構造上そうなっているということを全体的に知らなかったというこのことも大きな要因の一つだというふうに私は思っています。その辺のところは、やはりしっかりと説明を

すべきであるというふうに思います。それで、水は大切に使わなければならぬ、これは当然のことなのですが、やっぱりささと田んぼを打って水持ちが悪い田んぼはどうしても水かけっ放しにしないと保たなかったというのが今までもあったわけなのです。そういったものを今まで黙認をしてきて、どうにか水が足りてきたというのは水がある程度自由に使えておったときもあった、その影響もあってそういう感覚が地域の人たちの中にあっただろうというふうに推測せざるを得ません。そういった意味からすると、そういったことについてもやはりきちんと構造上こうなっておるという説明はすべきだというふうに思います。そういったことから考えますと、やはり最初からそのようにこうなるのだというブロックローテーションなんていう言葉を知らなかった人が多いのです。はっきり言って。それは、水はある程度で上がるまではほかのところへ行かなかったから、畑野のほうで自由に使っておった時期もあったものだから、そういう実態が生まれたわけなのですけれども、そういったところについてはしかししっかりと説明をすべきだというふうに思います。この問題ばかりやっているとなれなのですが、振興局へ行って私もこの後このまま本当に天気が続くと8月の頭で水が切れそうです。そうしますと、国営かん排は恐らく今貯水率90%を超えていると思います。小倉ダムの水も今貯水率90%ぐらいあるのです。だけれども、これが8月頭になると150万トン使い放して、いわゆる自由に使える国営ではなくて、その下のダムの水も貯水率がほとんどゼロに近くなる。そういったときにきょう言うてあした水くれといったってくれるわけないですよ。もらえますか。そういう話になりましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

北嶋国営かんぱい推進主幹。

○国営かんぱい推進主幹（北嶋富夫君） お答えいたします。

きょう言うてあしたから水をくれというのは無理な話でございます。先般佐渡土地改良区連合の用水施設管理委員会を開いたと聞いております。その時点での話でございますが、融通をつけるようにその方向でいきましょうという合意はその時点で得ております。ただし、もうちょっと先で様子を見ながら時期を見てその話は再度やりましょうという話を聞いております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） きょう言うてあしたは絶対もらえません。それで、地域振興局に行って私もお願いをしてきたのですが、やはりうまく連携をとってやりたいというような話をされていまして、ぜひそういう方向で土地改良区等に指導して、地域振興局のほうと十分相談をしながらうまく水がもらえるようにひとつ対応をお願いしたいというふうに思います。私はある知恵を授かってきたのですが、もし水が足りなくなって国営ダムにばんばんと水がある、しかし田んぼをとって見たら稲が枯れている状況がどんどん出てきた、これが新聞に載ったらどうします。それは幾ら決められたといってそういう実態が新聞等に載れば大変なことになるというのは彼ら自身も承知をしているようでございますから、そういったことも含めてしっかりと対応していただきたい。市長、よろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 農業をやる場合に、これはもう基本的に水というのが命なのです。それがどこかの机に座っていていずれ送るような気持ちになってはだめなので、やっぱり水配計画というものはあるわけです。そういうことは、佐渡市だけに言われても困るので、土地改良区だってあるし、県だってあるし、国だってある。みんながやっぱり協力してそれぞれやらなければだめなのでありますので、そういう体制は今それぞれの専門の職員もいるわけですので、そういうところにはよく話をしますけれども、そういうことでみんな協力してやっていくということが大事だというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 今水利権は国のほうに移っているのですが、それまでは地元にあったわけですね。その水利権を放棄しなければならなかった理由は何だったのですか。それだけ1点聞かせてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

北嶋国営かんばい推進主幹。

○国営かんばい推進主幹（北嶋富夫君） お答えいたします。

水利権を地元で持っていたという話ですが、それは小倉川頭首工の話でしょうか。小倉川頭首工は、もとの慣行水利権による頭首工でありました。ですが、新たな頭首工をつくり直す段階で国、県の指導もありまして、許可水利権に変わったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） きれいな答弁をするとそうなるのですが、頭首工をただでつくってやるから水利権をこっちへよこせというのが実態だったのですよね。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

北嶋国営かんばい推進主幹。

○国営かんばい推進主幹（北嶋富夫君） お答えいたします。

国が取り上げたという言い方はちょっと当てはまらないかと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 取り上げたとは言いませんが、水利権を放棄しないと頭首工はつくってできませんという条件だったのでしょうか。違いますか。新しい頭首工をつくらぬ、それをやれば頭首工はただでつくってやりますという条件だったのでしょうか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

北嶋国営かんばい推進主幹。

○国営かんばい推進主幹（北嶋富夫君） お答えいたします。

水利権、新たに施設をつくる場合には許可水利権に変えなさいという指導はあります。施設は国が国営事業でつくりました。つくったところが水利権を取得したということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 地元の人は、今でも慣行水利権だと思っている人も実はおるのですが、実態は水利権は今国に移っていると。これは私も承知しています。しかし、そこへいくについてはいろいろな悩ましい問題があったということも私は承知しているつもりです。それを今さらとやかく言ってもしょうがございませんが、そういう実態があったということについては指摘をしておきたいというふうに思います。

2つ目の両津病院の問題に移ります。看護師さんが今4月1日時点で37人、前年度退職した人は何人おられますか。そして、何人足りなくて3階の病棟を休止せざるを得なかったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 昨年、年度で3名退職いたしました。その3名が補充できれば病棟再開できると考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 看護師が少ないとそういう病棟を縮小せざるを得ないという、なぜそうなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

病棟を運営していく上で最低限2名看護師の夜勤が必要になります。一月必ず2名夜勤をするということになりますと、計算上その人数が必要と、この人数に足りる人員を確保できていないということになります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 佐渡市将来ビジョンの目標数は48名、この中に特殊事情の要因という人間は含まれるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 特殊事情というのは何を指しているのかちょっとわかりませんが、人数に関しましては99床の病床を80%ぐらい埋めるためにはそれくらいの人数が必要ということで目標として掲げております。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

本間行政改革課長。

○行政改革課長（本間 聡君） 将来ビジョンの中には病床利用率の80%体制という数値しか入っておりません。議員おっしゃる特殊事情といいますと、例えば看護師さんが育休とか、そういう休暇制度をとるといことなのでしょうか。その部分については、全くここでは想定しておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 佐渡市将来ビジョンというのは、佐渡市のいわゆる最高の権威を持つ決まりですよ

ね。おたくらに言わせると。それ決めたときの中に、そういうところに特殊事情何人というのは入っていませんでしたか。それ知らないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 病院のほうでは、特殊事情に関する人員の想定はゼロということです。将来ビジョンの上では。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

病院の職員数につきましては、病床利用率80%の体制を目指しますということで両津病院管理部長が申し上げたような人数になっております。この80%を目指すという適正数を両津病院と相川病院を合わせて133ということですので、この人数の確保をするということが絶対でございますので、特殊事情という形での要件は設けていないということになるわけでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） わかりました。ちょっと私の勘違いがあったのか知りませんが。それで、佐渡市としての一番最上位の計画です。そしたら、これを何としても目標を貫徹する努力をするというのがおたくらの仕事でしょう。それは、病院だけの問題ではなくて、佐渡市としての仕事になるのでしょうか。その辺は両津病院だけに任せておるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

本年その対策を官の中で横串を刺すということが1点、官と民と連携してやるのが1点、その2点を柱にしたチーム佐渡というものを立ち上げて、看護師、介護士の募集を一つの柱として今取り組みを進めております。現実既に民間の病院さんと一緒に4月に県庁ほか県立看護大学等を回りながら、佐渡への就職のほうを先生方と一緒にどう持っていくかという議論をして、またお願いもしております。また、この後特に看護師につきましては早目にやめられた方もいらっしゃいますので、そういう方々の再雇用も含めて、やめられた方のリスト化等も今急いでおるところでございます。あともう一点でございますが、若い人が佐渡で働きたいという機運をつくるために、今佐渡総合病院ともお話ししていますが、看護学校、今半分ぐらい佐渡以外の子供がおるということでございますが、佐渡を知ってもらって、佐渡に住みたいという、そういうものを機運を盛り上げていくということもこし秋口に一つの仕事として今やるように計画しておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） チーム佐渡とか官民一体とかいろいろ言うておりますが、そういう私に言わせればあやふや的な取り組みだけでは、これはなかなか解消できません。佐渡総合病院だって看護師足りないの

です。うかうかしていればそっちへとられてしまうだけでしょう。きれいごとばかり言っていたって両津病院の看護師なんてそう簡単にふえません。そういったことからすれば、午前中の指摘された取り組み等も非常に有効な手段の一つになるという考え方も当然だと私も思います。そういった意味でもっと……市長は給料を下げるというたときに、両津病院が病棟を場合によれば閉めなければならぬというのは承知しておりましたよね。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 前部長から看護師がとにかく毎日のように募集するけれども、なかなか来てくれない、どうすることもできないという報告は受けておりますので、今総合政策課長が言ったように何がきれいごとなのか私はわかりませんが、一生懸命やっていることは事実でありますし、それからこれは佐渡市だけがやったってできないのです。佐渡総合病院だってみんな一緒になってやらなければだめなので、そういう意味で今一生懸命やっているところ。ただ、一生懸命やっているけれども、なかなかどこでも看護師さんが足らぬものですから、大変な状況だということでもあります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それは大変なのはよく私も、全然事情を知らぬわけではございません。しかし、3人足らないことによっていわゆる3階の病棟を今休んでいるわけでしょう。そして、その影響が1億4,000万程度の赤字につながるという見通しなのですよね。だとするならば、何としてもそれは3人早く確保して再開をして黒字にするように当然やらなければならぬでしょう。大変だ、大変だ言うてそれで済む問題ではないと思うのです。いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） もちろん大変だといって我々は手をこまねいているわけではなくて、病院は病院で独自でOBの方にお話をして臨時の方来ていただけるとか、いろんな話もしております。また、我々も先ほど申し上げたとおり、さまざまなところから佐渡で働いてもらえないか、また佐渡で今学んでいる子供たちが佐渡で働けるようにできないか含めて、これは両津病院、佐渡総合病院、佐渡全体で足りませんので、そこを含めて一緒に議論しておるところでございますので、一人でも多く佐渡で看護の仕事ができるようにこれからも努力を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） しっかりと対応していただいて、一日も早く再開をできるようにし、やはり病院の健全な運営をやっていただきたいと思います。というのも国の方針によりまして病院の問題も非常に厳しい状況になってくるのは、きょうの新聞等にも載っておりますけれども、なかなか入院しても今佐渡総合病院は早目早目に退院させられます。私の知っている人で腸から血が出て、けつからびやっと噴き出すようになって、入院して腹を30センチぐらい切ったのです。切ったけれども、10日でもう出されているのです。それで、手術した次の日からリハビリ、リハビリということで一生懸命運動させられたりしております。

したけれども、そういう厳しい状況になっております。ただ、逆に言うと午前中に退院させて、午後から次の人を入院させれば病院の経営というのは物すごく安定してくるのです。1日2人分金もらえるのだから。そういう関係でやったのかどうかは知りませんが、非常に今佐渡総合病院はできるだけ早く退院をさせるという方向になっているようでございます。非常にまだ連れてこられても、出されても誰が面倒を見るかと悩む家庭もあるわけです。そういったことを考えると、両津病院もしっかりと運営をしていただいて、そういう人たちを看護できる体制をやはり一日も早くつくって市民の安心感を与える必要があるというふうに私は思うのですが、どうでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 先ほど3名足りないと申しましたが、とりあえず1名確保できそうな見込みが立っております。何とかあと2名確保しまして、早期に病床確保していきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） ぜひそういう方向で一生懸命頑張っていたきたいと思います。

3番目の時間外の問題についてお伺いします。勤務時間は8時30分から17時15分、これが原則なのですよ。8時30分から17時15分まで、これが原則の勤務時間ですよ。間違いないですね。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

今言われたとおりが原則でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それで、17時30分まで勤めているためには8時45分から勤務する人にローテーションを組んで分けているというふうにきれいに説明しておりますが、実態は本当にそうになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

実際にローテーションを各課におきまして表に落としまして、窓口をそのように対応しております。しかしながら、8時半から5時15分にそこに席にいればいいというものではございません。8時半に仕事ができるように皆さんは5分前、10分前には来ておりますし、15分までを勤務きちんとして、それから後片づけに入るということでございます。私のほうでは、きちんとしているというふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私の認識とはかなり違います。実態は今ごろ来てあいつは遅刻かと言われて怒られ

たり、いろんなことがあったりして、そういうぐあいと言われた人も8時半では仕事についているという実態もあります。行政サービスセンター等でそういう割り振りを受けたとしても、みんなで仕事をしなければならぬという感じでほとんどの人が8時半から17時30分まで仕事をしているのが実態ではないですか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

私たちは公務員であります。先ほども申しましたように、勤務時間の中でそこで働くということでございますが、無論8時半に始業するということになれば事前に来なければなりませんし、係内での協力ということも大事だと思います。これにつきましては、管理職のリーダーシップのもとできちんと管理することになっておりますので、そのようにやっていると認識しております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 本当にそうですか。本当に8時45分から勤めている人を把握していますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

これにつきましては、課の課長がリーダーになりまして、きちんとローテーションを組んでおりますし、私が見ておりまして8時半に来る方もおります。これについては、45分からの勤務ということで認識しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私がなぜこの15分とかにこだわるかと思われるかもしれませんが、たかが15分といいますが、年間200日あるとするならば3,000分になるのです。1人50時間になるのです。これは、佐渡市の場合は労働基準監督署入りません。そういう法律になっていますから。しかし、民間だったら年間50時間ただ働きさせられているという実態があれば、訴えられれば監督署ばつと入ります。全部調べ上げます。そういう状態で本当に勤務させたかどうかという。管理者の責任をまず問うのです。だから、実態はほとんどの人が8時半から17時30分まで現に職場におるでしょう。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

私も8時半ではなくその前に来ますし、5時15分ではなく5時半以降もおりますが、私のほうとしましては仕事の関係がありまして、その勤務時間にきちんと仕事ができるようにということで、自分の事前の準備を含めております。それから、管理職のその課の長にしても命令等は出しておりませんので、それは適正にやっているというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そういうのを適正にやっているとはあなたは言うかしらぬけれども、一般的に見ればあなた方は野放しにしているというのです。管理責任がないのです。勤務時間終わったから帰きなさいというのを、本来そういうことをしなければならないのです。しかし、今私は15分の問題言いましたけれども、そういうおたくらの考え方であるとするならば、次に出ております育児休暇云々、そういう問題もやっぱり野放しにしているのではないですか。違いますか。実態ないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

育児休業のことでございますが、25年度の実績を申します。19名が対象者でありまして、取得率が100％です。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そういう答弁しかしないなら、もうちょっと角度を変えて言います。実際問題、職場の管理職含めて協力体制せねばならない。育児休暇の申請を出して許可になっている。では、職場の先輩が忙しいからおまえ休んではならぬ、こういう実態ないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 今言われたことにつきましては、その仕事の中で現在人員が減っている中での職員が言ったということについては、私は承知しておりませんが、そういうことがあったとしてもそれはそういう意味で言ったのではないというふうに解釈しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そういう意味で言ったのではないって、実態は全然掌握していないのね。聞いていないのですね。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 職場におきましては、育児休業もさることながら、病気とか、それとか今メンタルとかありまして、そのあたりの情報は人事係を通じて私のほうに入っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） はっきりしてください。私が言うた実態がないのか、あるのか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

具体的にどうのことですか。もう一度質問をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 育児休暇が許可になっておるとしても、職場の人間からきょうは忙しい、今月は忙しいのだから、制度があったとしてもとってはならぬと言われている、そういう実態はないかと聞いている。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

私のほうは、そういうことについての報告は受けておりませんが、それがどうか再度調査いたします。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私は、そういう実態があるということを承知しております。そういった意味であるとするならば、あなた方はきれいごとばかり言って逃げているというしか受けとめようがありません。しっかりとそういう対応をしないと、幾ら市長が子供をふやすために保育園2人以上無料にする云々といったって育児休暇もとらせられないような実態にあなた方が黙認しているとすれば、それはきれいごとばかりでそんな子育てなんてできるわけないではないですか。それを知っていて知らぬふりするというのは、私は絶対許せません。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

ここに19名のリストがございます。真野行政サービスセンター、両津支所等、あわせてそのほかいろいろございます。病院もございますが、19人いますので調査いたします。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そういうきれいごとばかり言っているということであるとするならば、おたくらの言っていることが私は全く信用できなくなります。それだけを申し上げまして、次の項に移りたいと思います。

生活困窮者自立支援法による取り組みが来年4月1日からなされるわけですが、具体的に佐渡市はどの程度の取り組みになっているのか、職員がやるのか、あるいは社会福祉協議会等に出すのか、その辺のことも含めて説明をお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君）　ご説明いたします。

昨年12月に成立しました生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の生活困窮者に対しまして、第2のセーフティーネットといたしまして社会保障制度や労働保険制度の第1のネットに加えまして、生活困窮者の自立の促進を図るということを目的といたしまして、平成27年度から実施される制度であります。新潟県におきましては、平成25年度に新潟、長岡、上越で生活困窮者モデル事業が実施されました。そして、本年26年度につきましては県内7市でモデル事業が実施されております。佐渡市を含めましたモデル事業未実施のところにつきましては、現在実施しているモデル事業を活用しながら制度施行に向けまして整備を支援しているというところでございます。そして、佐渡市におきましても新制度に係る国、県での会議の動向を注視しながら、モデル事業実施への視察研修等を通しまして佐渡市の実態に即した体制づくりに向けて庁内関係課によります制度施行の検討と関係機関のネットワークの構築に努めてまいりたいというふうに思います。そして、議員がおっしゃいました直営になるのか、委託になるのかといった部分でございますけれども、こちらについても県内のモデル事業の実施をしているところを参考にしながらメリット、デメリットを検証しまして庁内関係課のプロジェクトチーム等を立ち上げる中でそちらのほうで検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君）　生活困窮者自立支援法による中身はいろいろあるのですが、佐渡市としてはどの事業までやるのですか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君）　生活困窮者自立支援法につきましては、先ほど申し上げましたとおり生活保護に至る前の分ということで、国のほうでは必須事業と、それから任意事業を設けております。必須事業につきましては自立相談支援事業、これは相談等事業、それからプラン等を立てるというふうな事業になります。それから、住居確保給付金給付ということで、これにつきましては離職によりまして住宅を失った生活困窮者等に対しまして家賃等を支給するというものでございます。これが必須事業ということになりますけれども、任意事業といたしまして4つほどございます。1点目が就労準備支援事業、2点目が一時生活支援事業、3点目が家庭相談支援事業、この家庭相談支援事業というのは家計に関する相談とか指導といったものでございます。あと、それから生活困窮者家庭の子供の学習支援という形で学習支援事業というものがございまして、こちらについても必須事業と任意事業、必須事業については当然やるわけでありまして、任意事業についてはこの後協議ということになりますので、よろしく願います。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君）　ちょっと私の聞き方が悪かったかもしれませんが、必須事業は当然どうしてもやらなければならないので、やるのはわかるのですが、その他のところも来年から全部やるのですか。今言ったのは。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 任意事業につきましては、佐渡市の実態に合わせましてこれからプロジェクトチーム等で協議しまして進めていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 私もちっと勉強不足の点があるのですが、必須事業については国庫負担金は4分の3出るというふうに書かれているようだけれども、佐渡市の持ち出しはあるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 国庫事業ということで、これは4分の3の補助が必須事業ということになりますが、任意事業につきましては2分の1程度ということになっておりますので、必須事業は4分の1の持ち出しということになりますし、それから任意事業につきましては半分が持ち出しという形になるかと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 具体的にまだなっていないので、そういうことになるのですが、その辺のところは後でまた勉強……ただ私の認識が間違っておったら指摘をしてもらいたいのですが、必須事業については国庫負担が4分の3出ます、就労準備支援と一時生活支援事業については国庫負担3分の2というふうになっておるようです。私の見た資料によると。それから、その他の生活困窮者自立促進に必要な事業ということで、これは国庫負担が2分の1ですよね。そうすると、残りは全部佐渡市なのですか。新潟県からは出ないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 私の知っている限りでは、今のところ持ち出しということで聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） それで、さっきの生活困窮者自立支援法とはちょっと離れますが、きのうの論議の中にもありましたが、市長いわく健康寿命を延ばすための事業、介護保険で今まで面倒を見ておった要支援1、2、これは自治体に今度お任せの事業になります。という形になるのですが、これは佐渡市としてはいつから実施になるのですか。それと、これにかかわる経費はどこからどう出るのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

昨日成立しました医療・介護総合法案というものに盛り込まれております。それで、今ほど言われまし

た支援給付に係ります通所介護、訪問介護の部分につきましては、29年4月からは必ず全市町村で実施されるように規定をされておるところでございます。それから、費用の持ち出しにつきましては、今のところこれについては地域支援事業の中に取り入れられますので、公費負担が半分、それから保険医療財源としまして半分ということでございます。国が25%、県が12.5%、市が12.5%というような財源構成になっております。残りは保険料ということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） きのうも論議されているので、そう深くは追及しませんが、やはり今後高齢者等がどうしても通る。いわゆる要支援というのは悪くなりかかったときの状態なのです。これをいかに軽く終わらせて健康にさせるかというのが、これは非常に大切なことだと思うのです。国会の論議の中でもその支援事業をきちんとやらなかったら介護度が進んで、かえって介護保険の金は余計要るのではないかという論議もされていました。そういった意味からすると、やはりこの事業は佐渡市の今後の高齢化の進みぐあい等も……佐渡市は物すごく高齢化になっておるのですが、初期の段階で直していく、あるいはならないようにさせていくという、こういった取り組みはやはり自治体として非常に重要な仕事になるのだろう。結局それをやることによって自治体の持ち出しはかえって少なくなる、こういう政策を打ち出していけないと佐渡市の財政は逆にもたないというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

昨日の金田議員のご質問の中でもお答えしました。効果的に予防することによって、確かに言われるとおり介護給付費、あるいはその前に医療費の節減にもつながると思いますので、その改善につながるような取り組みをしていかなければならないと考えています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） これをもって私の質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で大森幸平君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時07分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中川直美君の一般質問を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。今自公安倍政権のやり方に広範な国民の各層で立場の違いを超えて強い批判と怒りが湧き起こっています。今最も焦点になっている集团的自衛権行使の憲法解

積は、報道されているようにあとは与党の公明党さえめばどんなに国民世論があろうともやってしまうというのではないのでしょうか。国の最も重要な憲法の平和主義を根底から覆すもので、戦争に参加できる国にするという企てにはほかなりません。この中身と狙いは最も重大であります、集団的自衛権が必要だとする立場の方でさえ一内閣の解釈で自由に憲法の中身を変えられるというのは法治国家、立憲国家としてあり得ないものであると政策の立場の違いを超えて今回のこのやり方に強い批判が起こっています。また、自公安倍政権はこの集団的自衛権行使問題だけでなく、原発、TPPの推進、消費税の大増税、先ほども話がありましたが、医療や介護保険の大改悪、残業代ゼロや限定社員の労働法制の規制緩和、教育委員会や農業委員会制度の改悪などなど、現場の声や実態を無視したやりたい放題の暴走であります。集団的自衛権行使の解釈にしてもそうであります、ほとんどのものは当初は限定的だから問題ないなどと言い方をしますが、一旦変更してしまえばなし崩し的に次々と拡大されることは明らかなものばかりであります。先ごろ経団連は企業献金を再開かと報じられ、マスコミも批判していますが、規制緩和など財界の言い分を政策化しているものにほかなりません。こういった政策のやり方は、国民の願いに背くものであり、こういった政治に国民の暮らしを任せることはできないということを強く指摘して一般質問に入ります。

1 番目、将来ビジョンと合併10年目以降の佐渡市づくりについてであります。その中の1つは、市の最上位の計画と称する将来ビジョンは平成31年度の佐渡市のあるべき姿を示すとしていますが、目指すべき佐渡市の姿とは何なのか。また、合併10年の大きな節目を経た今、総合計画的な市民とのまちづくり計画を策定すべきではないか。

2 番目、このビジョンの中にある新庁舎建設構想についてであります。これは、建設について市民の理解は得られたと考えているのか。

2 点目、庁舎の防災機能、また支所の地域の発展拠点としての機能はどのように考えているのかお尋ねをしたい。

3 点目、地方交付税においても支所等のあり方が明確にされてきました。これをどう生かすのかお尋ねをいたします。

この問題の3 番目では、大きな柱の財政計画についてであります。合併特例期間の後半に入り、庁舎建設で建てるとすればですが、庁舎建設で借金が大きく膨らむことになるが、今後の財政見通しをどのように捉えているのか。

4 番目、行政改革の指針についてであります。10年を経た今後、どのような進め方をするのかお尋ねしておきたいと思います。

大きな問題の2 番は、先ほども問題になりましたが、高齢者がいかに安心して地域で暮らせる地域づくりを進めるのかという点であります。1 番目は、医療・介護総合法案は通りましたが、多くの高齢者を介護サービスの対象から外し、入院患者の追い出しをさらに強化する大改悪であるが、これにどのように対応するのか。

また、今年度第6 期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画は策定するわけですが、どのようなところに着眼をして計画するのかお尋ねしたい。

3 番目には、午前中にもありましたが、国民健康保険についてであります。年金の引き下げや消費税増

税など深刻さが増している中で国民健康保険税の負担が高過ぎるとの市民の声があります。けさもある方にきょう議会ですかと言われまして、月二十数万円で4万円の国保税は耐えられないので、ぜひ市長に言ってくれと、このようにも声をかけられておりますが、こういった状況でありますから、国民健康保険税の引き下げを行うべきではないか、答弁を求めたいと思います。また、この国保の問題では低所得者層などの支払いが困難な方に対する税の減免対応はどのように考えているのかお尋ねをします。

最後に、市民の期待に応える教育行政についてお尋ねをいたします。国は、教育委員会制度を大きく変えますが、市長及び教育長の見解を求めたいと思います。

この2番目は、今後の教育委員会の教育行政改革と地域の果たす教育行政の役割をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、中川議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、将来ビジョンの問題であります。将来ビジョンは、行政運営の基本指針である財政計画、行政改革、成長力強化戦略などの政策の重点化と目標の数値化、これによって平成31年における佐渡市のあるべき姿を明確にしたものと考えております。ビジョンでは佐渡市のあるべき姿が見えないということですが、高付加価値つまり付加価値の高い産業を育成して、これを目指していこうではないか、もう一つは交流人口の拡大等によってにぎわいの島を目指していこうではないか、これほど明確になったビジョンは私はないと思っております。それを実現するために、人口減少対策を核として5つの項目について取り組んでいこうではないかというのが今回のビジョンであります。さらに、このビジョンだけではなかなか網羅できない部分があるわけですので、個別計画を策定して、それと一体的に運用するというこの計画になっているところでございます。市民の視点の反映でありますけれども、私自身もタウンミーティングとか、あるいは各種団体等の意見交換には出席をさせていただいているわけですが、私自身市民の方々からいろいろとご意見をお聞きいたしておりますし、またその補完としましてパブリックコメント等によって広く市民からご意見をいただくということで実際やってきた、策定をしたものでございます。

それから、庁舎の問題であります。合併特例債を活用し、1つは防災上の拠点となる庁舎、また分散をしておる本庁舎機能を集約し、そのことによって市民の利便性、効率的な行政運営というものを目指す、こういうことを目途としまして市民アンケートの調査も実施をいたしたところでございます。その結果、全て今のものを壊して新しいものということではなくて、必要最小限の規模ということに結論がいったわけでございますので、今の計画では必要最小限の規模を建設するということで考えているところでございます。特に議員の皆さん方のほうからもご指摘があるように、当然でありますけれども、借地を解消すること、これも大きな一つの目標といいますか、それになっているところであります。今後この基本計画の策定に際しましてあらゆる場面でパブリックコメント等を通じながら、市民の利便性等々も考えながらご意見を聞かせていただくと、こういうことを進めるつもりでございます。先ほど申し上げましたが、いわゆる市民の方々がこの庁舎というものを活用する、特に防災上の問題があるわけでございます

ので、そういうことも兼ね備えたものでいくということでございます。一方、支所、行政サービスセンターにつきましては、今国のほうで言われているいわゆる合併に伴ってこれからの行政運営というのはコンパクトシティー構想というものが出されております。ただ、佐渡の場合本当にコンパクトシティー構想というものが可能であるのかどうかということを考えた場合には、私は不可能に近いだろう、それが合併によって地域間格差が出たという大きな問題だと思っています。そういう意味では、いわゆる支所、行政サービスセンターを核とした特色ある地域づくりというものをやっていかなければならないということで、支所、行政サービスセンターについてもその整備の計画を立てているところでございます。

次に、今回の支所、行政サービスセンターの問題等があるわけですが、財政見直しについてでございますけれども、今年度の交付税算定における支所などの見直しに伴う交付税の状況というものはまだわかりませんが、これを注視しながら今後の財政計画の見直しが必要かどうかを考えていかなければならない。まだ幾ら幾らということが決定をしたわけではございませんので、今どうするということではできませんが、当然そういう要素というものは加味をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

次に、行政改革であります。基本的に平成31年に向けましてスリムな行政運営ということをやっていくということは、これは当然でございます。そういう意味からしまして、これはスリムということは聞こえはいい言葉でありますけれども、どこかで痛みが伴うということがあるわけでございます。したがって、これからの行政改革を進めるためにはやっぱり市民のご理解とご協力が絶対必要であるということでございますので、私どもが今進めているということに対して隠すことなく、とにかく透明性ということを確認して市民との信頼関係を築いていかなければならないということでございます。当然のことながら行政運営については、市民の方々のご意見、ご要望ということ聞き入れていかなければならないわけでございます。ただ、その段階で何度も私申し上げているように、あれもこれもというものがなかなかできない時代に入って、あれかこれかという段階に入ってきたわけでありまして。そういう意味からすると、言葉としては費用対効果等も考えていかなければならない、根底には置かなければならないと思っておりますが、費用対効果ではとれない部分をどういう形で市民の方々と話し合っていくかということであります。いずれにいたしましても、根底としましては最少の経費で最大の効果を上げると、そしてもう一つは市民が求めるサービスを最良の形で提供すると、なかなかこれが両方の部分は相入れてやるということは難しいわけですが、そういう点を市民の方々と相談をしながらこれからやっていく、これが行政改革の基本的なスタンスであります。ただ減らせばいいというものではないわけでありまして。

それから、医療・介護総合確保推進法であります。これは昨日成立をしたわけでありまして。本年4月からの診療報酬改定で医療と介護の連携における診療報酬の評価、あるいは急性期病棟における在院短縮化等の医療保険での対策が始まっているところであります。いずれにいたしましても、この内容を注視しながら、今これが成立したばかりでございますので、内容をもう一回熟知をして、佐渡においてそれをどういうふうに当てはめていくのかということが考えていかなければならない。特にやっぱり大きく改正といたしますか、この要点を見ますと3つぐらい私はあるのだと思っております。1つは、地域に任せる部分というのがどうもふえてきていると。このことが地域の財政状況等によって地域間のアンバランスが出てくるのではないかとということが非常に懸念をされるわけですね。その辺のところも勉強をしながらこれから

やっていかなければならないし、画一的にお金がある程度ある人たちは負担を多くするというようなことも出ているようですが、では本当にその基準というものが佐渡に合っているのかどうかということもやっぱり考えていかなければならない、こういうことでございます。いずれにいたしましても、その内容等については高齢福祉課長に説明をさせます。

次に、第6期の高齢者の福祉保健計画及び介護保険事業計画、今年度策定するに当たりまして平成27年度からの介護保険制度改正と団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えて策定する必要があるというふうに考えているところであります。また、元気な高齢者が増加をし、社会参加、社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながるように、何度も申し上げておりますけれども、佐渡市いきいき活躍盛り応援プラン、これに盛り込みながら高齢者の方々の働き方の仕組みづくりをやって、言葉は悪いのですが、どう適正に働いていただくか、そのことによって元気寿命というものを維持していくということになるだろう。もう一つは、生きがいというのがそこで出てくる、こういうことでございますし、とはいいながら認知症というものも高齢化に伴って出ているわけでございますので、認知症対策等を重点的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。詳細については、高齢福祉課長に説明をさせます。

国民健康保険税でございます。この定例会中に本算定後の税率改正案を提案する予定でございます。本年度におきましても医療費は増加をする見込みということでありまして、あわせて介護給付金などの関連する支出も増加する見込みとなっております。一方、国保の財政調整基金、これも底をついているという今の状況でございます。保険税の抑制のための財源は24年からでありますけれども、一般会計からの法定外繰入をしているわけでありまして、特に平成27年の問題、そして平成29年の問題、都道府県化というのがあるわけでありまして、こういうスケジュールというものが示されるわけでございます。今回改正案を提案するわけでありまして、いっときことはそれでいいけれども、では来年どうするのかといういわゆる平成27年度、平成29年度というものを見据えた上でその対応をしていかなければならないものというふうに考えているところであり、生活困窮者についての減免、これについては市民生活課長に説明をさせます。

最後に、教育委員会制度改革、今度6月13日にこれが決定をしたわけでございます。この教育委員会改革の必要性につきましては、前の議会のときからも申し上げており、教育委員会そのものの責任の所在が不明確だということが1つあります。それから、教育委員会そのものがいろんな審議をするとしても形骸化をしているのではないかなというように、しかもスピード感に欠けるというように、今回の動きになってきた。それに伴って、いろんな事案が発生したことも事実でありますけれども、根底はそこにあるというふうに考えておるところであります。内容を見ますと、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するために教育委員会を市長部局から独立した執行機関として存続させた上で新しい教育長を置き、総合教育会議を設置するというような改正であります。私も時代の要請に応えた的確な改革であるというふうに認識をいたしているところでございます。このことによって少しでも地域に根づく子供たちを育てるように地域性を生かせるような教育行政の推進に向けまして、教育委員会としっかりと連携を図ってまいりたいというふうに考えております。なお、教育長の考え方については後ほど申し上げます。

それから、今の関連でありますけれども、今後の教育行政改革と地域に果たす教育行政の役割、これに

つきましては教育委員会のほうから説明をしていただきます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 議員質問の国の教育委員会の制度改革についての見解ということでございますが、この改革の発端、契機となったのは滋賀県の大津市のいじめに対する事案ということについてだったろうというふうに認識しております。当時私も現場の学校のほうにありまして、いろいろと報道を聞くたびにこれではやっぱり保護者、子供たちは不安になるだろうと、責任はどこにあるのかなというようなことを思った、そういったところであります。このたびの教育委員会の制度改革は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることにあると認識しております。法案が成立いたしました。円滑な運用を図るため、文部科学省では改正法の内容を解説する施行通知の検討を始めたとの報道がありますが、新たな教育委員会制度を十分に研究して改正の趣旨に沿った教育委員会を目指し、市民の期待に応えられる教育が推進されるよう努めてまいりたいと考えております。

もう一点、今後の教育行政改革計画と地域に果たす教育行政の役割をどう考えているのかということでもありますけれども、佐渡市の教育行政方針にも述べてありますけれども、生涯にわたって生き生きと暮らすことができる豊かな人間性と創造性を備えた人材の育成、これを目指しております。学校及び社会教育施設の統廃合等については、教育振興、適正配置を目指して計画しているところであります。後期学校統合計画につきましては、これまで同様少子化による影響を改善するため、複式学級の解消、社会性の育成の観点から統合を進めてまいります。学校統合後におきましても地域とのつながりを大事にし、教育課程を編成するよう学校のほうに指導しているところであります。閉校後の跡地利用につきましても地域と協議してまいります。また、社会教育施設につきましては、住民や利用者との調整や話し合いをしっかりと丁寧に行い、住民への影響が最小限となるよう配慮しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 補足説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 説明いたします。

医療・介護総合法案の関係でございます。団塊の世代が75歳以上となります平成37年をめどに要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを継続することができるよう、地域包括支援システム、ケアシステムの構築を求められております。この構築につきましては、当市においては専門分野に従事する人材の確保というのが非常に必要かなと考えております。看護師確保につきましては、現在チーム佐渡で取り組んでおるところでございますし、介護職員等につきましては社会福祉従事者等資格助成事業により介護、福祉等の有資格者の拡大を図っていききたいと考えております。また、医療、介護の連携システムでございますさどひまわりネットでございますけれども、在宅医療、介護施設、医療施設の連携ができ、佐渡市の限りある医療、介護等の資源を最大限に活用できますよう市民や医療、介護関係施設から加入していただいて、今後このあたりから推進をしていきたいと考えております。

それから、計画に関することでございます。現在進めております第6期高齢者福祉保健計画、介護保険事業計画におきましては国の制度改正に対応していく上で要支援認定者に係る給付のうち訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行でございます。できる限り状態の改善につながるようなサービス提供と多様な事業主体によるものとしたいと考えておりますし、地域密着型サービスでの介護基盤の整備を基本に小規模多機能型居宅介護や認知症に対応した通所介護など、そういうことの整備で対応していきたいと考えております。

人口減少によりまして高齢者の割合がふえております。その中で元気で長寿でいただくことが重要ではないかと考えております。そのため、地産地消の生産拡大支援事業による高齢者の生きがいづくり、ボランティアポイント制度による健康増進と介護予防などを通じ、高齢者の健康維持を行っていただくことのほか、ひとり暮らしや手助けが必要な状態になっても地域で見守りや必要な援助をしていただく自助、互助と適切な健康づくり事業や福祉介護サービスによる公助で安心、安全な地域づくりをしていくというようなことで考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 補足説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 説明いたします。

生活困窮者等低所得者の被保険者に対する国民健康保険税の軽減、減免等についてでございますが、保険料の軽減もあわせて説明となりますが、まず本年4月1日に国民健康保険税条例を改正し、条例に規定される5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の所得基準を緩和したことにより、軽減の適用を受ける世帯及び被保険者とも前年度に比較して大幅に増加する見込みとなっております。また、保険税の減免につきましては適用される5つの要件により減免割合を取り扱い要綱で定めており、申請を行った被保険者のそれぞれ減免事由により保険税の減免を行っているところであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 今回配った資料、過去に出したことがあるものばかりですし、財政問題については議員の方々みんな知っているものばかりであります。そこで1つ聞きたいのは⑤の市長の2 S 3 Kの3 K、多分こういうことではないかなということで⑤の1として空気を読むというのは国の制度の流れや今後の動向を注視して動向を見きわめて施策を打てと、そして2つ目のK、現地の気持ちというのは市民や地域の現状や方向、気持ちをしっかりつかむ。その上で3つ目のK、検証。今の2つの上で行った施策等を検証した上で次に生かせというふうに、私は市長のファンなものですから、テレビでよく見てこういうふうに解釈をしたのですが、間違いないでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） ありがとうございます。そのとおりでございます。特にK、3つ目の検証というのは2つの2 Kを行った上ということだけではなくて、全ての私どもの施策をやっぱり検証する上で費用

対効果というものを基本的にやっていこうということで私ども職員のほうには伝えたところで、いずれにいたしましてもまことにそのとおりであります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） よく考えてみれば当たり前のことなのですが、最近市長の耳には入らないかもしれませんが、職員の方々、いや、2S3Kで頑張らなければならぬなんていうことを言っている方もいらっしゃるようですから、大分そういうのも徹底されてきたのかなと思うのですが、そこで将来ビジョンの関係についてお尋ねをします。先ほどの議員は最上位の計画という話もあったのですが、私はこれはあなた方の市の内部の最上位の計画であって、幾らパブリックコメント云々をやっても私は最上位の計画ではないというふうに思っていますが、最上位の計画であるべき要素は何だと思っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

最上位の計画であるべき姿、全てではないかもしれませんが、大きな要素としては将来的な姿が見えることと具体的な各計画の頂点であることというところが重要なというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、これまでの総合計画が、基本構想ですが、なぜ最上位の計画と言われたか、これは二元代表制の議会の審議を経るから、議決を経るから最上位の計画と言えたのだと思いますが、違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明します。

地方自治法の関係で総合計画の策定が義務づけられたときにおいてはそういうことであったというふうに考えておりますが、23年の8月に改正された地方自治法によって総合計画、総花的な計画ではなくて具体的な目標、具体的な数値を絞り込んだビジョンというものを最上位計画にするということで進めてきたところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 以前の総合計画はまちづくり計画なのです。それは、とりもなおさず市民、行政、議会、この3つが一体になって議決をしているから最上位計画なのですが、そうするとあなた方が最上位だと思えば最上位だというのが今の答弁だと思うのですが、これは議会が認めたとあなた方は理解していますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

そこも含めて、市民への説明も含めて市長自ら現場に立ってご説明するとともに、議員の皆様方にもご説明のときを設けまして数回にわたってご説明してきたというふうに考えております。

○8番（中川直美君） だから、認めたと思っているのか。説明したのはわかる。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明して、ご意見等をお伺いしながらつくってきたものだというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） だったら、これから何でもそういうやり方すればいいではないですか。国保も説明してきてから。そういうものではないでしょう。地方自治法の関係で議決権というものが発動されて、初めて地方公共団体の決まりとなるのではないですか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 地方自治法の改正まではそういうものでございました。地方自治法の改正がありまして、我々としては具体的な目標を持ったものということでこのビジョンを策定を進めたものでございますので、このビジョンに沿って31年に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 二代表制ですから、我々も市民のところへ行くと議会が認めたのですねと言うのです。行革計画、議会が認めたのですねと言われるのです。議会が認めるというのは、議会で議決をする、もしくは百歩譲って各派代表者会議とか議員全員協議会の中でこれは認めますとって初めて認められるのです。これは地方自治法だから、本当は議長に聞きたいところなのですが、議長どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 質問を続けてください。

○8番（中川直美君） 議長も答弁拒否のようなので。そういうものなのです。例えば前教育長、いない人と言うのも嫌なのだけれども、ちゃんと文面として12月議会で認められましたと書いてある。これは、私は議会の権能として甚だ迷惑だ。議長、そういませんか。

○議長（根岸勇雄君） 私に聞いても答えられませんので、質問を続けてください。

○8番（中川直美君） そういうものなのです。あなた方幾ら何だと言おうと。少なくともさっき言った議決権を経ないにしても、認めたかどうかは後で聞いてみてくれればいいのだけれども、議員全員協議会とかその中でどうだといっていろんな意見がある。それもやっていないではないですか。説明しただけではないですか。そこで具体的な中身について聞きます。先ほど市長も説明したのだけれども、こんなわかりやすいものないというけれども、こんなわかりにくいものないと思うのです。多くの市民は、日本一お客様に愛される佐渡市を目指しての計画ぐらいに思っているのですが、これ市民が見て本当わかりやすいと思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） タウンミーティング等を通じながらこの項目に基づいて今こういうところまで来て

おりますよ、そうですよということでいろいろお話をさせていただいております。そのときの市民の方々のいろんなご意見が出るわけでありませけれども、そのことに対してわかりにくいということもありませんし、佐渡はこれから活性化するためにはこの2つの項目でやっていかなければならない、このことについては皆さん総じて賛同をいただいているわけでありませ。それに向かって我々は一生懸命やっていると、こういうことございませ。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許しませ。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 私この間たまたま、今回平成の大合併の先進地と言われていた篠山をちょっと書いておいたのですが、篠山は財政が厳しくなつて篠山の再生計画の柱はどのようなになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許しませ。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 詳細はちょっと覚えておりませんけれども、篠山については合併特例債を早い段階でとにかくいろんな箱物建設に充てた。その箱物をつくつた後に今度はランニングコストが次々と今度かかってくる。そのために財政のその後の悪化が見えるために財政の健全化の計画をつくり、そして今はその計画に基づいて着々と進めているということで、基本的には行革を進めているというふう理解しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許しませ。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 私でいうと間違いなのです。財政が厳しくなつて、まさに佐渡市の将来ビジョンというのも行財政計画、さっき市長が言ったけれども、市民にも痛みがみたいな話。篠山はどうだったかという、行財政計画やったのだけれども、モチベーションが上がらないということで行財政計画とあわせて、その翌年だったと思うのだけれども、まちづくり計画というのを、まさに総合計画です。市長も言ったけれども、市民ぐるみでつくつて、今篠山でも新しい動きが生まれているというのを聞いていますけれども、2つなのです。これは2つ一緒になっているといえませそれまでなのだけれども、例えば総合計画や何かでいえませ潤いにあふれる誰もが安心して暮らせるまちづくりとかななのだけれども、これはこの前も議会もやったけれども、観光と農業で振興して金稼いで、金いっぱいたまつたら市財政豊かにしようよというような私の理解なのだけれども、やっぱり市民とともに協働ということといえませ、市民にもすんとわかりやすい佐渡市像というのがなければだめだと思ふ。例えば市長でいえませ日本一お客様に愛されるのかどうか、その辺もよくわからぬですが、その辺はどう思ひませか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許しませ。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどもご答弁を申し上げたように、今佐渡を何とか活性化をさせるためには何をやらなければだめだかということがあります。これは、2つのものがあるということを上げた。その中で、これはビジョンを読んでいただければおわかりのとおりであります。5つの項目がある。それは何かかという、その中に今安心、安全ということも入つて、これは防災も含め、高齢者対策も含め、障害者対策も含め、これをこういう形で進めていきますよという、まさに具体的なものが入っているわけ

です。議員の今おっしゃるように、まちづくり計画でみんな豊かな佐渡をつくろうやというようなことでは、私はだめだ。それはあったとしてもいいけれども、具体的にどうやっていこうということがみんな市議が一丸となってこれからやっていかなければだめなときなのだ。だから、これが私は必要だということと言っているのです、決して議員のおっしゃっているまちづくり計画が悪いなんていうことを言っているわけでも何でもありません。ここに網羅されている、ビジョンに網羅されていることをみんなと一緒にやっていこうではないかということをごここに掲げたわけでありまして。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 資料④、違う角度から言いますが、地方交付税、先ほど答弁もあったのだけれども、まだ明確にはなっていないのだが、これは2005年合併した場合のケースです。わかりやすく言えば、佐渡市のことでいえば平成15年ですから、ここからざっと下がって、本来一番下の見直しの一本算定いく予定だったのだが、真ん中ぐらい、5年後の一本算定の、これと同じ比率にはなりません、全国的にいうと地方交付税の9,500億円だったのだけれども、そのうち3,400億円程度やるということですから、本来国がやろうとした地方交付税そのものを削減できないという形になるのです。一本算定、つまり支所や消防、保健センター、これは財政を通じて地域をしっかりやっていかなければならないという政策のあらわれがここに出たわけなのです。甲斐市長はこれまでの過去の行革計画と違って、やっぱり地域の支所を残して地域の発展拠点にしたいと言っているわけですね。これ最上位かどうかは別にして、私は前回の議会でも言ったのだけれども、地域には地域ごとの特色がある。きのうも話あったけれども、赤泊のほうでは自主的な動きも生まれている。それを支えていくためにも地域ごとの計画の上に成り立つものをつくっていくというのが地方交付税の一本算定の変更の見方から見ると、国というのは財政を通して政策誘導するわけですから、やっぱりそこに焦点を置かなければいけないのではないかと。この後行革問題やります。私何でもやれやれというのではなくて、今までは行政が何か行革をやるといって地域にある大切なものを削る、サービスを削る、だから市民の顔を見ないのです。そうではなくて、財政も厳しいのだけれども、あなた方は何をやりたいのですか、どうしたらいいのですか、ではどうやって財政を満たそうか、では金かけずにこうやってやろうということが生まれてくると思うのですが、そういった地域づくりの計画の上に佐渡全体があるというスタンスをとるべきだと思うのですが、市長どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全くそのとおりです。先ほど壇上で答弁申し上げましたけれども、市町村合併をどんどん、どんどん進めてきた。そのときに今国のほうの方針というのはどこか1つに、富山市みたいにコンパクトシティー構想ということがとにかく基本に出ているのです。これは佐渡ではできない。つまり規模の理論といいますか、無駄なものはどんどん、どんどん削って行って真ん中に集めなさいということ、一言で言うならば。これは、企業の場合はできるのです。だけれども、行政というのはそれはできない。したがって、私が申し上げたのは支所、行政サービスセンターというものは重要な位置づけに置かなければならない。そして、それぞれ地域において地域の特色ある発展というものをその支所、行政サービスセンターを中心としてやっていく。今赤泊あるいは新穂というところが一番進んでいるわけだけれども、市

民の地域の人たちがみんなで考える場をつくろうというところまで来ているわけです。ですので、決して矛盾をしているわけでも何でもなし、ただ佐渡市全体の方向というものはどこかで示していかなければならないから、それはそういう形でビジョンの中で示していると、こういうことです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほど市長は行政改革についてあれもこれもではなくて、あれかこれかと、スリムが必要だと。私は、行政改革のあり方は180度真逆にすべきだと思っているのです。つまり金がこれだけ足らなくなると言ったのだけれども、国の制度変更で半分近くが変わるだろうというふうに言われているわけなのだけれども、金がないからこうではなくて、まず地域なら地域、そこで何が要るか、何が一番切実なのかというところからスタートして、だけれども金がないよ、ではどうするのだというところから市民との協働が生まれるし、そういったつくり方をしていかないと私は地域が活性化していかないと思うのですが、行政改革というのは無駄や無理を削って、市民の暮らしや地域社会をよくするのが行政改革の本質だと思うのですが、この2つについてどうですか、市長。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） どうもあれですけども、私はそういう方向で今やっているつもりでありますし、私が今進めているところにおいて今議員がおっしゃるのがどこが矛盾をしているのか私はちょっとわからないので、全く同じことを言っているのではないかと考えているのです。ただ、財政が厳しくなっていくということは、これは事実なのです。そのときに今まで金があるときにはあれもこれもできたのです。ところが、今回はこれからはそういうわけにいかないのです、当然費用対効果というものをベースにあるけれども、優先順位をつけてあれかこれかという順位をつけていく必要があるということを申し上げたので、議員のおっしゃっている、全くコピーしていると同じことだと思っているのです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 似ているけれども、きっと異なるものなのです。だからこそ私は将来目指す計画は、あなた方はタウンミーティングでやった云々というのではなくて、総合計画は総花的だというけれども、総花的なのです。全体を網羅しているから。それを行政が市民のためにやってこなかったことがこれまでの総合計画の問題であって、市民の願いをしっかりと受けとめるためにこういった行政内部でやったのではなくて、合併10年ですから県でも国でも平成の大合併を検証して次のあるべき姿をどうするかというのをやるわけだから、ここは思い切って前例にとらわれないで、やっぱり真逆にやるべきだと。だけれども、あなた方は間違っているのです。そう言うのだけれども。資料⑥ちょっと見てください。行政改革用語の解説というところで、行政を経営するということにこう書いてあるのです。上はいいのだと思うのです。行政内部の常識や習慣を見直し、ここまではいいのです、充実した市民サービスを維持していくための成果を重視した行政改革から行政経営の意識改革が必要。市長もさっき言ったけれども、住民サービスを充実することが本来行政サービスの目的なのです。ところが、あなた方の解説によりますと市民サービスを維持していくための成果を重視した行政運営から変えようと言っているのではないですか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

本間行政改革課長。

○行政改革課長（本間 聡君） ここに書いてあります行政運営、これは従来からの行政の運営の手法のことをいっています。これは、行政を経営するというのは随分昔からある言葉で使い古された言葉なのですが、これは行政改革の根本的な理念でもございます。ここについては、従来の行政運営の手法を経営するという観念に基づいて変えていくということでもありますので、そういうことでご理解願いたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） どうしてそう読めるのですか。さっき市長も言ったし、私も言ったけれども、行政改革というのは市民のためになる、地域のためになること、そのために無駄や無理を削ってやるということなのです。ところが、この文章を読んでみてください。市民サービスを維持していくための成果を重視した行政運営からそれはやめて行政経営にいき、佐渡市の経営を楽にしていこうと、そういう文言ではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

本間行政改革課長。

○行政改革課長（本間 聡君） 先ほど市長申し上げたとおり、行政サービスを充実させるというのは、これは根幹の問題でございます。その手法の観点を行政を経営する観点に持っていくと、これが今までの行政改革の流れですし、今後の行政改革の流れであると。根本的な考え方は、先ほど市長申し上げたとおりでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 私は、この文言を見ても、やっぱり市民的には理解得られないし、あれかなと思っていますが、では将来ビジョンの大きな柱の庁舎問題に移ります。庁舎の規模はどのぐらいになりますか。今の建物にすると何倍ぐらいのものを建てるのか。そして、支所と合わせて幾らぐらいの予算がかかる予定なのか教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

庁舎の規模につきましては、基本構想をもとにして、基本構想といいますのは現庁舎を活用してその周辺に必要最小限のものを建設するという考え方ですけれども、それをもとにして現在基本計画を策定中でございます。その中で慎重に審議して規模、構造、それから概算、それを決定したいというふうを考えています。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君）　そうすると、場合によっては今の本庁舎の上に５階建てにするという計画もあるということですね。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君）　ご説明いたします。

現庁舎の上につけ足すような構造では、現在の建築基準法では認められませんので、それは難しい方法ということだと思います。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君）　それでは、前に出すのはだめですか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君）　ご説明いたします。

現庁舎を活用して、その周辺に必要最小限のものを増築するという考え方です。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君）　そうすると、規模も何にも決まっていないというのですが、特別委員会でも明らかにしているように恐らく今の本庁舎の２倍以上の建物が横に建つことになるのではないですか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君）　現在検討中の事項でございます。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君）　何か参加者募集して検討をやっているというけれども、その会議でまだ決まっていないのですか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君）　ご説明いたします。

会議の名称は、佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画検討会議という名称でございます。委員につきましては10名で検討しているところです。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君）　市長、どうですか。とてもではないが、今からまっさらでやるのだそうです。真っさらで上にやると建築基準法でだめだというけれども、前に渡り廊下やって、大きさも規模も決まっていないという、これはちょっとまやかしたと思いませんか。議会も含めて、少なくとも今の規模以上、２倍以上のものが建つというのは全員の議員の常識になっているのです。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今私がお答えできるものは、今ある本庁舎がございます。あれの耐用年数があるわけです。耐用年数が過ぎたときに今のものも全部吸収できる、当然職員の数も減っていくわけですから、それは全部そこに吸収できる。しかも、今3つに分かれているものをそこの中に入れると、これが1つ決まっている。もう一つは、借地を解消するということが決まっている。場所は金井であると、これも決まっています。そのことに基づいて基本設計に入ると、こういうことございまして、その段階でまた議会のほうにもどういう形になるのか、どういう中の用途になるのか、どういう機能を有するのかということについてまたご説明を申し上げましていろいろ議論をいただくと、こういう段階になります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長も含めて3.11があって合併特例債が延びて、基本的にはこのビジョンにも書いてあるのですが、防災のためにやるというのだが、では逆のほうに聞くのだが、防災機能としてはどういったものをあなた方は想定していますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田危機管理主幹。

○危機管理主幹（坂田和三君） お答えいたします。

本庁につきましては、地域防災計画におきましても災害対策本部が設置されます。防災上も大変重要な施設という位置づけをしております。ということからも防災施設、設備の整備による防災機能の強化、それから耐震性の強化というところ、構造耐力性の高い施設整備というところが求められると考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、震度幾つぐらいのものを想定していますか。いろんな庁舎やっていると、例えば津波や地震想定、どこ地震を想定してここはこうしなければいけないと大体ほかの自治体ではやっています。それが1つ。

もう一つは、あなた方は庁舎の防災機能は何と何と何が最低要と思っているのかということをお聞きをしたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田危機管理主幹。

○危機管理主幹（坂田和三君） 説明いたします。

まず、耐震性でございますけれども、これは施設の用途別に係数がございまして、3つ用途係数の区分がございます。1.5、1.25、1.0というところがございまして、一番係数の高い耐震性の強い構造のものを基本的には求めていくということでございます。

それから、設備等々につきましては飲料水、それから電源、配管設備、そういった施設、設備というところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほど主幹、検討会議には防災の専門家もいるはずですよ。今言ったのは非常に少ないと思うのだけれども、どういった検討をしているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

検討会議のメンバーの中に佐渡市防災会議から代表者が出てくれています。それで、検討内容ですけれども、5月の26日の日に先進地であります燕市、これは昨年の5月に竣工したばかりの庁舎ですけれどもそこ、それからこれから入札にかけるばかりになっています新発田市の計画、その2つを勉強に行かさせていただきました。その防災計画等々を参考にしながら、この検討会議の中で検討していきたいというふうに考えています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 実際にやろうとするところへ行ってみて教えを請うてくるのも、それは悪いことではないです。3Kの最初のK。3.11以降一体行政庁舎にはどういった防災機能が要るか、行政庁舎の防災機能の中で一番重要なものは何ですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今検討会議の中でということというのは先進地視察もやりながらやっておりますけれども、一番の機能というのは地震が来たり、津波が来たり何か災害が起きるわけです。そのときにその場所から適切な判断をして発信をする機能、これが一番大事である。それから、もう一つはこれはいろんなところに備蓄、備蓄というのはおかしいですけれども、食料をためるという場所も必要でありますけれども、それはやっぱりためる場所、そういう表現がいいのかどうか分かりませんが、備蓄施設というのですか、が必要、もう一つは市民の方々が逃げ込めるという場所、この3つです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 構造的に耐震というのはもちろんのだけれども、今市長が言ったとおり行政の場合何かというと災害時における行政機能を維持することと防災機能の中核機能を強化することなのです。そのためには何かといたら、災害が起きたら情報をまず収集して、市長が言っているように津波が来たら逃げるのは地元の人が一番知っているというのだけれども、情報収集をして、その情報を地域の住民に届けなければ逃げられないのです。つまり情報機器が要る。あと市長が言ったので大体合っているのだけれども、最近重要になってきているのは借地問題ともかかわるのだけれども、防災空き地、オープンスペースというのがかなり要るのです。午前中もあったけれども、ヘリポートも含めて。駐車場、遠くから通ってここが云々というのではなくて、やっぱりあると。それと簡易トイレとか。こんなもの行政の防災機能何が必要かといって、さっきの3Kの一番最初のKで空気を読むと本読めば出てくるだけの品物なので

す。ところが、いつ建てるのかわからないけれども、いまだに明快な答えが出てこないというのは、これわざと言わないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

規模、構造等につきましては現在検討中でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 市長は、基本的に支所は残すと言って、支所も一緒にやると言っているのだ。金井のあそこに例えば避難所スペースをつくるといったら3,000人、4,000人スペースつくるなんていうわけにはいかぬし、一時的な避難所、これもあるのだけれども、出てくる。ヘリポートと避難場所どの程度要るかというのは当然もう市民から意見を聞く前に計画を持っていなければいけないことではないですか、市長。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今ほど主幹のほうから話がありましたが、先進地視察等をしながらどういう規模、どういう構造ということについてはまだ明確なものはなっておりませんが、いわゆる防災機能を防災という視点、これを備えた庁舎をつくるという基本的なスタンスは私がさっき申し上げた、これで進んでいるということですので、それを満足させる規模というものあるいは設備、これをこれから検討するというところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） そしたらどなたでも、１点だけお尋ねをしておきたい。3.11のときの、市長もさっき言ったのだけれども、電力の問題、電力供給、自家発電の問題、これを例えば地下に置くか、どこに置くかというのも結構地域によってもめるのです。それともう一つ、これは何時間ぐらいの電力供給が要るということになっていきますか。基礎中の基礎です。最低限のことだ。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） わからないならいいです。私の勉強あれかもしれないけれども、基本的に72時間、3日と言われているのです。今どうなっているか、まだあれしていない。最低限の基礎知識がなくて離島で孤立したときに困るのに防災の中核機能をつくるというときにもうやるべきことを並べればもう面積決まってくるのです。いつ建築するのかよくわからぬですが、非常に遅れているなというふうに思います。

そこで、離島ですから防災の関係で資料にも出しておきましたが、どうしても気になったのでお尋ねをしておきたいと思います。⑧の１、災害時の２次配備、これは支所等の招集をかけるということなのですが、係長以上ですから、私が名簿から拾った羽茂は7人、両津、相川については9人、あとは全部3人と

いうのですが、これで2次配備できますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田危機管理主幹。

○危機管理主幹（坂田和三君） 説明いたします。

2次配備ということになりますと、大雨、台風の場合は警報が発令されまして災害が確実に発生すると判断される場合、それから局地的、散発的に小さな災害が発生しているという状況でございますし、地震におきましては震度4、津波におきましては津波注意報が発令された際に係長以上の職員が招集をされることになります。現状においては人間の数もございますが、もちろん先ほど申し上げましたように災害の種別にもよると思いますけれども、基本は初動体制等は支所、行政サービスセンターにお願いすることもあるかと思いますが、手薄になったところ、また被害が多いところについては本庁等々からの支援、物資、人間を応援に回すというような体制になろうかと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これは本庁舎を建てるまでもない話ですし、この後大きく防災計画を見直すのだろうけれども、例えば今言ったように2次配備ということは今主幹が言ったように災害発生が確実なことと局地的、散発的に起きたということなのです。3人で対応できると思いますか。では、その場合、本庁から応援に行く体制の指揮系統ってはっきりしていますか。どこの部署の担当はどこに行くというふうに。多くのほかの自治体を調べたら、本庁からの応援体制はどこどこ部署が行くという、第2次の時点になっているのだけれども、そういうのは決まっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田危機管理主幹。

○危機管理主幹（坂田和三君） 説明いたします。

初動の部分については、議員おっしゃられるように既に情報のほうが入った段階で支所、行政サービスセンターのほうは動いておるという状況は多分にあるかと思います。その後の応援体制等々については、本部が設置されました段階においても私どものほうで情報を把握した中で指示等々をしていきたいというふうには考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ちょっと信用できないのですけれども、つい数年前南部で大雪あったでしょう。大雪あって、あの当時の危機管理主幹、実際あの程度の大雪でも対応できなかった。そこは、やっぱりもっと防災計画、これだけ広い離島の孤島で、あなた方は防災のために本庁舎を建てると言っているのだから、まだ白紙の状態でも何も考えていないということなのだが、もっとしっかりしてそういうことを空気を読む、何かの読むのかどうなのかわからぬけれども、検討しなくたって最低限これとこれとこれは要というものがあるわけではないですか。そういうのをしっかりやるべきだなということを強く言っておきます。

それで、もう一点だけお尋ねをしておきたいと思います。⑧に支所、行政サービスセンターの職員の配置状況、これ間違いないと思うのですが、これはどういう割りでやっているのですか。面積割なのですか、

人口割なのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

本間行政改革課長。

○行政改革課長（本間 聡君） 支所と行政サービスセンターの職員配置の関係ですが、業務の分量、それから組織の形態、そういう部分で配置職員数を決めています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 私がつくったのですが、職員1人当たりの世帯数でいうと、例えば佐和田は263でしょう。新穂は212でしょう。それに対して両津、あれだけ広い面積で120、相川の場合95。これは、やっぱりこういう面積やいろんなことは地方交付税ではないけれども、そういったものを換算しておかないと、例えば災害時も含めて市長は地域の活性化の拠点をつくるという意味でもちょっと見直す必要があるのだと思うが、その辺はどうですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

本間行政改革課長。

○行政改革課長（本間 聡君） 現在先ほど申し上げたとおり、業務量あるいは組織、支所ですと課制をとっております。それから、本庁からの移譲された事務、責任を持ってやる事務等も多くあります。そういう部分で現在人数は決められております。この部分につきましては、将来ビジョンの計画に基づきまして、そして施策、業務内容、今後変更が生じる場合もございますので、そういう部分を全て勘案して、適正な職員数を配置するというのを心がけていきたいと考えておりますが、一般行政職、これはパイが決まっております。今後31年まで定員適正化計画をごらんになっていただけるように、約100名ほどの人数が減ります。つまり毎年20人前後、本庁でいう1つの課が消滅するという状況がありますので、その辺の職員数との兼ね合いも含めて適正な組織あるいは職員数を勘案して検討していきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 私は全体としてふやせという意味もないわけではないのだけれども、ただ防災機能、3.11のときに言われたのは東北石巻とかあの辺、行き過ぎた平成の大合併で支所等の機能がなかった、人がいなかったというのがやっぱり教訓だということで、地方交付税のやっている連絡協議会の中でもそういった問題をちゃんと取り上げているのだけれども、ここはやっぱり工夫をしていく必要があるのだろうな。そこで、もう一つ聞いておきたいと思うのですが、資料⑧の4、佐渡の危険箇所、これは過去にも出しているものなのですが、このほかに土砂災害危険箇所というのがあって、わかっている人家戸数はどのぐらいで、どこの地域に集中していますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田危機管理主幹。

○危機管理主幹（坂田和三君） お答えいたします。

表にございますがけ崩れ危険区域内にはおおよそ人家は3,400、それから土石流危険区域でございますが、3,160、合わせましておおよそ6,600の人家がございます。申しわけございません。どの地域に集中し

ているかというデータは今ございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ⑧の2、この緊急輸送道路のことを私何回も取り上げるのだけれども、例えばこの緊急輸送道路に面しているところであつたら分断をされるのですよね。だから、そういったところは押さえておく必要があるし、支所単位で押さえておく必要があるのではないか。新潟県の土砂災害だったかな、何だかというのは全国一多いのだそうですが、本当に防災やる気があるのかないのかなというのをちょっと疑問に思います。あなた方本当に本庁舎を建てる、本当は財政論のほうでもやりたいのだけれども、仮にさっき財務課長が言ったけれども、篠山の失敗は合併特例債借り過ぎてしまったところに三位一体の構造改革がやってきて四苦八苦したというのだけれども、つまり借金つくったことが一つの大きな要因なのですから、今のこの規模の中にまだ必要なものはつくらなければならないのだから、それはしょうがないのだけれども、合併特例債借りるという結果になっていくのですから、本当に将来を見通したしっかりしたものをつくるのだつたらやらなければいけないし、今のスピードで本当にできるのかなということを疑問を呈しておきます。

時間があつたらまた戻りますが、次に行きます。重要な介護の関係です。きょうの新聞、これは日経新聞ですが、医療・介護法案のことがだつと出ています。どれも先ほど市長が言ったように医療・介護総合法案でいうと市町村によってサービスの差が出るということと2割負担のことを強調しています。住民負担がふえる。そこでお尋ねをしたいのですが、資料に示しておきましたが、⑨、実は介護保険が入る前というのは国は介護費用の50%を持っていたのです。介護保険制度というのは、社会保障を解体していく先取りなのだけれども、先ほど答えていたのだけれども、25%、全体の総費用で見るとこんなふうにな国の費用というのは実は減らされているのです。なおかつ今度は、市長も言ったけれども、地方に丸投げしようと。地方に丸投げするというのは、⑨の1、介護保険が、この前もやりましたが、切り離される。⑨の4に書いてありますが、426人、延べですが、これ11月のでいうと訪問と通所介護から外されるということなわけです。費用はどうなるかといえば、さっきいろいろ言っていたのだけれども、⑨の2にあるように真っすぐ伸びている。本当は自然増で真っすぐ伸びなければいけないのです。ところが、国は金を削るために伸び率を3.4%に抑えろという、こういった形になります。このことは何を意味するかというと、サービスの切り捨てということにつながると思うのですが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

議員の資料9番の関係でございますが、確かに介護保険導入前というのは市町村の措置ということでやっておった部分であります。この当時はこの割合でやっておったかと思いますが、確かに介護保険が導入後給付に要した費用のうち50%については保険料、それから残りの50%は公費負担というような、このような財政の枠組みで始まりました。確かにおっしゃるとおり、今般の税と社会保障の一体改革においては持続的な社会保障制度の構築ということで、介護においては非常に給付費全体がふえておるという中である程度の介護予防でありますとか、そういう部分に重点を置いて今後の費用の抑制というものも考えられ

てきておるところでございます。自然増５％というものを介護保険の予防給付から通所と訪問の部分の要支援者に対するものを切りかえていくということでございますけれども、本来予防というものが介護給付の目的維持、改善というものもございましたので、そこがうまくいっていなかった部分も含めて制度の移しかえということになるのかなということで考えておりますし、逆に市町村格差が出るのではないかとということも懸念をされております。市町村格差につきましては、なるべくそういうことがないようにということで考えておりますけれども、例えば多様な事業者といってもいるのかいないのか、あるいは基準が今後７月にある程度の基本の指針というものが示されますが、そのあたりで見ていきたいと思うのですけれども、今のところ詳しいところが示されておりませんけれども、既存の事業者がこの部分を委託できるのかどうかというも含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 市長、前回も取り上げましたが、ここの⑨の２に出ているように上の削減部分というのはまだ明確になっていない部分があるのだけれども、この部分を市町村に投げ出すのです。きのうから課長が答えて、きょうも答えているのだけれども、うまく言っているのだけれども、投げ出した部分をどうするかといったらＮＰＯやボランティアで対応しなさいと。わかりやすく言えば資格も要らなければ何もなし、簡単な講習を受けて便利屋さんに頼みなさいというのです。だから、国会の公聴会や参考人質疑では介護というのは便利屋ではありません。とりわけ認知症のオレンジプランというのをやっているのだけれども、認知症の場合は対応そのものが専門性が高いのです。この前の国会でやっていたのを聞いていたら、医療の場合は認知症の患者はじっと見る、介護の場合は見ないというのです。医療というのはどういう状況かと見ようとする、介護の場合はその方の心身の状態や気持ちの問題もあるから見ない。ボランティアでやるというのだけれども、公聴会でも言っているのだけれども、ボランティアというのはボランティアがやるほうの、悪いという意味ではないよ、ボランティアがやりたいという意識なのです。幾ら講習を受けても何しても。地域包括ケアの中で言われているのは、さっきもあったけれども、初期にきちんと対応していくことが今後の医療費やいろんなものをつくらない、だから専門のヘルパーさんたちが言っているのはボランティアさんにはボランティアさんの役割もあるし、私たち専門ケアをするには専門の役割がある、それをきちんとつなげてほしいのだと、こう言っているのです。とりわけ市長に認識をしてもらいたいのですが、市長は消費税増税いたし方ない、大変不満だと言ったのだけれども、これは消費税増税をやってこうやって負担やって切り捨てているのです。これが福祉のためだという消費税の実態なのです。ですから、こういったことはビジョンにはこんなこと出ていないです。だけれども、この問題は重要な問題で、高齢者の多い佐渡島としては、市長の覚悟を聞きたいのです。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私も新聞で内容が出てきたものですから、一夜漬けみたいなもので大変申しわけないのだけれども、私自身がぱっと見て感じたものは市町村に負担が出てくる、そのときにさっきＮＰＯとボランティアという話もありましたけれども、いろんな多様な人たちがそこに参加できるようなことも書

いてあるのです。ただ、それが市町村の経済状況によって多様な人たちでやっていけなければそこに入ってこれないのではないかとすることが私は懸念をするわけです。そういう意味では、もうちょっと精査をしながら、本当に佐渡でこれがどういう形で対応していけるのかということをやっぱり真剣に考えなければならない、そういうふうに考えております。あすからこれをやるというわけではないものですから。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） あすからではないのだけれども、次期の福祉保健計画の中に市の姿勢をきちんと入れなければいけないのです。先ほど紹介したけれども、きょうの新聞は市町村で格差が出る。課長が言ったとおり出るのです。やる気があるかないかで。もう一つ、これは課長は存じているのですが、この総合事業ってどうなのかという単価、例えば今やっている事業所の委託とかできるのだけれども、その単価は現在の報酬以下というのです、介護保険の。安くなるのです。そして、利用料は今の割合を下回らない。負担はふやして、事業所には単価を切り下げると、こういう仕組みに。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

今法案が通ったばかりでございますので、この後7月には基本指針というのが出ると思いますが、今計画されておるものは確かに議員ご指摘の内容だと思えます。ただ、下回らない、あるいは今の費用負担の単価ですか、そういうものについては確におっしゃるとおり市町村で柔軟に設定はできるというものの、国がこの部分については地域支援事業の中で今と同じような形で当面は負担をしていくということが入れられておりますので、各市町村の設定というものについてはある程度ガイドラインが示されてくるものと考えておりますので、今詳細については不明でございますが、格差が大幅に出るとかということについては国あるいは県の公費が入る部分、あるいは保険料財源が使われますので、そのあたりについてはまだ不明な点があります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 課長はまじめなものだから、何度も厚生労働省の言い分を言っていたが、費用の効率化ということを言った。課長が言うとおりで、まだ主体は決まっていないのだけれども、大枠は決まっている。例えば法律で決まったことをいえば、予防給付と総合事業、それだけではなくて地域支援事業全体の総費用でというふうに法律では明記されているのだ。法律で3%に抑える。厚生労働省はいろんなことを言うのだけれども。そこで、私は資料⑨の3、これは第5期の計画です。左側が羽茂です。羽茂と赤泊。羽茂は、先ほどから言うように1次予防者の元気な方が多いということかな、これは。逆かな。こちらを説明してください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

第5期の計画の中でやった1,000人のサンプルをとって調査をした部分でございます。赤泊地域と羽茂

地域の健康度ということでございますけれども、これをいいますと2次予防対象者の割合が赤泊のほうでは46.2%、それから羽茂のほうでは29.7%ということで、2次予防対象者といえますのは介護になるおそれがありますよということでございますので、そういう意味では格差があるということでございます。失礼しました。1次予防者につきましては、当面元気な一般の高齢者ということでございます。元気高齢者というものについては、自分はもう元気であるということでお答えをされた方でございますので、ほぼ1次予防事業対象と、一般の元気な方と同等ということです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） さっきの地域づくりの計画ではありませんが、これは包括ケアシステムという地域で健康な社会というやつなのだけれども、つまりここに書いてあるように我々からいうと同じ南部地区という分け方をするのだけれども、こういう真逆みたいな結果があるわけです。ちょっと古い統計ですけども。だから、私は3KのKではないけれども、計画を立てるときに十把一からげでやるのではなくて、地域ごとのニーズをきちんと積み上げないとこれはだめだと思うのです。そういった計画にしていきたいと思いますのですが、ニーズ調査を行いましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 計画を策定するに当たって、昨年度実施をしております。おっしゃるとおり、確かに地域ごと、10地区で旧市町村単位でやった結果が25年度ございますけれども、確かに地域包括支援センターの管轄ごとにあるいは比べてみて、今後そういったことで地域の実情に合わせたものというのは地域包括支援センターの役割が大きいと思いますので、そのように考えていきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 地域包括支援センターというけれども、これみんな丸投げと言うと失礼だけれども、委託でしょう。地域包括ケアは市町村が主軸になってつくれ、そのかなめになるというのは地域包括センターなのです。私過去にも何回もこの問題を取り上げてきていますが、これは少なくとも1つや2つは直営でやって、今の高齢者の状況の問題がどこにあるのかつかむ必要があると思うのです。いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

議員おっしゃるとおり、今4地区の地域包括支援センターがございまして、社会福祉協議会のほうに委託をしております。今国の中では、この地域包括ケアシステムを進めていく上で最前線に立つのは地域包括支援センターであるということで、直営基幹型あるいは機能強化型のセンターを位置づけるというようなことで役割、連携を強化していけということを方向性を示しておりますので、現在委託をしております社会福祉協議会さんとは今事務レベルで地域包括支援センターの職員も交えて今後の方向性を詰めておりますので、それでよりよい地域包括支援センターを運営していきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 地域包括支援センターのことを実はもっとやりたかったのですが、ちょっと時間ありません。私は、何回も言っているのだけれども、将来ビジョンという中にはこういった切実な問題はどうか解決するのか。認知症カフェ10つくるというのはあるのだけれども、こういったものが極めて弱いと思っている。個別計画で対応するというのだから、ことし立てる計画の中にこういった市の頑張る姿勢をしっかりと入れていただきたいということを強く申し述べておきたいと思います。時間がないので、ただ1つ言っておきます。これは自公の安倍政権が悪いのです。17日の厚生労働委員会では、日本共産党が反対するのはもちろんだけれども、民主、維新、みんな、社民の各党が反対しているのです。そのことをちょっと言っておきます。

国民健康保険税の問題に移ります。先ほどの午前中の話でいうと、ここに資料、国保税1人当たりの額の推移ということ、誤差は25年度については若干あるかと思うのですが、これで間違いないと思うのですが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明申し上げます。

この数字でほぼ間違いないです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 午前中の答弁から推測をすると、⑩の2に国保会計の歳入の推移を入れておきましたが、昨年の一般会計からの法定外の繰入れが1億8,500万円、今年度は6,000万円、8,000円ぐらいの値上げになるということです。先ほどの中でいえば、これまで過去最高の1人当たり9万円台の国民健康保険税だと。8,000円ですから、約8%ぐらいかな。ちょうど消費税が8%になったように。私は、先ほどある女性の方に言われた声を紹介しましたが、アベノミクス、都会ではいいかもしれないけれども、景気悪くて大変だ、そうではなくて暮らし向きが大変だ。今回の本会議の冒頭であったではないですか。ときわ丸やダコタもあったのだけれども、観光が不景気でだめだった。そういったものが市民の暮らしを直撃しているのですから、ここは百歩譲って値上げをしないということに私は踏み切るべきだと思うのですが、市長いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 改めて提案をさせていただきわけでございます。ただ、今の段階で申し上げられるのは、確かに議員のおっしゃるところもあるわけでありますけれども、しかし私どもは24年から一般会計から繰入れをしている、その際に27年のほうに向かって平均的に余り年次ごとに大きな差が出ないようにということで今進めてきているものですから、そのことはやっぱり基本として今考えているということで、この前の協議会にもこれを説明したと、こういうことでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これも税と社会保障、いわゆる消費税増税の先取りの制度なのです。この間も言ってきたけれども、県として広域化計画つくれと言っているのだけれども、今新潟県の状況どうですか。つくっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

まだ新潟県の計画はつくっておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 国が広域化という制度を決めて先取りをやっている県があるのだけれども、そこでも矛盾が多くてどうしようもないというのを過去に私紹介させてもらった。今審議もしていて、実はこれもどうなるともわからないのです。広域化、広域化と言うのだけれども。消費増税がまた来年の10月にやられるわけでしょう。この後さっき言った介護保険料もまた上がるのです。アベノミクスの効果どころか社会保障の改悪の給付の切り下げと負担増ばかりが佐渡市民の暮らしの中に襲ってくるのです。集团的自衛権を容認するのかもしれないけれども、こんなときだからこそ佐渡市は市民の暮らしを守るというスタンスをとる必要があると思うのです。しかも、この間紹介をしてきましたが、全国の被保険者で一般会計からの法定外の繰入れというのは半数以上がずっとやってきていたのです。佐渡市は去年、おととしからやっと始まったばかりではないですか。だからというわけではないのだが、ここはひとつこんな厳しいときだからこそ、例えば今定例会の本会議の上程のときにやりましたが、繰越明許30億円、不用残だって充てたっていいし、ここは市民が本当に困っているときだからこそしっかり市民の暮らしに寄り添うのが政治の姿勢だと思うのですが、市長、まだ予算書我々配られていませんから、これから修正することも可能ですが、そこは腹をくくる気ありませんか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） まだ配付をさせていただいておりませんが、これからという形になります。私何度も申し上げても、確かに今楽だということは申し上げておりませんし、苦しい事情もわかります。だけれども、苦しい、ではことしやったときに来年どうなるのか、再来年どうなるかということが、来年になったら、再来年になったらがさっと上がるということは、これは余計悪いことであるわけです。行政というのはそういうものではなくて、ある程度そこをやっていかなければならないので、いわゆるこの前のように平均に伸びていくというあれを基本に考えるということで、24年のときからも皆様方からご理解をいただいたと、議会からもご理解をいただいているわけですから、そういう形で進めているということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 課長、どうですか。県内の基金の繰入れの法定外の繰入れの状況。私阿賀野市の議員に会ったら、広域化のこともあるのだけれども、阿賀野市としては、阿賀野市だったと思うな、とんで

もない額なのだけれども、法定外の繰入れしているのですよと言っていました。さっき言ったように、佐渡市は去年、おとしから入れただけではないですか。国保会計というのは、基本は県や市の繰入れがあるのだけれども、これは軽減の分とか、そういったもののルールで、しかもこれが制度の改悪でどんどんやられてきたもので、国保会計の歳入の基本は国保税と国庫負担なのです。社会保障だから。県内の基金の繰入れ状況どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

基金の繰入れ状況でよろしいですか。

○8番（中川直美君） 法定外。

○市民生活課長（村川一博君） 法定外につきましては、県内で11市が法定外繰入を行っている状況でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 国保の問題では、市長どうですか。高いし、負担がきついのです。このときに病気で働けなくなった、収入が減ったというときは、やっぱり減額してやるという対応が要る。1つでは、少なくとも去年並みに頑張って抑える、そしてもう一つは本当に困っている人には減額をしていくというルールをこういったときだからこそつくるべきだと思うのですが、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 一律ではなくて生活が大変お困りの方については、それなりの減額といたしますか、するという制度があるわけで、それに乗っかっているわけであります。私どもも正確な数字を覚えておりませんが、平均から比べると多分10分の1ぐらいになるのではないかなと私どもは踏んでいるのですけれども、そういう制度もあるわけでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 例えば病気とかになった場合に保険税の減額をする要綱があるかと思うのですが、それでも可能ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

まず、減額と減免は違いますので、減額につきましては保険税の軽減制度ということで、先ほど申し上げました条例に基づきます所得等により7割、5割、2割の軽減がございます。それ以外に私どもで定めておるのは、減免取り扱い要綱ということで、その要綱を定めておりまして、そこに5つの減免に関する基準がございます。その基準に合致すれば、申請により減免をするという手続になっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 高い国民健康保険税払えなくて、26年3月1日時点で保険証、いわゆるここに書いてある資格証は重病化を招く、普通の人よりも平均50分の1しか医者に行けないという方が短期証を合わせて604世帯で1,111人いるというのが状況です。私この前こういった事例に会ったのです。あるひとり暮らしの方が倒れていて、地域の方が寄っていったのだそうです。救急車を呼ぼうという話になったら、おい、待てよと、保険証ないぞともめたのです。こういったときに課長どうしたらいいでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 資格証の話とは思いますが、今保険証がないというのはその人が国民健康保険に入っていて滞納したゆえに資格証を出されて保険証がないというパターンと、従来から本来は入るべきいずれかの医療保険に入っていないというパターンがありますので、それは保険証がただ単にないということは資格証であるか無保険者であるかの違いがありますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） だから、払いたくても払えなくて資格証になっているのをみんなわかるから、救急車呼ぼうぜといったら、だけれどもおまえ、入れたら医療費かかる、どうするのだという話になったのです。こういうときどうしたらいいかということです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

国民健康保険資格証明書を発行されている方で、その方が医療機関に受診しなければならなくなった場合は、議員ご存じのとおり国民健康保険法施行令によります世帯主、その他病気になった場合は短期証を交付することができますので、短期保険証を出せば通常どおりの負担で医療にかかることはできます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 冗談抜きでこういった事態が地域であります。

時間がありません。教育委員会制度の改革の問題に移ります。教育長は、先ほど大津の事件を取り上げて、ここに資料に示してあるように一番問題なのはこれまでのスタイルが大きく変わるということで、教育長は前学校長会の会長ではなかったですか。全国小学校長会も制度の改正には反対の意見表明をして、反対っぽい意見表明をしているのではないですか。先ほどの答弁と全然違うと思うのですが、よろしいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 3月までは現場におりまして、校長会としての立場でおりましたけれども、今は

教育長という立場でそういった答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 立派な教育者というのは、すぐ立場が変われるそうであります。これは時間がないので、次に行きますが、⑪の2、これはどういうことですか。佐渡市はやっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

いわゆる点検及び評価の報告書でございますが、作成してございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、それは法律違反ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） そのとおりでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 教育長、こういったことから大津の事件を利用して安倍流の教育制度改革やられるのではないですか。これどうするつもりですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） お答えします。

このことにつきましては、教育委員会事務局については任命権者は教育委員会ということになっておりますので……失礼しました。このことにつきましては、早急に議会に報告できるような形に作成するように指示をしたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 安倍政権が教育委員会の制度を変えるというのは大津の事件を利用してやっているのだけれども、大津の事件の問題ははっきりしているのです。教育委員会を差しおいて教育長と事務方がふたをしてしまって、教育委員会はないがしろだった。そこを変えればいいだけの話だというのが結論だし、この大津の報告書にも出ています。私大津の本も大分読みましたが、そういった意味でいうときちんとした議事録をつくるとか、委員の数をもっと活発にするという、仮にこういった制度が変えられても教育長が言ったように政治的な中立も含めて守りながら改革していく必要があると思うのですが、教育委員会は今は合議制ですから、どちらかというと教育委員会のほうから監督を受ける立場。制度が変わると、今度は逆の立場になるのだけれども、1人の一存では答えられないだろうけれども、大いに新しい教育長

として政治的な中立も守りながらやっぱり変えていく必要があると思うのですが、その辺はどう考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 新しい制度になりまして政治的な中立、これを守るということは大変重要なことであります。この後いろいろガイドライン等出るといようなことが報道されておりますので、十分研究して適正な教育行政を進めるように努めたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 昨年あった図書館問題でもそうだけれども、やっぱり住民の声を聞かなかったといようなことも大津でもしっかり言われています。住民とともに教育というのはあるべきだと思う。立場が変わると姿勢がころっと変わるような人間を育てないためにもやるべきだと思います。

最後に一言。市長は日本一お客様に愛される島といいますが、安倍首相は日本を取り戻すといって世界一企業が活動しやすい国をつくると言っているのです。私これとかぶってしまっているのではない。お客様はいいのだけれども、今市民の暮らしが本当に深刻なのですから、介護で困っている人が日本一愛される島と言われても何言っているのだということになります。ぜひ市民の暮らしと気持ちに寄り添う市政を願いたいと思いますが、市長どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 内においては当然、佐渡においてはそういうことなのです。だけれども、佐渡の活性化というのはお客さんからも来てもらわなければだめなのだ。したがって、外に向かつてはそういうことだということであって、安倍総理が何言っているかわかりませんが、それは彼が勝手にまねしたわけであって、そんなことではないわけです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ぜひ国民健康保険でその姿勢を示すことを願って終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 4時56分 休憩

午後 5時06分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒井眞理さんの一般質問を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 無会派の荒井眞理です。皆さんお疲れのところまた長時間お付き合いいただきます。

よろしくお願いいたします。通告に従って、まず大きなポイントを5つご質問いたします。

まず、教育行政について。1つ目は、新教育長に就任された児玉教育長の教育についての見解をお伺いいたします。学校の教諭をしておられたと伺っていますが、学校教育はもとより、教育は一生のもので、成人に対する社会教育も大切です。人間は常に変化、成長していくものですが、そのための社会教育をどうお考えになっておられるかもお聞かせください。

次に、図書館の整備計画の現状についてお伺いいたします。図書館整備計画について、その後の経過をお尋ねします。昨年5月に島内9カ所で図書館、図書室縮小計画をめぐり意見交換会が持たれ、市長のタウンミーティングを上回る市民が参加し、異口同音に縮小計画に異議を唱え、さらなる充実を訴えていました。私は、こんなにも自分の意見を図書館ファンが堂々と述べられる、そういう方々が佐渡にいるのかと大変驚き、感動いたしました。そして、この方々の述べられていることは市民ニーズとして理解しなければならぬと思いました。この市民のニーズを受け、その後それらをどのように反映させ、どのような成果を得ているのか、また今後の図書館整備計画をどのように進めていくおつもりなのかお聞かせください。

教育行政の3つ目は、小中学校後期統廃合計画についてです。学校は地域の教育だけでなく、防災拠点やコミュニティー施設など複合的な役割を担っています。保護者や地域を対象にした説明会が佐渡で既に開催されていますが、市民の理解に混乱がないように改めて後期統廃合計画の趣旨や前期統廃合計画との違いをご説明ください。そして、これは誰がどういう過程で最終的に決めていくのかもご説明ください。

次に、大きい質問の2つ目です。個人情報に係る本人通知制度についてお伺いします。2011年に全国的に戸籍謄本などを不正に取得するプライム事件が起きました。佐渡でもこの被害に遭いました。このように本人が知らない間に第三者による不正な個人情報取得の問題は後を絶ちません。2005年に個人情報保護法が施行されて以来、残念ながら個人情報ビジネスが台頭したことが原因です。特に行政が管理する市民の情報は、ビジネスとして狙われやすいとも言われています。このための防止策は各市町村に任されているのが現状ですが、佐渡市も2011年には数多くの被害に遭っていますから、独自に防止策の検討を進める必要があると考えます。そのため、個人情報の不正取得があった場合の本人通知制度を始めることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

大きい3つ目のご質問は、子宮頸がんワクチン接種の問題についてのお尋ねです。昨年4月より中1から高1までの女性が対象となり、市町村長の責任において定期予防接種となりましたが、それ以前から接種後のさまざまな副反応が2,000件近く発生していると厚生労働省に報告されていました。中には痛みが激しく、学校に行かれなくなり、進学にも影響するほど苦しんでいる女性がいることも報告されていました。そのため、昨年6月には厚生労働省は早々に定期接種を積極的に勧奨するべきではないという異例の一時中止を判断しました。私は、この子宮頸がん予防ワクチン接種は安全性への疑い、健康被害の深刻さから佐渡市は定期接種を見合わせるべきと考えます。この問題について佐渡市がどう捉え、どのように対応しているかをお伺いいたします。

大きい質問の4つ目は、佐渡市の補助金等交付チェックリストの運用についてです。昨年は佐渡市の補助金、負担金交付に係る問題が大きく議会や新聞などでも取り上げられました。そのことを受けて、今年度から未然に不正を防ぐためのチェックリストを早々に作り上げてくださったことを歓迎いたします。

しかし、このチェックリストから漏れている事業があってはいけないのではないのでしょうか。また、昨年度問題になった相川の伝統芸継承実行委員会がしたような数々の不正再発防止のために過去の事例が検証され、チェックリストをつくるのに当たり反映されているのでしょうか。

大きい5つ目のお尋ねです。特定非営利活動促進法による報告、検査の仕方並びに県緊急雇用事業についてであります。そのうちの1つ目は、まずNPO法人の平成23年度、平成24年度の報告、計算書の検査についてのお伺いです。NPOとは市民の社会参加、まちづくりをボランティアのような形で進めるためにできた法人格で、良質な活動をし、利益を生むことを目的としないため、税制上も優遇されています。それだけにNPO法人を所轄する自治体は公正な活動を監督する役割を果たしています。しかし、平成23年度、24年度に提出されたNPOの事業報告書、会計収支計算書の中には、市はその監督を果たしていないのではと見受けられる事例があります。そのことについてお伺いいたします。

5つ目のうちの2つ目は、平成23年度の佐渡観光総合情報発信事業のプロポーザルによる業者選定の経過についてのお伺いです。この事業は、市のホームページ上に佐渡観光につながる写真のデータをアップすることが仕事内容で、県の失業者対策事業として総額約1億7,000万の申請をしたもののうちの一つです。しかし、この事業を委託されるに至る経過に不自然な点が多く散見され、市と特定業者の事前のやりとりがあったのではないかと疑われます。このような業者選定に至る経過を市民に理解できるようにご説明願います。

1回目の質問をこれで終わりにいたします。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さんの一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、荒井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の教育行政についてでございます。教育行政につきましては、教育委員会から説明を申し上げます。

次に、個人情報に関するものでございます。戸籍謄本、抄本や住民票などのいわゆる個人情報の第三者による不正取得防止のための本人通知制度等につきましては、佐渡市におきまして不正取得の事例はあったということでございまして、そういうことから県内の先進地で既に制度を導入しているところの情報等を収集しながら検討している段階でございます。現時点では、本人通知制度の導入の際には事前に登録された方へ通知するという登録型の方法で現段階で考えているところであります。しかしながら、本人通知制度というのは法律ではなくて、あくまでも自治体の判断で行っているものでありますので、私としては別にこれは地域性ということは全然加味、地域の特徴を生かして何かをするというものではないわけでありまして、統一した制度となるように国に対して法制化の要望も行っているということでありまして、今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、子宮頸がんワクチンの接種の問題であります。国が予防接種法に定められた子宮頸がんのワクチン接種、これは中止ではなくて積極的に勧奨すべきではないという位置づけで接種を受けることの判断を対象者に委ねることになったわけでありまして。私は、この辺が大体おかしいものだと思っております。この辺がどうも国の責任として曖昧な部分があるのではないかと、それを対象者に委ねるとか、あるい

は市町村に委ねるというようなことは、これはやっぱりおかしいのではないかなというふうに考えております。ただ、中止ということではなくて、この子宮頸がんワクチンの接種そのものとそれに付随するいろんな診断等があるということもお聞きいたしておりますので、そういう方向ではあるけれども、協力医療機関に対しましてワクチン接種の有効性あるいは安全性及び副反応等の現状を実際対象者に対して十分に説明をして、理解をしていただいた上で接種をするように周知を徹底しているということでございます。今後国の方針変更等が出される段階で、それに基づきまして市民の皆さんに情報提供をしてみたいというふうに考えております。

それから、補助金のチェックリストであります。いろいろと問題がございました。これは、本来ならばチェックリストなるものをつくらなくともそれぞれ補助事業を執行する者が適正なる判断をすれば何の問題ないことでありますが、そういう能力も今は数が限られているものですから、そういうものがない。したがって、一律で誰でもが順序を追ってやっていけば粗相がないようにというふうなことで今年度からチェックリストの運用を始めたところでございます。このチェックの項目につきましては、過去の問題事項等を検証しながら、二度とこういうことが起こらないことを目指して、各課でしっかりとチェックすることを目指しているわけでありまして、これを通じながら今後再発防止を期してみたいというふうに考えているところでございます。

もう一つ、NPO法人、いわゆる特定非営利活動促進法による報告、検査の仕方並びに緊急雇用事業等についてでありますけれども、佐渡市は平成21年4月1日から新潟県により特定非営利活動促進法にかかわる事務権限の移譲を受けております。NPO法人の設立認証、定款変更、報告、解散、合併、清算、監督等の所轄庁であります。ご質問の事業報告書及び会計収支計算書の検査については、それぞれNPO法人から佐渡市に提出される報告書などは各団体の総会で承認されたものであることから、提出義務のある書類の有無について確認をいたしているところであります。各団体が実施している全ての事業について内容を把握するということには行っておりません。しかしながら、NPO法人の方々には健全な団体運営を行っていただくため、NPO法人というのはそういう趣旨でございますので、しっかりやってもらうということが必要でありますし、必要に応じてNPO法人へ活動、会計報告の具体的な内容について資料提供を求める、そういう場合があるということでございます。

それから、佐渡観光総合発信事業というものでございます。これは23年でしょうか。については、佐渡市の財務規則第142条第3項第2号の規定に基づきまして、公募型プロポーザルを実施して適正に行ったものであります。事務手続に関する詳細については、観光振興課長に説明をさせます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 補足答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 教育行政についてお答えいたします。

3月まで学校現場にありまして、学校においては社会教育施設を活用したり、それから各種団体、地域の方と連携したりするなどして、本当に社会と連携を密にしながら多くの人に支えられながら学校運営を行っており、本当にありがたく思っておりました。社会教育におきましても学校教育同様に人格形成には欠かすことのできない大変重要な役割を担っていると認識しております。市民の皆様が生涯にわたり学び

続けることができますように、教育行政方針に掲げましたとおり、生きがいと活力に満ちた生涯学習の島の実現に向けて鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。

次に、図書館の整備計画のことについてでございます。本当に島内には図書館ファンの方が大勢おると、またいろんなニーズがあるなということを実感しておりますけれども、図書館の整備計画についてですけれども、これまでどおりの1図書館と9カ所の分館は存続することとしております。ただし、利便性の向上やコスト削減のために耐震診断及び改修工事後の支所及び行政サービスセンター内への移転が可能であるかどうかということにつきましては検討しております。移転に当たりましては、具体的な計画等について住民の皆さんのご意見を十分お聞きしながらまとめていきたいというふうに考えているところであります。

次の小中学校の統合計画、後期につきましてはのご質問でございますが、まず前期、平成18年9月統合計画を策定時、小学校は36校1分校、中学校が16校ありましたが、前期が終了いたしました平成24年4月には小学校29校、中学校15校となりました。そして、現在は小学校が24校、中学校が13校となっております。後期計画終了の平成29年度末には小学校が17校、中学校が10校という計画になっておりますけれども、後期統合につきましても小学校であります、複式学級の解消、中学校であれば社会性の育成を目指して進めていきたいと思っております。ただ、校舎につきましては既存の施設を利用する計画となっております。最終的には統合の決定に当たりましては、保護者、地域住民の方々の合意を得て行ってきたいと思っております。その際、説明会では丁寧な説明をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 補足説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） それでは、佐渡観光情報発信事業の業者の選定につきまして説明をいたします。

この事業は、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として失業者を雇用し、佐渡の観光情報を写真や動画データ等を使ってインターネットで発信する事業を委託したものでございます。業者選定に当たりましては、価格だけではなく、内容について民間から提案してもらうことがより効果的な事業が実施できるものとの判断から、佐渡市の財務規則第142条第3項第2号による随意契約のうち、公募型プロポーザル方式が透明性を確保できるということで適当であると判断して進められたものでございます。市のホームページで平成23年4月11日から4月21日を受け付け期間として公募したところ、4社から申出書の提出がございました。うち1社が途中で辞退しましたが、5月の2日に選定委員会を開催しまして、プレゼンテーションやヒアリングを行いまして、選定委員3人で審査をして1社を選定したという経過でございます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） それでは、まず図書館整備計画の現状についてお伺いします。

昨年市民の要望をお聞きして、幾つかの図書館、図書室で開館時間の延長ということを行いました。6

時まで延ばしたことへの評価というのは今現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

真野図書館におきまして午後5時までを午後6時までに試験的に延長しました。その結果、その時間帯には約655人の来館者がおられまして、利用者全体の約1割を占めているという結果が出ました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） それは報告ということで了解しましたが、それがいいことなのか、悪いことなのか、その評価はどうされたのでしょうか。つまり評価によって今後やるのか、やらないのかということにも影響すると思うのでお聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

図書館協議会に報告しまして、協議会の中でも高く評価されました。その結果、年内までもう少し続けて、1年間の様子を見ようということでこの後年内までは一応延長ということが続けたいというふうに思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 市民のニーズとぴったりに合っているというところで高い評価が出るかなと思います。そして、市民にとっても実感として暮らしやすい、意見を言ってよかったなということになると思います。これは、今佐渡は少子化とかいろいろ問題になっていますけれども、やっぱり暮らしやすいというところが一つでも確保できているということが大事だと思いますので、これからもこれは広げていく方向でお願いしたいと思います。

次に、昨年6月のこの議会で私が図書館問題を論じたときに、国内の離島の図書館費、それから離島の図書館の正職員、また臨時職員の数の比較という表を資料として配付しましたが、教育長はそれをごらんになりましたでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 議会だよりに掲載されたのを見えています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） それでは、これらの数字を見てのご感想をお聞かせください。また、なぜほかの島では図書館にこれだけの人員を割いて、また費用をかけているとお考えになるのかというところもお聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 離島の図書館比較では、佐渡のほか奄美大島、天草、淡路、それから隠岐の島、この人口、それから職員の人数と所管予算等が出ておりますが、佐渡市の場合比較しますと図書館の予算についてはそう高い値ではないというようなところであります。そういう認識です。それから、職員の人数につきましても正規が2人、非常勤が10人というところですが、ほかのところでは正規の職員が佐渡市よりも高いというふうになっております。ただ、この内訳といいたしめようか、どうして正規職員が高いかということにつきましては、それぞれの自治体の事情もあるのだらうなということですが、図書館のほうには力を入れているのだらうなという感想であります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 佐渡の図書館費はそう高い値ではないではなくて、一番低いですよ。それで、今数字をいろいろ挙げていただきましたけれども、今質問した2つ目はなぜほかの離島はこれだけ図書館に力を入れているのかとお考えになりますかというところなのですから、お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） なぜ力を入れているかということにつきましては、これ予測するしかありません。そういった図書館の文化的なもの、それから教養を高めると、そういうようなところに恐らく力を入れているのだらうなという、これは推測でしかありません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） きょう初めて議会に出てきていただいておりますので、これからどういうふうに進めていっていただきたいかということをお話したいと思っておりますけれども、これから離島でどうして図書館費を多いところは佐渡の2倍も割いているのかということについてはいろいろとお調べいただきたいと思います。図書館のことについてはこれでおきたいと思います。

次に、小中学校の後期統廃合計画についてです。教育長にお尋ねしますが、小中学校の後期統廃合計画の目的は複式学級と小規模校の解消ということですが、例えば私の住んでいる八幡地区にある八幡小学校はこれから児童数の増加が明らかである中、学校を統合するのかわからないのかを考えなければなりません。市民が考えるための情報がそのためにはたくさん必要です。複式学級は問題かのように印象づけられていますが、決して問題ばかりではないと思います。子供たちの成長や学力についてのメリット、デメリットさまざまあると思いますが、複式学級というのは、それはそれぞれメリット、デメリットをどう捉えておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） お答えします。

複式学級のメリット、デメリットという、一般的なことでメリットといえは本当にきめ細かな、目が行

き届きます。アットホームなそういった中で教育ができるというようなのが一番のメリットかなと。デメリットといえば、複式学級というのも我々かなり高度な教育技術といひましようか、教師の力量がないとなかなかできない難しい教育です。それから、集团的なスポーツをやる場合、今サッカーワールドカップやっていますけれども、少ない集団の中でチームをつくってやれるかとなるとなかなか難しい面もあります。それから、ちょっと前後しますけれども、少ない人数がゆえの固定された人間関係、これがいざトラブルこじれるとなかなか修復しにくいというようなものがあります。今八幡のお話しされましたけれども、今複式学級がぽつぽつと出ている状況です。ぽつぽつ出てきているという状況、例えば2年生、3年生の複式という教科が違います。2年生で勉強する教科、3年生で勉強する教科が違います。それを1つの学級で1人の担任が教えるということは非常に困難が伴う。そういうようなこともあって、適正な規模といひましようか、複式学級、小学校では何とか解消したいという考えでの統合でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 複式にはほかにも子供同士が教え合えるというメリットがあるということとか、今コミュニケーションが本当にできない子供たちがふえている中で豊かなコミュニケーションを育むというメリットもあるかなと思います。どっちにしても佐渡はこれから小規模校というのがどんどんふえていて、最終的には10カ所に学校を残すとしたらどこも複式ということになったとき教師の力量が問われることは同じことかなと思います。今度は市長と教育長にそれぞれお答えできればお尋ねしたいと思いますが、学校数が多いということは佐渡市の財政、または佐渡島全体にとって経済的にどのような影響がありますか。あるいは、統合すると佐渡市の財政にどんな負担がふえるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、統合によりますと当然校数が減れば、交付税の措置がされております。1学級と、あと校数と、あと生徒数とがございますけれども、間違いなく減るのは学校数による交付税が減ります。ただし、その交付税につきましては当然一般的には学校を運営していくのに必要な部分が算入されておりますので、交付税のほうが減ったとしてもそれ相応の費用が減るということで、財政的にはさほど影響はないというふうに検証いたしました。ただし、先生の数につきましては間違いなく学校数が減れば先生の数は減ります。したがって、学校の先生が減ればそれだけ職場がなくなりますので、先生方が地域に落としてくれる経済効果とかにつきましては当然マイナスの要因が働くと思います。なお、あとは佐渡市に働いておるわけですので、税収の面も確実にマイナスの要因になると考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 廃校になった学校や、あるいはスクールバスに関する負担というのはどうでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） まず、スクールバスのほうでございますけれども、今現在遠距離通学ということで、ちなみに小学校の統合を進めておりますが、片道４キロ以上については統合云々にかかわらずスクールバスないしは定期券を交付しております。学校統合を進めていけば、当然遠距離の通学者は必ず出ておりますので、それによる通学距離が延伸されれば、４キロ以上になれば当然そのような対象にはなりますけれども、ただし途中でこれまで集団登校していた子供たちが４キロを境にぶつ切り分けるというのはいかがなものかというのもございますので、そのあたりは弾力的にこれまでの統合は運用しております。あと、閉校後の校舎等につきましては、校舎の地域利用は今ございませんが、体育館等の利用につきましては地域に５年間という期限つきではございますけれども、佐渡市のほうで一定の負担をしながら、また佐渡市のほうは維持管理の基本的な部分は佐渡市で持ちますけれども、地域の方々には使用した相当分について負担をしていただきながら利用をしていただいておりますということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） スクールバス等の学費補助も佐渡市が負担するということになるということでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 繰り返しになりますけれども、学校統合がなされれば必ず遠いところから来られる子供さんおられますので、４キロを超えればそれは間違いなく対象になります。いわゆる佐渡市のほうでスクールバスを出すなり、あるいはバス路線であれば、この後地域の希望等を聞きながら進めますけれども、定期券の交付等、それは間違いなくやりますが、ただし４キロでぶつ切り割った場合はこれまで集団登校しておった生徒さんがそこで分かれるというのはいかがなものかという部分がございまして、それは臨機応変に柔軟に対応しております。佐渡市のほうで負担をもちろんいたします。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 今主に経済的なことについて、負担とかについてお伺いしたので、佐渡市にとってはデメリットが多く、また負担しなければいけないことがふえるということがわかったかと思います。ただし、自民党は2012年衆議院選の選挙公約で教育支出をふやすと言っていますので、余り市が国のことは心配しなくていいのかなと、そっちのほうは私はいいのではないかなと思っています。

さて、当時文部省が1973年に出した1970年通達というのがありましたが、そのポイントを今お答えいただけますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 申しわけございません。承知しておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 教育長は聞いたことがありますでしょうか。1973年通達。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 私教員になったのが1976年であります。承知しておりません。わかりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 年齢は関係なく、この1973年通達というのは今現在も生きているものです。これは、ポイントは5つありまして、1、無理な学校統廃合の禁止、2、小規模校の尊重、3、通学の負担を配慮、4、学校の地域的意義の考慮、5、住民合意の5つです。標準規模にこだわって学校統合をするということが多いのですが、小規模校の教育上の利点を生かすようにというのが現在も文部科学省が引き継いでいる指針です。このように確認してもよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） その当時出された通達であります。生きているといえば生きているのでしょうけれども、今文部科学省は学校統合についての指針というものをまたこの秋に出すというようなことを検討しています。今まで学校統合を進めてきた中で適正規模になっていないというような比率なんかを踏まえて、また文部科学省では出してくるだろうと。ですけれども、佐渡市は佐渡市の実情に合った、そういった統合ということを進めていかなければならないなというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 学校統廃合は論点が多岐にわたるだけでなく、利害関係者も多様で、将来に長く影響が出ることが懸念され、複雑な問題です。佐渡市には地域が決裂したり、禍根を残さないためにも学校統廃合議論をきっかけに地域住民との話し合いの機会を通じて長期的、複合的な展望からの新たなまちづくりを進めるというような意識ででもこれからこの問題を進めていっていただきたいと思います。学校統廃合問題についてはこれでお願いします。

次に、個人情報に係る本人通知制度についてですけれども、個人情報の不正取得に対して本人に通知する制度、前向きに考えていってくださるということで、市民の人権を守り、安全、安心のために感謝いたします。ところで、この本人通知制度は2種類ありますけれども、それはどういうふうに分かれていますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

戸籍の不正取得を防止するための通知制度でございますが、2011年のプライム事件以降この制度が取り沙汰されておりますが、実はこの本人通知制度というのは法律には基づいておりませんが、2009年の大阪

府狭山市が自治体独自の判断で導入したものでございます。これにつきましては、あらかじめ本人がこういうことがあったら通知してほしいということを登録しておきますとその不正取得があったということについて本人に通知するものです。これは、議員が先ほどからおっしゃられております本人通知制度になります。また、戸籍の請求等は各業士会等から市役所のほうには来ますが、明らかにこれは不正であるということをして市の側で判断した場合、これを本人に告知するという本人告知制度、この２種類で違いは登録されたもののみ通知するものと行政側から告知するものということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） ちょっとこれは法的に決められた文言でないので、言葉の理解がそれぞれちょっと違うのですけれども、本人通知制度の中に２種類分かれていると。その中で１つが事前登録型、もう一つが事後告知型という。私は、事前登録型は勧めているつもりはないのです。本人の意思によって事前に登録する事前登録型というのは、善良な弁護士たちが問題点を指摘して反対しています。一方、不正取得を試みた人が後で言うことには、事後告知型を実施している自治体に対しては不正が発覚しやすいから避けたと言っているといひます。佐渡市にはぜひ告知型本人通知制度をできるだけ早く進めてもらいたいと希望いたしますが、そのような方向を検討していただけますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、本人通知制度の事前登録型につきましては、これは2009年、日本弁護士連合会のほうからそのような申し入れがありまして、業務に支障を来すだけでなく、本人たちにも被害が出る可能性があるということでございます。それで、私どももいろいろ事例を研究しておりますが、現在新潟県内では25年8月に上越市が通知制度を導入しました。25年度中に2市が通知制度を導入しまして、その後本年26年度から6市が事前登録型の通知制度を今考えているということで、新潟県内では今年度中には9市が事前登録型の通知制度ということでございますが、今議員が言われましたように私ども佐渡市としては、今県内の告知制度を行っているところの事例を研究させていただきながら、事前登録型の本人通知制度ではなく、あくまで被害告知制度のほうに取り組みたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） ありがとうございます。ぜひ告知型のほうでやっていただきたいと思います。

それでは、大きい4番の補助金等交付チェックリストの運用についてお尋ねをします。これから佐渡市の財政は非常に厳しくなっていく。この中で佐渡市だけでなく、市民も身を引き締めて補助金の使い方を考えていかなければいけないと思っていますが、平成25年で結構ですが、どなたか補助金と、それから負担金、佐渡市が総計どれだけ負担しているか、お答えになれる方お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 金額でちょっと言わせていただきますけれども、25年度の予算になりますけれども、補助金で93億3,515万6,260円、負担金、これは……185億4,450万5,000円というのが25年度の予算のところですよ。

○2番（荒井眞理君） 合計すると。

○財務課長（伊貝秀一君） ちょっと今合計出していません。申しわけありません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 合計すると278億7,900万円ほどになります。これは、本当に大きな金額だと足し算して改めて皆さんずっしり感じられるかと思います。きのうも同僚議員の質問に対して、今後補助金等のシーリングをやめてゼロ査定にするという答弁がありましたけれども、皆さんまだほとんどの方は見ておられないと思いますが、新しくできたチェック項目というもののなかでこれから減らしていくのにこのチェック項目にひっかからない事業があるのです。スポーツイベント、これはなぜこの中にひっかからないものなのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） スポーツイベントというのは、市が主催のスポーツイベントでしょうか。市が主催のものにつきましては、それはこの補助金等交付規則の市長が定めるものについては除くというところで新たに基準をつくらせていただきまして、その中の一つとして、市が主催するものというものを設けさせていただきました。これは、チェックリストをする以上の、とにかく市が主催ですから、それ以上の重い責任が執行する側にあるという、そういう意味合いからでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私は、ここに立つ前にチョコレートを食べたのです。やっぱり誰でも自分には甘いのです。自分のところだから大丈夫なんていうことは全く基準にならないと思います。規則の第2条で、市長の定めとしているところは一番曖昧なのです。この部分がたくさん残されていますけれども、このスポーツイベントというのは額がどのぐらいでしょうか。そんな外しても大丈夫なものなのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

スポーツイベントに関しましては、約1,900万円ほどになっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 突然のご質問で大変申しわけありませんが、1,900万なんていうことはなくて、それはふだんから頭の中に入れておいていただきたいと思います。スポーツイベントと言って申しわけなかったです。スポーツ財団です。少なくともこういう身内がやっているものについて規則第2条の市長の

定めから外すべきだと考えますけれども、そのようにしていただけますか。いかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 市が主催するイベントというのは限られてくると思います。先ほどもスポーツ財団というような話もありましたけれども、スポーツ財団であろうと市が主催するものでなければ、それについては当然ながら全てに今回のチェックリストの対象になるものというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 身内に甘く、他人に厳しいと言われないようにしなければいけないと思っています。それでは、昨年世界遺産推進課で担当していた相川の芸能継承実行委員会の問題ですけれども、例えばこういうような問題はなぜ問題になったかということ、実際芸能関係は社会教育課の分野であって、世界遺産がもともと持っている分野ではないのです。こういったような問題に気づくためにはこのチェックリストでどうしたらいいかということなのですが、どうお考えでしょうか。これはわからない方々おられると思います。自分の課の中だけでチェックするようになっているのです。それで十分なのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） どんな予算の執行であれ、補助金であれ、それはそれぞれの課で執行まで、しかもチェックまで完結すべきだというふうに考えます。今回は補助金、負担金等の関係について、これについてやはり不適正事例が出ましたので、これを二度と起こしてはならないという意味で補助金、負担金等についてのみチェックが担当者のチェック、それから係長のまた同様のチェック、そして担当課長のさらなる確認のチェックで、さらにもう一つ、今度支出をする際にはその支出伝票の添付書類としてチェックリストの写しをつけさせる、そこで会計課でまたチェックをするという二重、三重、四重のチェックをかけました。ただ、あくまでもこれはシステムですので、それを担当課がいかに真剣にとにかくチェックをするかというところがやはり問題だと思っておりますので、これはそういう意味で我々財務課のほうで各課にしっかりとチェックをしてくださいという周知はしてありますけれども、また今後ともその周知をしていくつもりでおります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ただ、実際世界遺産推進課ではわからない社会教育課の分野を担当してしまったということはありますので、クロスチェックのことは今後何らかの形で検討していただければと思います。

次に、このチェック項目の中の事業変更のことについてなのですが、補助金交付等規則の第11条によると事業の進行状況に関して現状報告を必須とするというふうに書いてあります。この中には、ただ交付決定の中にそれほど中身をきちんと報告をチェックするようになっていないのですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 状況報告とおっしゃられましたか。まず、交付決定の際の通知のところで状況報告を必要とする旨の条件を付したかという、そういった項目を設けてございます。それから、変更におきましても、これは荒井議員お持ちのところの6の3で状況報告を必要とする旨の条件を付したか、交付のときも変更のときも同様にその旨をしてございます。あと、状況報告の関係については、ちょっとこのチェックリストの中には今現在想定している中では入れてございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 状況報告というのは必須というふうにする必要があるかと思います。それから、昨年問題になりました相川の伝統芸能の実行委員会に関しては、必要がないのに概算払いを前金でばんと全部出したということがあります。この概算払いについてのチェックというのはこれできくのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 概算払いにつきましては、その支払いをしなければ事業執行に支障を来すかどうかというのが一つの判断基準になります。事業の執行に支障も来さないのに請求をしているのではないかと、そういうチェックになります。ここのところのチェックでさっきの事例は防げるのではないかと、いうふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 昨年問題になったのは、400万丸々もらって年度末まで何にもしなかったのです。年度の途中でそんな佐渡市が200万も出してあげる必要はなかった。こういうことをやっぱりチェックできないといけないのではないかと思います。このことについてももう一度よく考え直していただきたいと思います。

それから、補助金については交付要綱を必ず制定せよということがチェック項目の最初にあるのですけれども、例えば申しわけないですけれども、社会教育課が出している要綱についてお尋ねしますが、どういもののでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 中身をもうちょっと整理して。

○2番（荒井眞理君） 済みません。そうしましたら、お尋ねしないで私のほうから話させていただきますが、社会教育振興事業補助金交付要綱というのがあります。この中で、しかし社会教育課というのはこの要綱一つで何でもやっているのです。でも、この要綱というのは実際内部を縛るもので、この要綱に従ってこの様式でこれを提出しなさい、この様式でこれを提出しなさいというものではないと思うのですけれども、この要綱というのは例えば一体どういうものなのか。そもそも要綱の理解ということを周知徹底しておられるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

今ほどの要綱につきましては、周知といいますか、要綱を制定した際に公告ということで周知はしてお

ります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） このチェックリストでは、各事業について要綱が必要だという書き方ですね。それは各事業についての要綱ということはどう理解、周知徹底しておられますか。大丈夫ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 補助金は事業が違えば、当然ながらそれは別の補助要綱が要るのは当然です。今社会教育課の例はちょっとどのことを指しておるのか私わかりませんが、同じ事業の中の幾つかのものであるとするならば同種の事業を一つの補助金の要綱として持っているのであれば、それはあり得ると思います。補助要綱がないということにはならないかと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そのあたりは、各課それぞれよくチェックをしていただきたいと思います。

次に、昨年問題になった相川の伝統芸能継承実行委員会の問題で、227万の映像の仕事を孫請で委託された任意団体、このような実績も実態もないような幽霊団体だとしたら、そういうのはこの孫請というのはこのリストのどこでチェックできるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 相川の事例は、そもそもそこへ来るまでにこのチェックリストでもう幾つもひっかかってしまう事例です。我々がつくったこのチェックリストでいけば、交付申請、変更申請、それから概算払い、そういったところでもう既にひっかかってしまう事例のケースです。今の関係でいえば、例えばですけれども、申請から何からそちらの添付書類等の審査においてももちろんそれが適切かどうかというのをわかるかもしれませんが、実績報告のところまでいけば報告書添付書類に不備がないかというところになってくるかなと思いますし、それからその基礎となる明細等があるかというようなところになると思いますし、そして成果物を確認したか、それから書類審査で確認できないものは現地調査を行ったかというようなあたりで確認できるというふうに考えておりますけれども。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 孫請でやらせるということは、そもそも大体違反になるのだと思いますけれども、そういうことがいけないのだということがわかるようにチェック項目というものの留意事項にまた書き加える必要があるのではないかと思います。実際は実行委員会が孫請でやってしまったら、もうそれはわからないのです。そういうことが事前にないようにもう一度ちょっとよく考えて、孫請のこともチェックリストの中で考えていただきたいと思います私は思います。

今度実績報告書ですけれども、実際やっていないことが書かれていたり、他団体の写真が転用されていたりと、それはもう虚偽の記載、報告ありましたが、そういうのはどこでチェックすることになりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） この内容の審査のところでその部分はチェックできるかと思います。それから、先ほど孫請禁止云々というような話ございましたけれども、例えば協議会等に補助金なり負担金を出す、そこで一部の業務をほかの専門業者にやらせるということは、その禁止規定をつくれとおっしゃっているのでしょうか。それは、事業執行としては十分あり得ることなので、補助する側でその部分を当初の中でそれを認めておれば何ら差し支えないかと思います。なぜそれを一律禁止にしなければいけないのか、私はわからない。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 一律禁止にしろと言ったのではなくて、孫請が禁止で委託はだめだという要綱になっているものもあります。それで、去年はそれに違反していたわけです。でも、それはチェックできなかったのです。だから、そういうことがあってはいけないということです。一律にと言っているのではありません。私は、この実績報告のチェックリストを見ていても、これではまたやっていないことを書かれても見抜けないと思っています。他団体の写真を転用しても見抜けないと思っています。というのは、やっぱりできるだけ実績報告というのは具体的に書かれるということがなければ幾らでもお話、ストーリーはつくれるのです。うその話は。そのうその話を見抜くためには、日付で、そして場所、こういった具体的なものが記載されていないといけない。例えば私たちは政務活動費の報告するときには、本当に出かけていたのかということのためにチラシだとかいろんなものを提出します。それは証拠なわけです。そういうようなものを、具体的なイベントの名前だとか日付とか場所がなければ幾らでもお話がつくれてしまう。そういう具体的なものをこの実績報告ではチェックするようになっていないのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 議員いろいろ心配されております。このチェックリストは、補助金等に詳しいメンバー、10名ほどで集まって内容を吟味し、そして二度とそのときの例でいえば相川の事例、あるいは水産の事例、そうしたものであってもとにかくチェックをしっかりとやっていけば必ず不正事例は防げるということを考えながらつくったものでございます。改善すべきところがあるかもしれません。それは、また1年やらせていただいて中身はまた見たいとは思いますが、今おっしゃっていたものについても添付書類等に不備がないか、あるいは報告書の日付は適切か、やはりチェック項目は幾らでもふやすことはできますけれども、形だけでただ終わったのでは全然意味がないので、やはりそのところはチェック者の資質になるので、このとおりにきちっとチェックしてくださいというものをどれだけ周知できるかというところが大事なのだというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） チェック者の資質というところが一番怪しいので、できるだけそういうすき間をつくらないようにしてスタートして、だんだん減らすということにしたほうがいいかと。とりあえず私の提

案としては、日付と場所、活動計画に沿っているのか、そこはきちんとチェックできるようにしたほうが
いいと提案をいたします。

この件で最後になりますけれども、6万8,000円の講師謝礼、会場費に支払われたという領収書について
のご確認です。これは、伝統芸能継承実行委員会の中の中心事業であった後継者育成が行われた、講師
に謝礼払いました、会場費を支払いましたということになっていましたけれども、実際その講師謝礼を受
け取ったとされている方はどういう方、この6万8,000円を領収した人というのはどういう方でしたか。

○議長（根岸勇雄君） 荒井さん、どの事業の6万8,000円か詳しく説明をお願いいたします。

○2番（荒井眞理君） もう一度お話しします。相川の伝統芸能継承実行委員会の中で中心事業だった後継
者育成の講師謝礼、会場費の領収書です。これは、確認しに行った方がこの中におられると思うのですけ
れども。

○議長（根岸勇雄君） 大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

6万8,000円がどの方へ行ったかというご質問でよろしいでしょうか。芸能の指導をされている方に6
万8,000円が行ったというふうに聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 済みません。6万8,000円の領収書というのはたしか2種類あるので混同すると思
うのですけれども、伝統芸能継承実行委員会の中で提出された6万8,000円の領収書のことです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） 領収書の宛名ということでしょうか、それともお金が行った先というこ
となのでしょうか。

○2番（荒井眞理君） 領収した方。

○社会教育課長（大橋幸喜君） 領収した方は、先ほど言いましたとおり、芸能の指導の方ということだ
と思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 済みません、それははんが甲子園のほうの名前で出された6万8,000円の領収書の
ことだと思うので、ちょっと混同しておられると思うのですが、私が聞いているのはこの芸能継承実行委
員会のほうに提出された講師謝礼と会場費に支払われた6万8,000円、受け取った方というのは10年前に
既に亡くなられた方のお名前だったというふうに聞いていますが、これどなたか確認できていますか。

○議長（根岸勇雄君） 大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

先ほどは、実際にお金が出た方は芸能の指導者ということで、領収書の宛先の方は何年前かわかりま
せんけれども、亡くなられた方のお名前になっているというふうに確認しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと今微妙に違うので訂正しておきます。2枚領収書があって、大橋課長がお答えくださったのは私が聞いていないほうのです。宛先ではなくて、領収しました、6万8,000円ともう一枚に書かれていたのが10年ほど前に亡くなられた方のお名前だったということです。こういう領収書というのは、なぜその人の名前を使わなければいけなかったのか、そこまでして6万8,000円にこだわった理由は何なのか、偽造する必要があったのはなぜで、誰の指示で誰が実行して、あるいは協力者がいたのか、こういうことを調べているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

団体の実行委員会で芸能の指導をするということで計画しておったものができなくなったというようなことで、そういった実際にはやっていなかった領収書を作成したというふうに聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 単刀直入に言って、そういうのは領収書が偽造されたというのではないかと思うのですけれども、その偽造されるような領収書というのはこのチェック項目ではチェックできますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 悪意を持ってやろうとしたものをチェックするのは相当大変です。それは、もう一つの事例、水産の事例で明らかだと思いますけれども、あの場合ですら何とか見抜くことができないかということで通帳の原本を確認したかというチェックを入れてございます。コピーではなくて通帳原本を確認したかということも入れております。今の件も書類上完全にできているものであれば、それを見抜くことというのは簡単ではないと思います。ただ、そこにおかしなものを感じていただきたいというような思いで書類に不備がないかという中で、しっかりと中を点検していただきたいということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと横に飛ぶようなんですけれども、私は去年の11月にこの6万8,000円の領収書はおかしいよということを担当に言ったのです。これは調べたほうがいいよと。ところが、その私の情報というのは無視されました。そうすると本当にやる気があるのかなとちょっと心配になるのですけれども、そういうことがあるものですから、老婆心というか、そういう言い方はよくないのですけれども、しつこく聞かせていただいています。そうやって市民ないし関係者から告発があったときに、マニュアルの中とは違うかもしれませんが、不正が発覚されたら、ではどう対応されるようになっているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 故意にそれを偽造した云々というようなことは、そもそもここでは想定はしていないわけなんですけれども、単純に間違えたとか、そういったことは当然あり得る話です。ここで意図して

いるチェックリストは、あくまでも適正な事務の執行を担保するためにつくっているわけですので、そこで問題事例が発覚したとすれば、それはまたこのチェックリストとは別の対応の考え方を持たなければいけないかと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、ちょっとチェックリストから外れてお聞きしますが、刑事訴訟法の第239条、公務員の義務行為として何が書かれているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 公務員は犯罪を見たときには、それを告訴しなければならない旨の規定がそこにはあるかと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 犯罪と考えられるですね。犯罪と認定しなくても考えられる場合は告発しなければならないという公務員の義務規定になっています。これだけ10年前亡くなった方の名前が使われたら明らかです。これをなぜほっておくのか、ちょっと私は感覚が信じられないのですけれども、きょうお配りしております資料の一番最後のページ、資料ナンバー9を見ていただきたいのですが、西浦漁業集落の不正事件の場合もしかり、またこの相川の伝統芸能継承実行委員会の問題もしかり、やはり問題が起きたときには調査委員会を立ち上げて再発防止策を立てるということ、そしてその報告書は発表するということまでしなければ、申しわけないですが、今の佐渡市のレベルでは不正の予防ということは無理なのではないかと思うのですけれども、このような不正があった場合に調査委員会を立ち上げて、つまり今私はこの領収書をめぐってあの課の課長、この課の課長、この課の課長とそれぞれ行くけれども、皆さんそれぞれ意見が違ふのです。そういうことではなくて、こういう10年前に亡くなったような方の名前で領収書があって、それがまだ佐渡市の中にある、これをどうしたらいいのかということについてはきちんと調査委員会を立ち上げて、そして再発防止策まで立て、報告書を発表するぐらいのことをしなければいけないのではないかと思うのですが、これについてどなたか、市長、ご答弁をお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） チェックリストは、今財務課長のほうから説明をしているように、このチェックリストの内容は私も見ましたが、問題ないと思っています。ただ、これで全部が意図的に悪いことをした場合に全部見抜けるといったら私は見抜けないと思っています。頭のいいのが意図的にやればだめだと思います。ただ、それをやるということになれば、全て佐渡市民を疑ってかからなければだめなのです。そこまでやらなければだめなのです。そこまでは私はやる必要はないので、まず我々が補助金を出している部分において適正に執行されているかということを我々自身がやっていくという、ここから始めていかなければならないと思っています。本当にそういう話になってくると、もう相手のことを信用できないので疑っていくしかないし、それをチェックリストの上に載つけるということはちょっとできない

と思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） チェックリストに全てを載せるのは無理だということも私今承知しているのですが、例えばこれなりなんなり、市民の告発なりで不正をしているということが発覚したときに調査委員会を立ち上げて、ともかくどうやったら再発防止ができるのだろうかということを考えない限りまた同じことは繰り返されると思うのですけれども、例えばこの6万8,000円の10年前に亡くなった方のサインがうそで使われていると、こういうようなことについても早速調査委員会を立ち上げませんかということをご提案しているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 調査委員会を立ち上げる、立ち上げないは別として、これはこういう事案が出てきたとなれば担当課長が副市長なりに報告があるはずです。その段階で、副市長の段階でそこで処理をするということは当然やっていかなければならない。何とか会議を持つとかということではなくて、そこで処理をしていかなければならないと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 一足飛びに何でもいいところに行くということはないので、とりあえず課長が副市長にきちんと報告をすると、報告するための調査もまた必要かなと思いますので、そういうことをそれぞれ各課でしっかりやっていただきたいと思います。

そうしましたら、次にNPO法人の問題についてです。先に平成23年度に実施された佐渡観光総合情報発信事業についてお尋ねをしたいと思います。資料のナンバー1をごらんください。平成23年の4月1日に佐渡市は新潟県に対して平成23年度緊急雇用創出事業補助金交付申請書を出し、そしてその交付決定通知をこのようにいただいています。補助金額は総計約1億7,000万円ほどですが、これを佐渡市の観光商工課でまずこの内容を1億7,000万円のおおよそこれという決裁をしたのがいつかわかりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 済みません。すぐ出てこないのですが、当然この4月1日かそれ以前ということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） おおよそこういう1億7,000万円の事業計画を出すのには何カ月ぐらい前から準備されますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） そのときの県のほうの予算のつき方にもよりますけれども、当然この事業

につきましては23年度の当初予算にのっておりますので、準備といいますと遅くとも2月ぐらいには予算をつくる段階でのおったということになろうかと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 佐渡市は、この1億7,000万円の事業を全部で18事業計画して申請し、そのうちの7事業が委託事業でした。この委託事業のうち競争入札したのは何件で、公募によるプロポーザルは何件でしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

この事業は、各課に相談をしまして、各課から事業を上げてもらっております。それで、執行のほうも各課でやっておるということございまして、このときの観光商工課のときには、このときの緊急雇用に係る分はこの1件ということになるかと思います。それについては、先ほど来申しておりますようにプロポーザルで行ったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 緊急雇用創出事業の実施要綱の第5条の第3項によると、委託契約について原則はどうだと書かれていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 第何条でございましょうか。

○2番（荒井眞理君） 第5条第3項、県の緊急雇用創出事業。

○観光振興課長（濱野利夫君） 第3項は委託契約等、市町村における委託事業に係る委託契約の際には各市町村等の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とする云々という内容でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうなのです。原則は競争性がある手続ということなのですが、この公募によるプロポーザル、この佐渡観光総合情報発信事業はどういう理由があって競争性がないと判断したのでしょうか。なぜ随意契約と判断したのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 繰り返しになりますが、事業の内容から民間からの提案を受けたほうがより効果的な事業が実施できるという判断、価格だけでなくそういった提案があったほうがより効果的な事業ができるという判断のもとに競争入札でなく随意契約にしたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これは、基本的には失業者雇用の事業なので、特にスキルのある人がするような仕事内容とはとても思えません。これが公募によるプロポーザルだということはおかしいのではないかなと思います。では、この事業のプロポーザル公募はいつからいつまで行われましたか。ホームページに掲載された日はいつでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

佐渡市のホームページ上で公募型のプロポーザルの募集を開始したのが23年の4月11日でございます。

申し出の期限が4月の21日までということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これ実際4月11日から応募が始まっているのですけれども、掲載されたのは4月12日になっています。このプロポーザルに参加した事業者、この事業者は全部で何社でしたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 参加意向申出書の提出があったのは4社ということでございまして、うち1社が途中で辞退をしたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 資料の5をごらんください。このときのプロポーザルの審査選定人である受託者選定委員は3人おられましたけれども、お名前と肩書をお答えいただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

市の職員が2名と佐渡観光協会の職員が1名ということで、市の職員につきましては当時の観光商工課長、それからもう一人が地域振興課長ということでございます。それから、もう一名については佐渡観光協会の職員ということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 市の当時の観光商工課長ともう一人市の課長が入っているということですが、このプロポーザルの審査の結果、どの事業者が選定されたでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） NPOのエス・ネットでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君）　ここまでが一応事業者選定までの基本的な流れだったのですけれども、次に資料の4のほうに戻っていただきます。ここからプロポーザルで選定された先ほどのNPO法人、とりあえずAという名前にしておきます。私名前を言って失敗したことがあるので、法人Aとしておきますけれども、この法人が設立されたのは平成23年3月の24日となっています。普通年度末に設立すると報告など面倒になるので、4月1日にすると思うのですけれども、この3月24日に設立するというのは一日でも早く設立しようと何か慌てているような印象があるのですけれども、ここに何か不自然さを感じないですか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君）　お答えします。

法人の認証については、ここにあるように3月9日ということでございまして、法人の登記が3月24日ということでございます。法人の認証にするためには設立総会なんかを開く必要がありますので、ずっと前から準備しておったということだと思います。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君）　私の印象では、非常に慌てて、こんな別に3月24日なんて忙しい年度末に設立しなくていいのではないかと、何かをこれを早く設立しようとした理由があるのではないかという印象を持っております。この資料ナンバー4の下を見ていただきますと、今度このプロポーザルに参加しますという意向申出書が出されています。これが4月の13日になっています。これは、佐渡市のホームページには4月12日に掲載されたばかりですが、その翌日に申し出ているということは、これは事前にNPO法人の内部ではこの情報をつかんでいたことにならないかなと思うのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君）　ちょっと説明をさせていただきます。通常予算案については、議会の議員全員協議会で説明をした後、市長が記者会見で公にします。このために記者会見以降は、マスコミや事業者からの照会があった場合には事業の概要等の説明をしております。この佐渡観光総合情報発信事業については、平成23年度の当初予算に計上されておまして、議員全員協議会を経て平成23年2月25日に市長が記者会見を行っております。ここで当初予算全体が発表されておるということでございます。それで、今私申し上げました結果としてこの事業を委託することになった団体からこの記者会見以降に照会があったということです。事業概要、それから予算が成立した場合には佐渡市の財務規則に基づいて受託者を決めることになるというようなことについて担当が説明をしておるということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君）　そうすると、このNPOは事前にこの内容を知っていたということになるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） この事業の概要は知っておったということです。それから、ただプロポーザルでやるとかというようなことはその後で市が決めておりますので、それは市がホームページで発表するまで知らなかったということだと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 資料3をめくってみてください。このプロポーザルの参加要件には佐渡市の入札参加資格者名簿に登録される者であるということが必須条件になっていますけれども、このNPO法人Aは4月の5日に受け付けをしてもらっています。ぎりぎりです。設立からわずか10日ほどでほとんど実績がないのに1日で認定をするものなののでしょうか。普通このような手順で1日で入札参加資格者名簿に載るのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明をいたします。

物品の調達等の入札参加資格の審査の申請につきましては、12月から1月の末までが定期申請の受け付けということになりまして、4月1日を過ぎますと随時申請という形になります。例年大分1月末までお忘れになって、4月1日になって皆さん固めて持っていらっしゃる方が多いのですけれども、大体担当者がこの日までの分はここでもうやっつけてしまおうというような形で起案を上げてまいります。このときも数十社が入ってございましたけれども、1日で数十社を審査したというわけではございませんので、4月5日出されたものが私どもの起案は4月6日ですけれども、その時点で出されるのは物品の調達等の資格審査申請では十分な審査時間でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） この資料ナンバー3の下のほうを見ていただきたいのですけれども、そのときにこのNPO法人Aが出された実績報告書類ですが、これは5万2,000円の仕事を3月24日に設立したばかりで1週間でやったと。ここは実は黒塗りですけれども、発注した人は内部関係者の身内なのです。こういうような実績書類というのを認めるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明します。

佐渡市物品の調達等入札参加資格審査申請書提出記載要領という中で取り扱う物品あるいは業務等で、業務等で資格が必要なものは資格を証明するもの、物品販売等につきましてはそういう販売実績を過去2年程度の範囲で示せるものを提出するというふうに記載をしております。この制度は21年度から運用しておるわけなのですけれども、実際のお届けになる方々の中で例えば佐渡に帰られて起業、会社を起こされる、あるいはそもそもある会社が第二創業化のような形でこういう形も今度から行うといったときに、もちろんケース・バイ・ケースで審査をいたしますけれども、資格とかそういうものがなくて、私こ

の仕事をやりますということであれば、それは認めて登録をしております。そうした会社が仮にいろんな入札手続の中で選ばれて確実に仕事をするかどうかは、それは発注した主管課が最後まできちんと見ますが、私の入札の参加資格の名簿登録の登録するか否かの上ではより門戸を広げるという一般競争入札の趣旨に沿いまして、仮に実績がないものであってもそれが資格等を必要としないものは登録を認めております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） かなり佐渡市が譲歩しているような感じがしますが、資料ナンバー５をごらんください。これは、先ほど一度見ていただきましたけれども、申し出をした３社のそれぞれの実施体制の点数とか企画提案書の内容とかの点数ですけれども、この中で高得点をとっているのはどこでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 資料ナンバー５の合計欄がございます。159、166、206とございまして、平均点が53、55、69となっております。それで、一番右手の合計が206、それから平均点が69というのが私どものほうで業務委託を決定した業者でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 設立してまだ本当に１カ月そこそこのＮＰＯがほかの実績のある株式会社２つを抜いて最高得点をとるというのは非常にでき上がっているのではないかと思います。ちまたでは、こういうのは出来レースというのでしょうか。佐渡市が特定の業者にこれだけ手引きをしてきたような形跡があり、そして公募によるプロポーザルにもかかわらず、その業者が……資料ナンバー６をめくってください。６をめくっていただきますと、太い黒線で囲ったところがあります。ここに何と書かれているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） この点につきまして少し説明をさせていただきます。

この資料ナンバー６、重点分野雇用創出事業計画書というのは補助金の交付申請のときにつけた資料でございます。それで、太塗りのところにはＮＰＯ法人を予定すると書いてございますが、この左手のほうごらんいただきたいと思います。想定する事業委託先ということで、これ通常交付申請するときに市が委託するものが決まっているはずがないです。ただ、想定する事業委託先ということで、想定するとは文字どおりあくまでも仮の設定でということで書きなさいという、これは県の様式なのです。それで、ここにこれを書いたのは先ほど私当該ＮＰＯから予算案が公になった後照会があって事業の概要と、それからこの後市の財務規則によって事業を委託先が決まるという話をしましたが、そのときに当該ＮＰＯ法人からこの事業に参加したいという話は聞いています。ということで、そのときに参加意向を把握しておいた団体を文字どおり想定するとはあくまでも文字どおり仮の設定ということで書いたということでございます。当然これは申請の段階に決まっているわけがないわけでございますが、それでも想定するということ

で書けという様式になっておるものですから、無理やり書いたというようなことでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この資料ナンバー6のこの文言というのは、非常に問題なのです。観光情報発信関係のよその市の事業を見ますと、今までその市がホームページとか委託していた業者を想定するというふうに書いてあるのです。なぜわざわざここへNPOを指摘するのかというところは非常に問題だと思えますが、そしたらここに書いてあるとおりの事業者が選定でも一番最高点をとって仕事をとるわけです。これであれば、公募型プロポーザルなんかする必要がなかったのではないですか。この整合性はどうなっているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） プロポーザルについては、3名の委員が、市の課長ですので、責任を持って点数をつけて選んだということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 非常に苦しい答弁だと思います。この事業者が選定されるというところに不正が疑われます。市からの便宜供与とか特定業者への利益供与が強く疑われますので、庁内で調査委員会を立ち上げることを要望いたします。引き続き今度は先の質問の（1）のほうに戻りますけれども、今問題になったNPO法人の事業報告書というのについています会計収支報告書が資料ナンバー7にあります。平成23年度のものですが、この矢印で示しています①と③の事業、この1,100万収入があって1,500万支出がある、これはどういうふうに説明したら、どう理解したらいいのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

今ほどの会計収支計算書でございますが、情報化社会の発展を図る活動事業、これ1,100万ほどあります。それから、同じく支出の部で1,500万ほどありますが、この差が400万ということであります。例えば同じ収入収支の事業でございますが、1事業をやった場合は、受託したような場合についてはちょっとおかしいかなという感じがしますが、例えば1事業以上、5とか6とか10とか、そういった事業を受けた場合についてはこういうふうな結果も出るというふうに思っていますし、このことにつきましては新潟NPO法人、これは中間支援組織でございますが、中間支援組織といいますのは県のほうから育成業務とか講習会、研修会について新潟県のほうから委託を受けておる団体でございますが、そちらの法人に問い合わせたところ、各法人の計算書についてはこういったものも多数あるということでございます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、次の資料ナンバー8をめぐっていただきます。それは、翌年の同じ団体

のものですけれども、ここの収支は最終的にどうなっているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

資料ナンバー８の会計収支計算書でございますが、一番下にありますが、マイナスの496万977円ですか、以上になっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 設立２年目でＮＰＯ法人が500万円の赤字を出しているということは健全だと考えると、ＮＰＯ法人というのはそういう団体なのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

こういう場合もあり得ると思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） こういう団体に佐渡市はこれからもスポーツイベントを頼んでいかなければいけないのでしょうか。こういう団体に対して監督する責任があるのではないのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） ＮＰＯの所管するところは地域振興課になってございます。ＮＰＯ法人の監督につきましては、検査と改善命令、認証の取り消しという項目があります。ここで検査のことでございますが、法人が法令に基づいてする行政庁の処分、または定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その法人に対してその業務もしくは財産の状況に関して報告を求め、またはその法人の事務所、その他の施設に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類、その他の物件を検査することがあるというふうになってございます。ここで問題になりますのは、相当の理由でございましてけれども、所轄庁の地域振興課といたしましてはこの事業の内容について一々検査をするものではなくて、数値的に一致をすれば受け取るというふうな規定になってございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） そういうことをしていると、昨年度の報告はまだ出ていませんけれども、実は23年度に既にある会社から300万円借金をし、そして保険や、それから源泉徴収されたものも給料も未払いのまま、そして24年度に行って500万円の赤字、これについてこれから調査するという形に入りませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

NPO法人が決算を行った後、3カ月以内に所轄庁の地域振興課のほうに提出するわけですが、そのときにはその決算書につきましては当該NPO法人の総会で認証を受けたことが前提になってございます。その前提のもとに出されますので、その事業内容について一々内容について聞くようなことはしてございませんが、このたび議員のほうからこの内容等について説明を求められましたので、当該法人については調査をするということで質問書を渡してはおります。結果については、まだ出ておりません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） NPOというのは、この佐渡島においてかなり疑われている、NPOというのは怪しい団体だと思われていますが、本来健全にやっているNPOが同じように見られるということは非常に不名誉ですので、ぜひこの調査というのを最後までしっかりやっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（根岸勇雄君） 以上で荒井真理さんの一般質問は終わりました。

○議長（根岸勇雄君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、明日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 7時07分 散会